

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

開会 令和3年3月18日

閉会 令和3年3月26日

寒 川 町 議 会

出席委員 横手委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、天利委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大澤教育長
新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、鈴木副主幹、長瀬主査
深澤企画部長、高橋企画政策課長、米山主幹、三橋主幹、石黒副主幹、尾畑副主幹
佐野主査、山下主査
菊地財政課長、大平副主幹、吉田副主幹、丹内主査
青木広報戦略課長、村瀬専任主幹、木下副主幹、木内主査、渡邊主査、三好主任主事
野崎総務部長、三橋総務課長、高木専任主幹（兼）寒川文書館長、三澤副主幹
高橋主査、辻井主査、熊倉主任主事
関根施設再編課長、杉崎副主幹、守屋主査
大八木税務課長、池田副主幹、鳥海副主幹、遠藤主査
原田収納課長、瀬戸副主幹
戸村町民部長、池田協働文化推進課長、越原副主幹、奥谷副主幹
高木町民安全課長、青木副主幹、工藤副主幹
徳江町民窓口課長、岡野副主幹、筒井主査、岩崎主事

案 件

（付託議案）

1. 議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算
2. 議案第15号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和3年3月18日
午前9時00分 開会

【佐藤（一）議長】 おはようございます。いよいよ本日から26日にかけて、予算特別委員会が開催される運びとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして、6名の委員を選出しておりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算審査を進めるに当たりまして、まず委員長をお決め願うこととなります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また、第2項で、互選に関しての進行役は年長の委員が当たると規定されております。今回予算特

別委員会の構成メンバーの中での年長委員は天利 薫委員であります。恐れ入りますが、天利委員に座長をお務めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、天利委員、こちらの座長の席にお移りください。

(天利 薫委員、座長席へ移動)

【天利座長】 おはようございます。ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長の選任までしばらくの間座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、委員長の互選に入りたいと思いますが、互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がございまして、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【天利座長】 推選というお声がございましたが、あとはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利座長】 ただいま推選というお声がありましたものですから、推選ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【天利座長】 異議なしということでございますので、委員の皆様から委員長の推選をいただきたいと思います。

黒沢委員。

【黒沢委員】 横手委員にお願いできればと思います。

【天利座長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利座長】 横手委員というお声がかかりましたんですが、委員長職を横手委員にお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【天利座長】 それでは、横手委員長、こちらの委員長席にお移りください。私は、これにて座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(横手 旭委員、委員長に移動)

【横手委員長】 ただいまご推選をいただき、予算特別委員会の委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたり、令和3年度各予算審査の進行役を務めるわけありますが、何とぞ委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、委員長としての最初の務めは副委員長の選任のようでございますが、いかがいたしましょう。

(「委員長一任」の声あり)

【横手委員長】 ただいま、委員長一任という声がありましたので、僭越ではございますが、私のほうからご指名することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 よろしいですか。ご異議がないようでございますので、それでは、佐藤正憲委員にお願いいたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 ご異議がないということでありますので、佐藤（正）委員、よろしくお願いいたします。こちらの副委員長席にお移りください。

（佐藤正憲委員、副委員長席へ移動）

【横手委員長】 それでは、佐藤正憲副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、副委員長という役を仰せつかりました佐藤正憲でございます。5日しっかりと審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 では、ここで打ち合わせのため暫時休憩といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより審査を進めてまいります。

過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算、議案第15号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算の5議案であります。審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにあります予算特別委員会審査日程表（案）のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、3月26日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 異議ないようでありますので、日程表のとおり進めさせていただきます。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいと申出がございますので、これを許可したいと思います。

町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま、委員長よりお許しをいただきましたので、予算特別委員会開会の前に、私から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほどもお話も出ていますけども、本日から5日間にわたって令和3年度の各会計予算の審査をお願いするわけでございますけども、ご存じのように、新型コロナウイルス感染症の影響によって、一般財源の歳入の根幹であります町税が、非常に大きく減収見込みをしております。こういった中で、今年度の予算補正に当たっても、4月からスタートします総合計画の「つながる力で新化するまち」の将来像実現のための目標指標に沿った取組、またコロナ禍における新しい生活様式に対する取組、そして歳入

財源の取組、こういったことを基本方針として予算を編成したところでございます。

総合計画も、ここで新しくまた20年というスパンでスタートいたします。その最初の年にも令和3年度は当たるわけでございます。教育元年という取組も既に過日の施政方針の中でも述べさせていただきました。その他様々な事業展開も行います。基本としては、町民の皆様に対する安全の確保、健康づくり、環境対策、こういった基本ベースを基にそれぞれ事業を展開しているわけでございます。後ほど各担当より詳細な説明をさせていただきますので、ぜひよろしくご審査のほどお願い申し上げまして、冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ありがとうございます。暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次課等ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑の応答をしますので、ご承知おきください。タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席します。

なお、質疑については簡潔明瞭にいただき、効率よく審査を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

予算書のページ等については、タブレットにあります各課等の予算特別委員会説明（参考）資料に記載がございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

次に、企画部長より予算の概要につきまして説明をしたいと申出がございましたので、企画部長の申出を許可します。

企画部長入室のため、暫時休憩といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

企画部長より、予算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、予算の概要につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、令和3年度予算編成方針といたしまして、状況でございます。国におきましては、日本が直面する人口減少、少子高齢化という構造的課題について、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの下、令和2年7月17日の閣議で決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2020において、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、まずは感染症の拡大を防止し、早期に収束させ、地域住民の命を守ると同時に雇用の維持と事業の継続を確保し、人々の暮らしを支え守り切らねばならない、また地域経済を早期に立て直し、さらには危機に強い地域経済の構築を図り、感染症の克服と経済活性化の視点を入れつつ、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた取組を加速化していくことが必要とされたところでございます。

続いて同月21日の閣議において、国の令和3年度予算の概算要求の具体的な方針についての大臣発言要旨では、新型コロナウイルス感染症への対応など緊急な経費については、別途所要の要望を行うこと

ができるとしているが、要求額は、基本的に前年度同額としており、医療費等にかかる経費の高齢化等に伴う、いわゆる自然増などには、今後の予算編成過程で検討するとされておりました。

また、県の予算編成方針では、県税収入において新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、令和2年度当初予算額を大幅に下回ると見込んでおり、歳入全体としても大幅な減額としている一方、歳出面では、介護、医療、児童関係経費などにかかる経費が増加する見込みであり、財源不足が見込まれる中、スクラップ・アンド・ビルドの徹底等による歳出削減、抑制を図るとしながらも、今後の感染状況などによっては、さらなる税収減や追加の財政需要が見込まれるため、県財政は危機的な状況にあるとされました。

こうした国、県の状況下において、本町の令和3年度予算編成においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえるとともに、国、県支出金の額や割合などの変動は町予算にも大きな影響を及ぼすため、その動向に一層注意していく必要がございました。

このような認識の下、令和3年度の予算編成基本方針につきましては、「つながる力で新化するまち」の実現に向け、各施策や事務事業の目標に沿った取組、新しい生活様式を踏まえた取組、歳入予算を確保するための取組の3つの基本方針を掲げ、予算査定方針については、総合計画2040第1次実施計画策定における基本的な考え方を踏まえた視点、将来にわたり自立した健全財政の維持確保の視点、施策目標への貢献度を尊重した視点という3つの視点により予算編成を進めてまいりました。

次に、予算編成に当たっての課題、考え方についてご説明申し上げます。平成20年度に96億円を越えていた町税収入は、同年秋のリーマンショックを引き金とした世界同時不況の影響により、翌年の平成21年度は86億円まで落ち込み、それ以降は80億円台半ばで推移してきましたが、平成30年度は87億円台、令和元年度にあつては89億円台となるなど、近年は経済が堅調に推移していることもあり増加傾向が続く、令和2年度当初予算では、回復基調にある景気の波及効果等を踏まえ、町税全体では前年度から2億円の増加としたところではありますが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症による景気悪化等の影響により大幅な減収が見込まれるところでもあります。

一方、歳出予算のうち支出は、法令などで義務づけられ任意に縮減できない義務的経費については、平成20年決算額で62億円台であったものが、障害福祉サービス費の増や幼児教育・保育の無償化の開始をはじめとする子育て関連経費の増などにより、令和元年度で76億円台、令和2年度当初予算では80億円台となり、最も高い水準となり、令和3年度以降も義務的経費は増加傾向が続くものと予測されます。

なお、義務的経費のうち公債費につきましては、順調に償還が進んでいたことで近年は減少傾向にありましたが、小学校普通教室等空調機の設置や田端西地区まちづくり、公共施設の更新などにより増加する見込みであります。

こうした状況の中、町総合計画2040第1次実施計画の策定作業と並行して行った令和3年度一般会計予算の概算要求額では、歳入推計額を152億800万円と推計したところ、歳出要求額は168億5,500万円と16億円以上の乖離が生じたところではありますが、町総合計画をはじめ各種計画が令和3年度からスタートするに当たり、その礎となる予算編成と認識し、長期財政推計を踏まえつつ、町総合計画第1次実施計画の策定において、健全財政堅持を優先としながらも、年度間調整を役割とする財政調整基金等の活用も行いながら、令和3年度から令和6年度までの4年間の財政計画を策定したところでもあります。

また、その策定に当たっては、令和3年度予算を含め、原則として当初予算は全ての事務事業費を計上するものでありますが、厳しい財政状況の中で限られた資源配分を行うには、選択と集中という考えの下、不確定要素を排除し、予算対決算がより実額に近づけるよう調整を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に対する適時適切な対策費や国等の政策変動などに伴う緊急的対応のほか、当初予算編成時において不確実な予算については、補正予算も視野に入れながら、冒頭申し上げました予算編成基本方針に基づき確実な事業費を計上することに注力いたしました。

結果として、令和3年度一般会計予算の総額は、148億6,500万円で、前年度比3億700万円、率で申しますと2.0%の減といたしました。また、令和2年度は過去最大の予算規模としておりましたが、令和3年度につきましては、令和2年度の151億7,200万円、平成23年度の148億7,400万円に次いで3番目の予算規模となります。

なお参考までに、県内市町村では全て通年予算を編成しており、令和3年度の予算規模につきましては、県内政令指定都市を除く市の平均伸び率は1.7%の増で、本町を含む町村の伸び率は0.5%の増となっております。

町長が令和3年度の施政方針でも述べたとおり、本来であれば令和2年度は町制施行80周年の年であり、様々なイベントを通じて町民皆様と喜びを分かち合う年でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、新しい生活様式などを採り入れた行動変容が求められる中で、多くのイベント等も中止となり、地域経済も疲弊し、社会全体に孤独感、閉塞感が満ちあふれ、現在も世界全体が新型コロナウイルス感染症との戦いを続けている状況であります。

しかしながら、このような状況の中だからこそ、将来においても持続可能な町となるべく、将来を担う子どもたちに負担を残さないよう健全財政を保ちつつ、人口減少社会の中で生き残りをかけた時代の過渡期、ウイズコロナ、アフターコロナという新たな局面を迎えているところであるため、本町としても、多様化する町民ニーズを的確に捉えながら、選ばれるまちとして新たな価値の創出に向けて果敢にチャレンジしていくことが必要であることから、昨年度と比較すれば減額予算となっているものの、過去3番目となる積極予算を編成したところであります。

予算の具体的な内容につきましては、この後各課等により詳細な説明をさせていただきますので、私からの説明は省かせていただきますが、令和3年度予算の概要の紙ベースで3ページから5ページを中心に予算の概要についてご説明申し上げます。

まず予算の概要、3ページをご覧ください。

まず歳入でございます。町の財源の太宗をなし、自主財源として財政の弾力的な運用を支える町税でございますが、町税全体で80億7,520万円とし、対前年度比で5億円2,480万円、率では6.1%の減となっております。なお、県内政令指定都市を除く市の地方税平均伸び率は5.8%の減で、本町を含む町村の伸び率は5.1%の減となっております。

個々の税目の変動等につきましては、9ページ及び12ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

次に、国庫支出金及び4ページをご覧ください。4ページで、県支出金につきましては、記載のとおり、原則として特定財源であり、歳出事業費に連動して増減するものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。国庫支出金は、本年度は20億444万8,000円を計上いたしました。が、昨年度は21億883万8,000円であったため、前年度比では1億439万円の減、率では5.0%の減となります。また県支出金は、本年度は11億7,623万2,000円を計上いたしました。が、昨年度は11億8,878万3,000円であったため、前年度比では1,255万1,000円の減、率では1.1%の減となります。こちらの変動等につきましても、14ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

4 ページにお戻りください。次に町債でございますが、一般的にプライマリーバランスの黒字化については、年度内の新発債と償還元金の比較となります。が、令和3年度における新発債は、6 ページに記載しているとおり6億5,440万円で、予算の概要には記載はございませんが、予算書の97ページに記載しております。が、令和3年度の償還元金は10億6,457万1,000円であることから、新発債と償還元金を比較してプライマリーバランスは黒字となっております。

概要の38ページでございます。町債の状況についてご説明申し上げます。令和3年度の町債発行額は6億5,440万円で、年度末現在高は73億7,353万4,000円となり、町債依存度は4.4%となります。また町債の年度末残高につきましては、令和2年度末で77億8,270万5,000円であったものが、令和3年度末には73億7,253万4,000円となり、その差額は4億1,017万1,000円の減、さらに町民1人当たりの年度末現在高見込額は、令和2年度末で16万2,140円であったものが、令和3年度末には15万3,594円となり、その差額は8,546円の減となります。

以上のように新発債を抑制しつつ町債償還が進むことで、プライマリーバランスの黒字化により将来負担が減少することとなります。なお、町債の変動等につきましても、予算の概要15ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

また、再度すみませんが、4 ページにお戻りください。次に、歳出でございます。主な増減についてご説明申し上げます。まず総務費につきましては、防災行政用無線のデジタル移動通信システム更新工事や役場庁舎の自家発電設備改修工事などの増に伴い、全体では7,509万円の増、率では4.0%の増といたしました。

次に、民生費につきましては、寒川さくら幼稚園の幼稚園部分にかかる施設建替工事に対する園施設整備費補助金や障害児通所給付費などの増があるものの、保育所等整備事業補助金や旭小学校区児童クラブ建設工事などの減に伴い、全体では2億3,811万円の減、率で申し上げますと、3.8%の減といたしました。

5 ページをご覧ください。土木費につきましては、事業の進捗に伴い田端西地区組合土地区画整理事業助成金の増や川とのふれあい公園サッカーグラウンドの整備工事などの増があるものの、民営鉄道駅舎改良事業補助金や寒川駅南口整備事業の土地購入費や物件補償費などの減に伴い、全体では7,318万円の減、率では4.3%の減といたしました。

次に、消防費につきましては、消防広域化に伴い不要となる町消防デジタル無線共通波整備の撤去委託料及び無線システム改修作業負担金などの増があるものの、消防広域化に伴う被服購入の完了などの減に伴い、全体では4,368万円の減、率では5.9%の減といたしました。

次に、教育費につきましては、GIGAスクール構想に伴うグローバル教育推進事業費のICT支援員委託料や新たに開設する町営プールの施設管理委託料などの増があるものの、旭が丘中学校北棟、管

理棟の給水配管更新工事の完了や（仮称）寒川町フラットパーク建設工事などの減に伴い、全体では8,504万円の減、率では5.6%の減といたしました。

次に、公債費につきましては、元金において、令和元年度借入れの各小学校空調機等設置工事にかかる小学校施設改良事業債などの償還開始に伴い7,382万円の増、率では7.8%の増といたしました。また、利子においては、高利率だった地方債の償還終了などに伴い395万円の減、率では7.8%の減といたしました。

以上、令和3年度の予算概要につきまして、その一端をご説明いたしましたが、詳細な点につきましては、予算の概要20ページから24ページに目的別、または性質別に記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

結びとなりますが、最後に、本3月会議の冒頭、令和3年度施政方針の中で、刻々と変化する社会経済環境と人々の価値観に対応し、町民の心豊かな暮らしを実現していくため、従来のやり方や考え方の延長線での対応や得意分野をさらに磨くだけではなく、社会変革に向け、新たな視点や新たな調整をもって変えるべきところは変えることで、寒川町の未来を切り開いていくと決意すると町長が述べたところであります。

令和3年度予算は、町総合計画をはじめ各種計画がスタートする年であり、町民皆様からお寄せいただくご意見、ご要望を拝聴しながら、コロナ禍での新たな時代の幕開けにふさわしい施策実施が求められております。

こうしたことを踏まえ、町総合計画において町の将来像である「つながる力で新化するまち」を実現するため、施政方針の中でも町長から申しあげました教育元年として、将来を担う子どもたちの生きる力の育成に向け、急速に進むデジタル技術の進歩に伴い、国境を越えたグローバルスタンダード世界標準を視野に入れたグローバル教育の推進をはじめ、国の政策とも歩調を合わせながら、行政におけるデジタル技術を採用入れたICT活用による町民サービスの向上など、令和3年度の予算を通じて新たな視点、新たな挑戦に取り組んでまいりたいと考えております。つきましては、議員の皆様をはじめ町民皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上、令和3年度の予算審査に当たり、概要を述べさせていただきました。なお、配付させていただいております令和3年度予算の概要につきましては、各会計における歳入歳出項目の内訳、あるいは対前年度との比較をはじめ主要事業におきましては、各事業の財源内訳とともに、事業内容の説明も記載しております。この後、各会計の細部の事業項目につきましては、それぞれ担当課等によりご説明させていただきますが、その参考にいただければと思います。よろしくご審査くださるようお願い申し上げます。

貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

【横手委員長】 ご苦労さまでした。準備のため暫時休憩といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、議会事務局が所管する内容について説明をお願いします。

新藤議会事務局長。

【新藤議会議務局長】 改めまして、皆さん、おはようございます。これより議会議務局が所管いたします令和3年度予算につきまして、ご審査のほどよろしくをお願いいたします。説明につきましては亀井次長より、また質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 亀井次長。

【亀井議会議務局次長】 それでは、議会議務局所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、議会議務局につきましては、組織の見直しによる所管課等の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。事業の組替え等により、令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に前年度事業名を記載しておりますので、合わせてよろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。予算書46、47ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費ですが、議会議務局職員5人分の給料、職員手当等及び共済費の人件費でございます。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等及び共済費でございます。共済費につきましては、算定の基準が4月1日現在の議員数となっております。また、公費負担率は備考欄に記載のとおり、令和2年度から引き下がり、35.4%から33.6%となっているため減額となっております。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会運営経費でございます。報償費につきましては、各種団体等で開催されます大会や品評会、作品展などの議長賞の記念品代でございます。旅費の費用弁償は、各常任委員会の行政視察のほか、議会運営委員会行政視察及び新人議員による秋田県小坂町の最終処分場への行政視察の費用でございます。普通旅費は、各常任委員会、議会運営委員会及び新人議員による秋田県小坂町の最終処分場への行政視察の随行や、その他会議などへの出席に伴う職員分の旅費でございます。特別旅費は、各常任委員会への行政視察における執行部職員の旅費でございます。議会交際費でございます。議会が対応する慶弔関係等の経費で、前年度と同額で計上しております。今年度は2月末現在で8件、9万1,600円の支出がございました。需用費の消耗品費は、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費や事務局に備える各種新聞代、そのほか事務用消耗品を計上しております。需用費の食糧費は、来客用、視察来庁時の茶菓子購入代、また寒河江市議会議員の来庁による経費を計上いたしました。令和2年度の視察の受入れ状況ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受入れを中止しておりますので、ゼロ件となります。役務費につきましては、議員控室の光ケーブルによる回線使用料及びロゴチャット使用料でございます。委託料は、議員18人分の定期健康診断と大腸がん検診の委託にかかる経費、また議場及び委員会室の音響システムの保守点検委託で、年2回の保守点検を実施するためのものでございます。使用料及び賃借料は、議長車等の駐車場使用料や有料道路通行料、特別委員会や議会改革推進委員会、最終処分場の視察で使用するためのバスの借上料、またタブレット端末25台分のコンピュータ借上料でございます。負担金補助及び交付金は、会派及び議員に対する政務活動費交付金や神奈川県町村議会議長会及びなぎさブロック会議への負担金となっております。神奈川県町村議会議長会負担金は、均等割と人口割により算出さ

れたもので、1万1,000円の増額は人口増によるものでございます。この負担金による議長会の主な事業は、議員研修会や事務局職員研修及び議員の表彰関係でございます。

続いて、下表をご覧ください、議会運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は38、39ページになります。20款諸収入8節雑入のその他です。各議員にご負担いただくタブレット端末の負担金、また会派や議員ごとをお願いしている複写機に充当しています。金額は、タブレットの負担金が全議員で年間36万7,200円、複写費は実績等から年間5,400円を見込んでおります。タブレットの負担金36万7,000円を使用料及び賃借料のタブレットにかかるコンピュータ借上料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費へ充当しております。

次に、タブレット資料の7ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会公開事業費でございます。議員活動が円滑に行えるよう議決事件をはじめ町の重要事項に関し適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものでございます。需用費の消耗品費は、本会議の会議録を印刷するための用紙代でございます。需用費の印刷製本費は、「議会だより」の印刷製本費で、年4回の発行を予定しております。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料は、備考欄に記載のとおり3つの委託事業分でございます。1つ目は、本会議や各常任委員会及び予算・決算を含めた特別委員会等の会議の反訳を委託する会議録作成委託、2つ目は、会議録のデータ作成と検索システムの配信を委託する会議録検索システム委託、3つ目は、インターネット配信を委託する議会配信委託でございます。

続いて、下表をご覧ください。議会公開事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は36、37ページになります。21款諸収入1節議会費雑入広告掲載料は、「議会だより」印刷製本費に充当しております。こちらは、寒川町「議会だより」へ広告掲載を募集することで、事業者より掲載料をいただくものとなり、平成31年2月1日から施行いたしました寒川町「議会だより」広告掲載要綱に基づくものです。金額は、「議会だより」1号につき2枠あるうちの1枠分4万円の掲載料を、臨時号を除く年間発行回数の4回分16万円を歳入として見込み計上したものです。

以上をもちまして、議会費の予算説明を終わらせていただきます。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑はないようなので、以上といたします。ご苦労さまでした。

以上で、議会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、企画部企画政策課の説明になります。それでは、説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくをお願いいたします。ただいま委員長からご案内がありましたとおり、企画部企画政策課の予算審査をお願いするところでございます。説明につきましては、高橋企画

政策課長から、また質疑等につきましては出席職員全員で対応してまいりますので、よろしくお願いします。

【横手委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 それでは、企画部企画政策課所管の令和3年度当初予算につきまして、予算書及び予算特別委員会説明資料に基づきご説明申し上げます。企画政策課につきましては、組織の見直し及び事業の組替え等によりまして予算の一部に変更がございますが、該当部分については、いずれも説明資料の備考欄に新たな所管課や前年度の事業名等について記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書46ページから49ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレットの予算説明資料につきましては、7分の2ページをご覧ください。まちづくりを支える組織と基盤づくり事業費における秘書事務経費につきましては、町長、副町長の秘書事務にかかる経費でございます。報償費は、各種団体が開催する大会における賞品代、また旅費については、秘書担当職員の出張旅費、交際費については、主に慶弔関係のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交渉や交際を行うために支出するものでございます。需用費につきましては、町が主催する賀詞交換会用の生花や祝儀袋などのための消耗品費、また来客接待用の茶葉や賀詞交換会用の茶菓子等のための食糧費、また賞状用紙にかかる印刷製本費でございます。役務費につきましては、町長応接室の椅子カバーの洗濯代、使用料及び賃借料については、町長車の運行にかかる駐車場使用料、有料道路通行料金及び自動車借上料、負担金補助及び交付金については、一般財団法人地域活性化センターの会費及び湘南地区町村会の負担金でございます。扶助費については、町功労者の逝去に伴う弔慰金を計上し、総額で164万5,000円としております。令和2年度と比較した増減でございますが、備考欄に記載のとおり、特別職の普通旅費を減額したことによる旅費の減や新型コロナウイルス感染症による町村への影響に鑑み、県町村会の負担金が徴収されないため、負担金補助及び交付金を減額したことなどにより81万7,000円の減額でございます。なお、当該経費の財源については、全て一般財源となっております。

次に、3ページをご覧ください。表彰関係経費につきましては、町表彰条例に基づき毎年11月の町制記念日に合わせて開催しております表彰式に関する経費でございます。報償費については、表彰される方への記念品代、また功労表彰者用の記章代、需用費については、表彰式の記念写真代や演壇に飾る生花等の消耗品費、役務費については、式典にかかる出欠席確認用の切手代を計上し、総額では32万円としております。令和2年度と比較した増減でございますが、式典での司会者用の謝礼や功労表彰者用の記章代にかかる報償費を減額したことによりまして10万8,000円の減額でございます。なお、当該経費の財源については全て一般財源となっております。

続きまして、企画行改革担当の所管でございます。予算書については、50ページ、51ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費でございます。タブレット資料については、7分の4ページをご覧ください。企画行革事務経費については、企画行革担当が所掌いたします業務において、経常的な事務に要する経費となっております。具体的には総合計画及び総合戦略の各取組において諮問答申機関、あるいは助言、提言機関等として設置しております各種審議会等にかかる経費でございます。報酬については、総合計画審議会委員への報酬、報償費については、総合戦略策定等外部委員会委員やワークショップ

ブ講師への謝礼のほか同外部委員会の委員に対する記念品代、旅費については、総合計画審議会委員の費用弁償や企画行革担当職員の旅費、需用費については、各省庁等への要望活動で使用する手土産代にかかる消耗品費、また役務費については、2020プラン後期基本計画の計画期間満了に伴うアンケート調査にかかる郵送料を計上いたしまして、総額で72万7,000円としてございます。令和2年度と比較した増減でございますが、備考欄に記載のとおり、指定管理者選定委員会委員の報酬及び費用弁償を新設されます財産管理課の資産経営事務経費に組み替えたことによる減のほか、企画行革担当職員の旅費の減やワークショップ用のお茶菓子及び総合計画策定にかかる基礎調査委託料の皆減などによりまして538万7,000円の減額となっております。なお、当該事業費の財源につきましては、全て一般財源となっております。

5ページをご覧ください。広域行政推進事業費につきましては、単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るためスケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございます。予算の計上といたしましては、負担金補助及び交付金として、湘南広域都市行政協議会の運営費負担金を計上しており、令和2年度と同額の6万円としてございます。なお、当該事業費の財源については全て一般財源となっております。

続いて、歳入の一般財源分についてご説明申し上げます。タブレット資料については、7分の6ページ、予算書では34、35ページの16款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入のうち総合計画書等売払収入でございます。こちらは総合計画書等の販売による収入に関する計上でございますけれども、額につきましては、販売数が予測できないということから最小単位の1,000円で計上しておりまして、一般財源としてございます。

最後に、タブレット資料の7ページ、休止及び廃止等事業でございますけれども、アークリーグ開催事業については休止としてございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年4月に開催を予定しておりました2020大会を主催者である一般社団法人アークリーグと協議し、中止としたところでございます。現時点におきましては、次回大会の開催時期が新型コロナウイルス感染症の状況等も含めまして全く未定でありますことから、今回当初予算には計上せず休止という扱いにしております。

以上、企画政策課秘書担当及び企画行革担当の令和3年度当初予算のご説明とさせていただきます。審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
黒沢委員。

【黒沢委員】 2点ほど確認させていただきたいと思いますが、まず2ページの負担金補助及び交付金の70万7,000円減額の理由として、県町村会の負担金が徴収されないことによる減とありますが、町村会の負担金が徴収されないとすると、町村会で行われていた様々な事業、これは毎年必要だからやっていたと思うんですが、そういった町村会が行っていた事業というのは、どうなるんでしょうか。来年度の町村会の事業予定とか、その辺については報告をいただいた中で、事業をやらないので負担金も徴収しないという結論に至ったのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

それから、もう一点、休止及び廃止の事業、アークリーグ開催事業費が挙げられておりますけど、アークリーグについての基本的な来年度の考え方です。今の段階では、開催が全く見えていないということなんですから、昨年行われる予定だったものについては、オリンピックの予選会だということであったかと思います。オリンピックの開催についても、まだまだ見えない部分があるんですが、そうした今後の動きの中で、そういったことが可能となってアークリーグを寒川でまた開催したいという流れになったときは、やるのか、やらないのかという判断というのはどうするのか、基本的な町としての考え方としてはどう持っているのか、この時点で今年のアークリーグはまずないものと考えているのかどうか、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 米山主幹。

【米山主幹】 それでは、1点目、町村会の負担金の減につきましてお答えさせていただきます。今般町村会でも新型コロナウイルス感染症の影響で、各自治体の財政状況がいろいろ逼迫というか、厳しいということに鑑みまして、県町村会にある基金積立金を活用することによって、令和3年度においては各自治体からの負担金は徴収せずに、事業は積立金を活用することによって特に事業を低下させることなく実施していくということで、総会で決まったと報告を受けております。

以上でございます。

【横手委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 2点目のアークリーグに関する基本的な考え方についてのお尋ねでございますけども、現状を踏まえると、新型コロナの状況はまだ収束が全く見通せていないということを考えますと、オリンピック予選会として寒川町を会場にアークリーグを開催するというのは不可能かなと考えております。ただ、この後ワクチンの接種ですとか、いろいろな努力によって事態が収束しまして、国において安全宣言等も出された中で、そのときの社会経済情勢等を踏まえて、再度取り組むべきという判断に至ったときには、寒川町を会場に開催を目指していくということで、主催者である一般社団法人アークリーグと再び協議していきたいと考えております。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今町村会については、町村会で積立てがあつて、基金を活用して、これまでやってきた事業については、基金活用によってしっかりと事業としてはやりますというお話であったかと思いますが、ちなみに町村会の基金残高がどのぐらいあつて、今回基金を取り崩して、コロナ禍の中なので、いつもどおりの活動はできないにしても、それ相応の活動ができたときに、当然基金ですので、何かあつたとき、これが何かあつたときなんだと思うんですね、今年が。何かあつたときのためなんでしょうけども、どのぐらいの基金残高があつて、取崩しをして、大丈夫な状態なのかどうかという確認は町として取ったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから、アークリーグについては、主催者側とのつながりは持っている中で、昨年、今年度予定されていたオリンピックの予選としてのアークリーグというのは、まずないだろうということでありまして、様々な状況の変化の中で、国の安全宣言等があつて、町でも人が集められる状況になれば、そのときのアークリーグの開催については、この寒川町で行ってほしいという話合いまでは取れているということですね。

来年度本当に開催できるかどうかというのは、なかなか見えないですけれども、もしそういう話があった場合については、町としてもしっかりと取り組んでいくというような理解でよろしいのかどうか、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

【横手委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 まず、県町村会の関係でございますけども、今基金の残高については、申し訳ございません。手元に資料がないので、はっきりした額は申し上げることができないんですけども、こうした決断に至るまでには、町村会の事務局から資料に基づいて通知等も来ておりまして、当然のことながら基金が有効に、こういうときのために、委員おっしゃるとおり、積み立てているということで、定期総会等でも協議した結果、町村会の基金積立金の一部を活用して通常どおり年間の各取組については行っていこうということで確認はされておりますので、特に支障はないかなと考えております。

それから、2点目のアークリーグにつきましては、これも委員おっしゃるとおり、状況が改善いたしました、改めてという段階になったときには、まず優先的にといいますか、寒川町を会場に2019大会が一過性のものにならないようにという考え方の下に、町の認知度向上ですとか、様々な地方創生につながる取組の1つの大きな手段としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員、詳細な金額は求めますか。

【黒沢委員】 これは、県の町村会からしっかりと議論した上で、こういう有事のときにためている基金ですから、当然ここで基金を取り崩しても、その後様々な、もしかしたらこういう状況があと数年続いたとしても大丈夫だという判断の下になされたと思いますので、詳細な金額は結構です。

【横手委員長】 分かりました。ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 確認だけです。申し訳ないです。自分が聞き逃したのかもしれないんですけど、タブレット資料7分の4の企画行革事務経費の中の委託料について、もう一度減った理由と内容を確認させてください。それだけです。

【横手委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 大きく減った理由につきましては、昨年度は総合計画の策定の業務に絡んで基礎調査委託というものを500万円という予算を計上して行っておりましたので、ここで総合計画が出来上がってきますので、その分の委託料が皆減というか、全くゼロになるということで、その結果、500数十万円ほどの額になっておりますが、一番大きい理由としては、基礎調査委託が終了したことによって3年度は計上がないことによるということが一番大きな理由となっております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑なしと認めます。

以上で、企画部企画政策課の審査を終了いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。1時間たちましたので、再開は10時20分といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、企画部財政課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、引き続きよろしく願いいたします。続きまして、財政課の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては菊地財政課長から、また質疑等については出席職員全員で対応しますので、よろしくお願いします。

【横手委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 皆さん、おはようございます。それでは、企画部財政課所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、財政課につきましては、組織の見直しによる所管等の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。予算書48ページから51ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。こちらは財政事務を行うための財政事務経費となりまして、旅費につきましては、県庁等へ職員の旅費、需用費の消耗品は、地方債や交付税という参考図書購入費用、委託料は、統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料、使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料で、財源は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、ふるさと納税推進事業費になります。こちらの事業内容は、町外の方から町へふるさと納税として寄附をいただくためにインターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。役務費は、クレジットカード決済環境利用料、サイト掲載手数料、委託料は、返礼品の調達、手配、発送などの委託業務に対するものとなっております。なお、令和2年9月より掲載サイトを増やしたことにより、寄附金の増を見込み事業費を増額いたしております。また、寄附の使い道を具体的に示した支援を募るクラウドファンディングにより、猫の不妊・去勢手術、里親募集などを行っている団体の活動を充実させるため、寒川町キャットプロジェクトを令和3年度も引き続き継続いたします。なお、特定財源は歳入番号1、予算書34から37ページのまちづくり寄附金4,179万円のうち1,996万1,000円を本事業に充当するほか、まちづくり基金積立金へ2,103万9,000円、地域保健医療体制充実事業費の湘南看護専門学校新設支援補助金に79万円を充当しております。なお、まちづくり寄附金につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、掲載サイトを増やしたことにより前年度より1,000万円の増と見込んでおります。

次に、タブレット資料4ページ、財政調整基金積立金になります。予算計上額は、基金利子分で直近の定期預金利子を参考に計上しております。下表の財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書34、35ページの利子及び配当金の1行目、財政調整基金利子19万8,000円となります。

次に、タブレット資料5ページ、公共施設整備基金積立金になります。財政調整基金積立金と同様に予算計上額は預金利子分となります。下表の特定財源、歳入番号1、予算書34、35ページの公共施設整備基金利子の1,000円となります。

次に、タブレット資料6ページ、減災基金積立金になります。こちらも預金利子分となります。特定

財源は、歳入番号1、予算書34、35ページの減災基金利子の7,000円となっております。

次に、タブレット資料7ページ、まちづくり基金積立金になります。こちらは預金利子分のほかにふるさと納税によるまちづくり寄附金を積み立てるもので、ふるさと納税による寄附金の増を見込んだことによる増でございます。

下表の特定財源でございますが、歳入番号①は、予算書34、35ページのまちづくり基金利子の7万1,000万円と歳入番号2は、34ページから37ページのまちづくり寄附金のうち本事業へ2,103万9,000円を充当しております。

次に、タブレット資料8ページの土地開発基金繰出金になります。他の基金積立金と同様に予算計上は預金利子分を計上しております。特定財源は、歳入番号1、予算書34、35ページの土地開発基金利子1万2,000円となっております。

次に、予算書56、57ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は9ページをご覧ください。契約検査事務経費ですが、町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。1節報酬につきましては、隔年で実施しております電子入札共同システムの定期申請の年に該当しないため、会計年度任用職員の報酬が皆減となっております。報償費は、優良建設工事の表彰記念品の購入費、旅費は、電子入札事務や検査事務の職員旅費、需用費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報システムの利用料、負担金補助及び交付金は、電子入札共同システム事業の運用にかかる負担金などとなっております。

続きまして、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書36ページから39ページ、下水道事業事務費負担金につきましては、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に特定財源として19万円を充当しており、その他の充当事業につきましては、下段の内訳をご参照ください。

次に、予算書は11款まで飛びまして、96、97ページ、11款公債費1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。町債償還元金となります。償還終了の事業債があるものの、令和元年度借入れの各小学校空調機等設置工事にかかる小学校施設改修事業債などの償還開始に伴い増となっているもので、財源につきましては全て一般財源となっております。

続きまして、予算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。町債償還利子となります。高利率であった地方債の償還終了や償還年数の経過に伴い利子分が減少したことにより減となっており、財源につきましては全て一般財源となっております。

続きまして、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。当初予算額といたしましては、前年度同様5,000万円を計上しております。

続きまして、歳入の一般財源分についてのご説明をさせていただきます。タブレット資料は13ページ、予算書は20、21ページの2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税でございます。こちらは2,000万円を計上しております。エコカーの普及によるガソリン消費の減を見込み減額で計上しております。

続きまして、予算書20から23ページの2項1目自動車重量譲与税で、実績などから6,000万円を計上しております。

続きまして、3 項 1 目森林環境譲与税につきましては、令和 2 年度と同額385万円を計上しております。

次に、3 款 1 項 1 目利子割交付金でございます。実績などを勘案し300万円を計上しております。

続きまして、4 款 1 項 1 目配当割交付金でございます。実績などを勘案し2,000万円を計上しております。

続きまして、5 款 1 項 1 目株式譲渡所得割交付金でございます。実績などを勘案し2,500万円を計上しております。

次に、6 款 1 項 1 目法人事業税交付金につきましては、令和 2 年度の実績を参考に3,000万円を計上しております。

続きまして、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症による消費低迷を考慮し、8 億2,000万円を計上しております。

次に、8 款 1 項 1 目環境性能割交付金は、実績を勘案し2,000万円を計上しております。

次に、予算書は24、25ページの9 款 1 項 1 目地方特例交付金でございます。住宅ローン控除の減収補填措置分でございます。近年の傾向を勘案し4,100万円を計上しております。

次に、10 款 1 項 1 目地方交付税でございます。普通交付税につきましては、不交付が続くと見込み計上せず、特別交付税について昨年同様100万円を見込んでおります。

次に、11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金につきましては、近年の傾向を勘案し600万円を計上しております。

続きまして、予算書は30、31ページの15 款 県支出金 1 項 県負担金 3 目 市町村移譲事務交付金423 万 3,000円でございます。こちらは、県の事務の一部を町が移譲を受け処理することとした事務に要する経費について県から交付を受けるものでございます。内容は、旅券の発給申請の受理、鳥獣捕獲の許可、都市計画関係の許可等、福祉関係書類の受理や経由等などでございます。

次に、2 項 県補助金 1 目 総務費 県補助金 1 節 総務管理費 補助金の 4 つ目の市町村事業推進交付金74 万 6,000円でございます。青少年育成事業及び鳥獣保護管理対策事業などへの補助金で、補助割合は2 分の 1 となっております。各充当事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲 1 に記載しております。

続きまして、予算書は32、33ページ、7 目 1 項 市町村自治基盤強化総合補助金969 万 5,000円でございます。こちらは県独自の補助金で、地域主権社会の実現に向け市町村の自主性、主体性を尊重し、権限移譲への取組や広域で行う事業などのために補助されるもので、補助割合は2 分の 1 から 3 分の 1 となっております。各事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲 2 をご覧ください。

続きまして、予算書は34、35ページをご覧ください。16 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金の一番下の株式配当金でございます。例年配当をいただいております三光工業株式会社様の配当を計上しており、その配当金につきましては、寄附者の篤志を尊重し、中学校の教育活動事業費に全額充当しております。

次に、2 項 財産売払収入 1 目 物品売払収入の下から 4 行目、予算書等売払収入の3,000円でございます。

続きまして、予算書は36、37ページ、タブレット資料は14ページをご覧ください。18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は5億5,000万円を計上してございます。財源の年度間変動に対応する目的で繰り入れるもので、財源不足を補うため前年度より3億1,000万円の増、率にして129.2%の増としております。

続きまして、2目まちづくり基金繰入金は3,524万2,000円を計上し、こちらはふるさと納税をはじめ町への寄附をいったん積み立てたものを寄附者の意向を踏まえ事業財源として繰り入れるものでございます。充当先は川とのふれあい公園サッカーグラウンド整備工事ほか7事業に充当しております。その他の事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲3をご覧ください。なお、各事業の事業内容につきましては、充当先が所管になりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、19款1項1目繰越金前年度繰越金2億8,000万円でございます。こちらは決算上の余剰金を見込んでいるものでございます。

予算書は38、39ページ、20款諸収入4項1目雑入8節雑入の上から2番目の市町村振興協会市町村交付金1,088万1,000円でございます。ハロウィンジャンボ宝くじの収益でございますが、この収益が市町村に配分されるものでございます。

最後に、21款1項町債でございます。町債につきましては、公共施設再編計画実施事業債ほか8事業に対し総額6億5,440万円の借入れを予定しております。なお、各事業債を借り入れる事業の詳細につきましては、所管課からの説明になりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、予算書は40、41ページ、自動車取得税交付金でございます。こちらは自動車取得税が令和元年9月に廃止されたことにより、昨年度は科目設定としておりましたが、令和3年度は廃款としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 それでは、1点だけお聞かせいただきたいと思いますが、15分の3ページ、ふるさと納税推進事業費で、今回576万円増額されているようなんですが、説明にもあったように、情報発信でいろんな形で、あとキャットプロジェクトも継続してやっていくんですが、寒川町は残念ながら1年間を通じてふるさと納税の返礼品、そういったことが結構少ないと思っているんですが、これが増額という施策はどう考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいんですが。

【横手委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 ありがとうございます。かねてから寒川町は返礼品が少ないということで、以前黒沢委員からも、各課と調整関係を持ち、産業振興とか、そちらと協力ということで、今農産物については調整しているところで、可能になるかどうか検討はしているところになります。

こういった形で増やすかということなんですけども、今年度につきましては、今年9月からサイトを広げたことにより、寄附される方の目につく回数が結構増えたということで、本年度の実績につきましても、前年度比で大体1.5倍の寄附が集まっている形になります。ですから、この傾向を踏まえまして令

和3年度につきましては、増額という形で見込んでいるところであります。

これからまたさらになんですけれども、それにつきましては、一般的な返礼品ではなく、知恵を絞った返礼品、普通では考えられないようなものも返礼品になるものもありますので、そういった部分を職員の知恵を絞りながら新たに提供できればなどは考えているところなんですけれども、そういうところで返礼品を増やしていきたいと考えております。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。この財源が非常に大事になってきますので、お金をかけるところでは、必ずお金が戻ってくるような形で施策を立てていただくというのがありがたいなと思っております。物を返すだけじゃなくて、キャットプロジェクトもそうなんですけれども、そういったものだけではなくて、寒川ならではの観光を誘致するとか、今難しいとは思いますが、そういったところで神社の関係とか、いろんな部分で寄附することによって、いろんな形で得を得られるような、そういったものの心の豊かさをふるさと納税をいただいた方にお返しするような試みが必要ではないかなということで、ご意見という形で要望とさせていただきますので、よろしくお願いします。

【横手委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 物だけで返すということではなく、今年度からまた新たな役務の提供ということで見守り、そういった提供もしておりますので、物で返さないものについても今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 私も今のふるさと納税推進事業費についてお尋ねしたいんですけども、今回掲載サイトを増やして1,000万円増を見込んでいるということなんですけども、1,000万円増について、増やしたから増は見込める、閲覧する人が増えるので増えるんでしょうけども、1,000万円増になる根拠というのはまずお尋ねしたいのと、あともう一つ、予算書の6ページの第3表の債務負担行為について、令和3年度から19年度まで保健福祉施設借上料についてお尋ねしたいんですけども、恐らく、あそこの駐車場に建てる施設かなと、それを確認させていただきたいのと、令和3年度そのやっていく事業の中身を、どういった事業で進めていくのかということを開かせていただけますか。

【横手委員長】 そうしたら、今お答えいただけるところまでで、あとは担当の部署に聞いてほしいということよろしいですか。ということになりますので、では、2つあったと思いますので、それについてお答えいただけますでしょうか。

菊地課長。

【菊地財政課長】 ふるさと納税の増額した根拠ということなんですけども、寄附者はコロナで収入も今年度前年比で下がっている部分もありますけれども、サイトを開いた以降、対前年比で計算いたしまして、大体このぐらい見込めるのではないかなという形で、絶対入るという金額ではありませんけども、ここまでは大丈夫だという金額を計上しているものでございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 見た実績ということで、今回1,000万円上げたということですね。今言った1,000万円で大丈夫だろうということであれば、最低限このぐらい見込めるという見解でよろしいんですか。

【横手委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 蓋を開けてみなければ分からない部分はあるんですけども、例年としてこのぐらいいはということで、増額分としてはこのぐらい見込めるということで計上しております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 私もふるさと納税ですけど、今回推進して、ふるさと納税が増えるだろうという見込みを立てましたけれども、以前から毎年のように確認されていますが、税が入ってくる分もあるんですけど、流出してしまっている部分もあるんですけど、その見込み、外に出ていく分とのバランスというのは、寒川町は特殊なことをやったとき以外は例えばマイナスだったと思うんですけど、特殊なことと言っちゃいけないね。創意工夫をしていっぱいいただいたとき以外は、マイナスになっていたかなと思うんですけど、来年度のその辺のバランスというのは、どう捉えていますでしょうか。

【横手委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 ふるさと納税による流出額と一般的に言われているんですけども、令和元年度につきましては、寄附額がおよそ2,800万円だったんですけども、控除された額が3,700万円、税の流出が、ということで1,000万円の超過という形になっております。例年平均しておきますと、令和元年が約3,800万円、平成30年度が4,000万円の流出、29年度がやはり2,900万円の流出、大体3,000万円から4,000万円ぐらいの流出ということになっております。ですから、こちらの流出分以上には寄附していただかないとなかなか厳しいものかと思います。その中に返礼品の経費がありますので、その経費の分だけは持ち出しという状況になっておりますので、この差を埋めるべく獲得するような努力をしなければいけないとは考えているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今回は推進事業で頑張って、前年度より576万円増やして、かけて寄附としては1,000万円多くいただこうと、いただく寄附額としては流出とほぼ同じなだけけれども、推進事業費のかかる部分についてはマイナスになってしまうから、トータルするとマイナスが続いてしまっている、何とかその乖離をできるだけ抑えようという努力が今年度も現れているのかなと思うんですが、何とかこれからも創意工夫していただいて、推進事業費をかけても、しっかりとプラス・マイナスゼロぐらいまでは持っていきたいなと思っているわけですが、先ほどの天利委員の質問と重なるかもしれませんが、来年度も含めて今後の展開としては、これまで何年かやってきた中で、非常に不利な状況の中でうちの町はやられちゃっている、国の制度がこうなっているから、何もやらないと持っていかれるだけなので、やるしかないわけなんですけども、そういう中で様々な知恵と工夫がこれからも必要になってくるかと思っておりますけれども、その辺については、財政という担当の中でどういう話し合いを持って新しい方策を見いだしているのかという苦勞の部分をお聞かせいただければと思います。

【横手委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 物に表される形になりますと、絶対数が決まっておりますので、なかなか新しい発掘はできないような形になっております。ですから、いろんな情報等、全国でいろんな知恵を絞った返礼品等がございますので、そちらも随時参考にしていただいております。そういったもので返礼品の数を増やしていきたいと思います。また、財政だけで考えますと、固まった考えになっておりますので、予算査定等のときにもクラウドファンディング等も含めまして、新たな財源確保ができないかということで、各課にも投げかけしておりますので、そういったところで返礼品の拡充を徐々にでもしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 深澤部長。

【深澤企画部長】 ふるさと納税については、かねてから町の立ち位置というか、そういった中でかなり不公平な感じは受けています。基本的に流出しても、もらったほうは基準財政収入額に入らないという状況の中で、我々流出側は交付税をもらっているところは、収入減になったものに対して交付税で見られていますから、不交付団体である我々の流出というのはどこにも反映されないという中で、かねてからいろいろと国、県への要望だとか、そういった中でもこの制度の不利益性については訴えかけてきておりますので、引き続きそれについてはじっくりとお話を腰を据えてやっていきたいなと思っています。ただ一方では、そういったことをやっている間にもどんどん流出してしまいますので、我々としては知恵を絞っていかねばならないと考えておまして、先日も1つ返礼品の開発というか、返礼品はお肉だとか、魚だとか、そういったものが喜ばれるところでありますが、町はどちらかというと工業城下町という状況の中で、1つ企業さんからご提案いただきまして、車を造っている会社の中でエンジンの本物の部品をエンジンのプラモデルと合わせて返礼品にするというような、かなり付加価値のあるもので、実際にその企業さんが一気になくなったという状況もありましたので、返礼品に加えたということで、お話ししたところ、ご快諾をいただいている状況で、これからそういったこれまで返礼品にならないじゃないかなと思うようなところも、我々としてはそういった知恵をお借りしながらやってきておりますし、またどちらかというと寒川限定というような名がつくようなものもまだまだ掘り起こせばあるんじゃないかなと思っています。私も町内を歩いているときには目を皿のようにして返礼品にならないかなとずっと見ていますけど、そういった日頃からの掘り起こしをすることで、先ほどの増額分についてもクリアしていきたいとは考えておりますので、引き続き我々は全力を持って対応してまいりたいと考えます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、ないようなので、佐藤(正)副委員長、お願いします。

【佐藤(正)副委員長】 引き続きふるさと納税だったんですが、いろいろ論点は出たと思うんですが、まずチャンネルを増やした、サイトを増やしたんですが、これは恐らく去年予算の総括で答えをいただいたとおりにやっていたのかなと思うんですが、サイトを増やしたことによって、新しく導入したサイト、何となく分かっていますけど、それについては、かかる諸経費というのは今までのサイトと同じ水準のものであるかどうかお聞かせいただきたいのと、あともう一つ、返礼品のルールで3割

ルールというんですかね。おとしぐらいから導入されたルールだと思うんですが、町としては基本的には3割以内のものに返礼品というのは限定しているのかということにお答えいただきたいと思います。

もう一点別のところなんですけど、15分の5ページで、公共施設整備基金の積立金、これは利子を積み立てていると思うんですが、基金の残高がどうなっているのかということと、この基金の使途を何か考えているのかお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 負担割合なんですけれども、負担割合につきましては、3割ルールということで返礼品は3割以内という形になります。何の3割かといいますと、その商品が1,000円としましたら、その3割としまして逆算して寄附額を決めている形になりますので、寄附額の3割の商品、商品の金額から逆算という形で3割以内としております。

公共施設の整備基金の関係なんですけども、こちらにつきましては、従来からの基金で動いていない基金と言われればそういう形になりますけれども、以前から部長からも再三基金の統合等を検討するとお話はさせていただいているところなんですけども、今のところこの基金をどこに使うかについては決まっておりません。なお、基金につきましては、40ページに今現在の基金の積立額が載っておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

以上です。

【横手委員長】 使用しているサイトは何をやっている、どのぐらい増えた、何が増えたのか、それもお答えください。

【菊地財政課長】 サイトにつきましては、今までふるさとチョイスという大手ふるさと納税のサイトなんですけども、今までフルナビというところも一時使っておりまして、休止しておりましたが、再び開始しまして、フルナビ、あと楽天で3か所3社に掲載をお願いしております。経費につきましては、増えたというよりは、横並びと言っていいかわからないんですけども、大体同じぐらいの手数料で運営している形になります。ですから増えたという形ではございません。平均的な今までどおりという形でお考えいただければと思います。

以上です。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 返礼品の仕組みについてお答えいただいたんですが、そうすると、これは寄附額が幾らだから、それに見合った返礼品を探すというよりは、返礼品を探して行って、例えば1万円の商品があったら、それに見合う寄附額をつくる、2万円の商品があったから、それに見合う寄附額をつくっていく、そういう仕組みで対応していけるということは、まずは返礼品を見つけることだと、金額にかかわらず、そういう方針でやっているのかどうか最後お答えいただきたいと思います。

もう一点、基金なんですけど、今お答えはいただきました。統合も考えていくというようなお答えもいただいたんですが、これは今考えたほうがいいんじゃないですかね。再編計画というのが作られた中で、一方で公共施設整備基金積立金の使い方というのが定まっていなくて、この辺の基金というのは、当然使う目的があって積み立てるものなんだと思うんですよね。なので、今ちらっとお答えいただいたんですが、基金については、ちゃんと使えるもの、目的を持ったもの、そういった形にあ

る程度統合していくべきだと思いますが、その点についていま一度お答えいただけますでしょうか。

【横手委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 ふるさと納税の寄附額の設定ということで、まず返礼品があつて、だから3,000の返礼品があるとしましたら、1万円で寄附額を設定するという形、これにつきましては、返礼品の提供者との調整になりますので、必ず3割ということではなく、それ以下でも構わないですし、意向を踏まえて調整しながら3割以内で寄附額を設定するという形になっております。

【横手委員長】 深澤部長。

【深澤企画部長】 2点目の公共施設整備基金ということで、こちらについて概要にも出ておりますが、大体370万円の基金残高がございます。こちらは開発行為に伴って町が受けた寄附を積み立ててきたという状況の中で、現在はこちらの基金については活用されていないという状況でございます。ご指摘のとおり、特定目的基金がいろいろございますが、少額基金を数多く分けていても、要は財源としての繰替運用もできづらいですし、今後公共施設を再編していく中で多くの財源が必要となってくるという中では、特定目的基金に置いてしまうと限定になりますので、こういったものを1回整理しながら基金統合というのは考えていかなければいけない時代に来ているという中で、今財政計画だとか財政推計もまたいずれ見直しが喫緊には出てくると思いますので、その際にそういった全ての資産をどう活用するか、それを検討しなければならないと思いますので、その段階で検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部財政課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続きまして、企画部広報戦略課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、企画部最後となります広報戦略課の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては、青木広報戦略課長から、また質疑等については出席職員全員で対応しますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和3年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております予算書及び予算の概要、またタブレットのファイル番号040広報戦略課にございます予算特別委員会説明資料を基にご説明をさせていただきます。なお、広報プロモーション担当及び統計マーケティング担当所管の事業につきましては私からご説明申し上げ、情報システム担当所管の事業につきましては村瀬専任主幹よりご説明申し上げます。また広報戦略課におきましては、組織の見直しに伴いまして予算の一部に事業費が移管となる変更がございます。事業費の移管先につきましては、予算特別委員会説明資料の備考欄に記載のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書50ページから53ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。
タブレット資料は2ページをお開きください。

最初に、統計マーケティング担当所管のマーケティング推進事業費でございます。この事業は、住民起点の施策等の立案に向け、eマーケティングリサーチ制度等による住民の意向把握及び町や人を取り巻く様々な外部環境調査等を行うものでございます。7節報償費については、マーケティングマネージャー1名分の謝礼とeマーケティングリサーチ制度のeモニターに対する謝礼及びアンケート設計研修等の実施にかかる講師謝礼でございます。昨年度と比較し増となっている理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、組織改正によりましてマーケティング部門が企画政策課へ移管されることに伴い、主にマーケティングを主導するマーケティングマネージャー1名分の謝礼を当事業費へ移管したことによるものでございます。8節旅費については、各種調査等にかかる職員の普通旅費、11節役務費については、eモニターに対する謝礼の郵送料でございます。なお、当事業に充当している特定財源はございませんので、全額一般財源による支出となっております。

続きまして、予算書は同じく50ページから53ページ、タブレット資料は3ページをご覧ください。広報プロモーション担当所管の広報プロモーション活動事業費でございます。この事業は、広報紙、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と、町の認知度向上によってターゲットとなる人たちの移住定住の可能性を高めるために、町のブランディングにのっとった効果的な情報発信とコミュニケーション活動を行うものでございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費については、予算計上はありませんが、こちらは広報紙製作業務において、これまで会計年度任用職員を雇用しておりましたが、来年度より職員のみで進めることとしたことによる皆減でございます。

次に、7節報償費につきましては、マーケティングマネージャー1名の謝礼で、増減理由については先ほどもご説明させていただきましたが、組織改正に伴いマーケティングを主導するマネージャー1名分の謝礼をマーケティング推進事業費に移管したことによる減となります。

次に、8節旅費については、神奈川県市町村広報広聴連絡会や移住定住関連の会議等の出席にかかる職員の普通旅費、10節需用費の消耗品は、ブランド醸成活動や広報掲示板用の消耗品をはじめ動画の積極活用による情報発信力強化に向けた広報機器の消耗品でございます。次の印刷製本費は、ブランド醸成活動にかかるポスター等の印刷代でございます。次の11節役務費は、通信運搬費、保険料及び広告料でございます。通信運搬費については、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料、保険料については、役場前交差点付近の三面啓発塔の保険料、広告料については、移住定住の促進に向けターゲットとしている町外の方や、実際に移住を検討している方に対する直接的遡求活動の強化を図るため実施しております住宅情報サイト広告及びSNS広告の展開にかかるものでございます。12節委託料は、広報さむかわ製作業務のほか町ホームページ、メール配信サービスに関するもの、広報紙等のポスティングによる全戸配布業務、移住ポータルサイトの保守業務、『「高座」のころ。』推進実行委員会への委託、地域コミュニティ放送レディオ湘南を活用した広報番組制作業務に関するものとして、計7本でございます。また、前年度から減となっている主な理由は、広報さむかわ製作業務委託におきまして、令和2年度にあつては町制80周年に当たる年であり、また2020東京オリンピック・パラリンピックも予定されて

いたことから、特集記事の大幅増が見込まれ、一部ページ数を増とするための予算としておりましたが、令和3年度については、年間を通じて現行の24ページと固定化させたことによる減となっております。

次に、13節使用料及び賃借料は、新聞等の著作物複写利用料とブランドの可視化や動画編集に資するソフトライセンス使用料でございます。

次に、17節備品購入費は、動画の積極活用による情報発信力の強化を図るため、動画編集用のPC等の整備を図ることによる皆増でございます。次の18節負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本広報協会への負担金となっております。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書32ページから33ページの県支出金自衛官募集事務委託金については、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集の事務のうち広報紙への記事掲載に対して配分されるものでございまして、予算額の全額を広報さむかわ製作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号②、予算書36ページから37ページの諸収入広報掲載料については、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじ及び新市町村振興宝くじ、通称ハロウィンジャンボ宝くじの販売について、広報紙等への掲載協力をすることで、その収益金の一部が公益財団法人神奈川県市町村振興協会から交付されるものでございまして、予算額の全額を広報さむかわ製作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号③、予算書同じく36ページから37ページの諸収入広告掲載料につきましては、広報紙及び町ホームページへの広告掲載に関するものでございまして、広報さむかわ製作業務委託料及び町ホームページの運用委託料にそれぞれ充当しております。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は94万1,000円で、一般財源額は3,736万1,000円となります。

【横手委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 続きまして、私から説明させていただきます。予算書は50ページから53ページ、タブレット資料は4ページをご覧ください。情報システム担当所管のICT活用事業費でございます。この事業は、行政手続きの電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に実施していくための事業となります。旅費は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会等への出席にかかる職員の普通旅費、需用費は、プリンタのカートリッジや記録媒体等のコンピュータ周辺機器にかかる消耗品費、役務費は、通信運搬費でございますが、ウェブ会議ツール、モバイルルータ、ビジネスチャットツールなどの利用開始並びにRPA、AI-OCRの支出科目変更により増となっております。委託料は、町情報セキュリティの確保やICT活用にかかる委託料でございますが、内部事務ペーパーレス化のための各種サービスの構築費用、及び町民サービスデジタル化のためのLINEアカウント運用開始により増となっております。使用料及び賃借料は、サーバーやノートパソコン等のコンピュータ借上料でございますが、RPA、AI-OCRの安価なサービス導入及び支出科目の変更により減となっております。負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書36ページから39ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきまして、充当先は役務費、委託料、使用

料及び賃借料に合計で123万4,000円を充当しており、本事業における一般財源額は5,704万9,000円でございます。

続きまして、予算書は52ページから53ページの2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。コンピュータ利用事業費でございます。この事業は、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため、円滑な事務の執行に資するようコンピュータを効率的に運用、活用していくための事業でございます。報酬は、会計年度任用職員1名分の報酬及び時間外勤務手当、職員手当等は同職員の期末勤勉手当、共済費は、同職員の社会保険料、旅費は、同職員の通勤手当、また県及び県等への職員の普通旅費、需用費消耗品費につきましては、電算処理にかかる用紙代やトナー代等、役務費は、通信運搬費でございまして、住民情報のオンラインバックアップにかかる回線使用料、委託料につきましては、住民情報システムの運用等にかかる委託料でございますが、基幹系システム最適化委託料につきましては、令和2年度単年で完了したことにより減となっております。使用料及び賃借料につきましては、住民情報システム等とその周辺機器のコンピュータ借上料でございますが、入札及び機器更新時の構成の見直し等により減となっております。負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金及び交付金でございますが、マイナンバー連携システムにおける次期中間サーバー構築費用につきまして年度ごとに業務内容、規模が異なり、令和3年度は減となっております。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は28から29ページ、国庫支出金社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）につきましては、先ほどご説明申し上げた地方公共団体情報システム機構負担金及び交付金のうち中間サーバーの次期システム構築にかかる経費を対象としたものでございまして、補助率は10分の10でございます。

続いて、歳入番号②、予算書36ページから39ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金にそれぞれ充当しております。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計につきましては132万3,000円で、一般財源額は6,810万4,000円となります。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、続きまして、予算書は62ページから63ページの2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は6ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。統計調査事務経費は、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査にかかるもの、また統計の普及に資する経費でございまして、統計さむかわ、統計月報の発行をはじめ登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施などにかかる経費の全額を県の交付金を財源とし実施しているものでございます。8節旅費は、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、10節需用費は、統計さむかわ作成にかかる用紙代等の消耗品費、11節役務費は、通信運搬費でございまして、統計調査員に対する各種研修案内等の郵送料でございます。

続いて、下の表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書34ページから35ページの県支出金統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査及びその事業に対して10分の10で交付されるものでございまして、全ての支出科目に全額を充当しております。よって、本事業における一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、最後になりますが、予算書は62ページから63ページ、タブレット資料は7ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。基幹統計調査事務経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や工業統計調査等の基幹統計調査の実施にかかる経費でございます。令和3年度については毎年実施しております学校基本調査に加え、経済センサス活動調査の実施年度となっております。1節報酬は、統計調査員及び会計年度任用職員の報酬、3節職員手当等は、調査に伴う職員の時間外勤務手当、7節報償費は、経済センサス活動調査の協力者に対する謝礼でございます。8節旅費については、統計調査員等の費用弁償や調査説明会等への出席にかかる職員の普通旅費、10節需用費は、統計調査にかかる消耗品費、11節役務費は、通信運搬費で統計調査員への調査関係書類等の郵送料でございます。

続いて、下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書34ページから35ページの県支出金基幹統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する国の委託統計調査及びその事業に対して10分の10で交付されるものでございまして、全額を各支出科目に充当しております。よって、当事業における一般財源の持ち出しはございません。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和3年度予算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。
茂内委員。

【茂内委員】 町の情報発信について2点ほど伺いたいと思います。1点目は広報紙なんですけども、町の広報紙は、見やすく読みやすいと私も思っているんですが、このたび寒川町の広報紙が神奈川県の広報コンクールで賞を取ったとお聞きしました。作る側からしまして、このような点が評価されて受賞したと考えることがありましたら、教えていただきたいなと思います。

あと2点目ですが、これもまたSNSのインスタグラムなんですけども、町のインスタグラムは、県内でも自治体の中としてはかなり人気があると私も耳にしております。私自身も、毎日投稿を楽しみにしておりますが、インスタグラムの現在の人気が高まった経緯について、どのようにされているかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、初めに、ただいま広報紙とインスタグラムにつきまして高評価をいただきました。ありがとうございます。それでは、私から1点目の広報紙に関するお尋ねにつきましてお答えいたします。今年度受賞いたしました神奈川県広報コンクールにつきましては、4部門ございまして、広報紙の部、2つ目が広報写真1枚写真の部、3つ目が組写真の部、4つ目が映像、この4部門で構成され、このたびは広報紙の部と、それと組写真の部の2部門を受賞いたしました。広報紙の部につきましては、町村の部、13作品が対象になりますけれども、その中で優秀賞の2席を、それと組写真の部については、市町村が対象になりまして、21作品になりますが、その中で優秀賞の4席を受賞する結果となっております。お尋ねがございました評価された点をどう考えるかということについては、平成30年2月からブランディングの取組を始めて以降、毎月の広報紙製作とか編集に当たっては、町民の皆様が生活する上でどんな情報が欲しいのかというのは当たり前のこととして、それ以外に潜在的なニーズをしっかりと想像しようよということですか、あと毎号のコンセプトもしっかりと考えながら進

めているということ、さらには町民の皆様が広報紙を読んでいただくことで、次の行動につながるような紙面作りをしていきたいという思いを持ちながらやっていることが、今回の評価につながったものと捉えております。

私からは以上です。

【横手委員長】 木内主査。

【木内主査】 2点目のInstagramについてですが、ブランディングの取組開始以降フォロワーの皆様とのコミュニケーションを大切に取り組んでまいりました。初めに、フォロワー数の推移について触れさせていただきます。平成30年2月のブランド発表時のフォロワー数は953人でしたが、令和2年1月にはフォロワー数が1万人を超え、本年3月1日の時点でフォロワー数は1万611人となっております。お尋ねの取組の具体的な内容につきましてですが、1点目といたしまして、当時県内自治体の公式SNSによるプロモーションは一方通行の発信であった中、寒川町はフォロワーとのコミュニケーションを重視したコメント返しやいいね！返しを開始いたしました。2点目といたしまして、皆様から投稿していただいた写真を活用して、役場本庁舎入り口での写真展の開催やコミュニティバスのバス停のリニューアル、広報紙の表紙の製作などを行ってまいりました。3点目といたしましては、フォロワーの皆様これまでの感謝の意を表するため、フォロワー1万人達成記念フォトブックの制作を行いました。また、今年14日に開催した成人式において企画いたしましたメモリアルフォトプロジェクトにおいても、成人の皆様とのコミュニケーションツールとして活用しております。

以上となります。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 突っ込んで聞きたいんですけども、広報紙について、広報コンクールの審査員の方からは具体的にどのようなコメントとか講評があったのかということをお聞きしたいのと、2つ目は、Instagramが、今のお答えを聞くと、フォロワー数がすごく上がっているなど思うんですが、インスタをやってみて、コミュニケーションを大切にされて取り組まれたということなんですけども、その成果はどんなものがあるのでしょうか。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、最初に1点目の今回受賞するに当たって審査員からいただきましたコメントについて、私からお答えさせていただきます。今年度いただきました審査員からのコメントにつきましては、そのまま読ませていただきます。「毎回評価の高い寒川町の広報紙。今回は地元BMX選手を大きく取り上げ、充実したインタビュー記事を展開している。いつも写真が巧みなのですが、簡単に撮れる写真ではないと思う」というコメントがございました。また、寒川町カレンダー、これは広報紙の一番後ろにあるものですが、「寒川町カレンダーは、町の行事が一目で確認できて良い。一見スペースが無駄かと思ったが、本当に見やすいです。こうした工夫が随所に見られます。また24ページと質、量ともに充実している。コロナ、災害、医療と各情報が見やすく配置されている」というコメントをいただいております。

以上でございます。

【横手委員長】 木内主査。

【木内主査】　続きまして、インスタグラムについて、コミュニケーションを大切に取組んだ成果のお尋ねでございますが、成果といたしましては、返信してくれる自治体なんて初めてなど、多くの皆様から良いコメントをお寄せいただいたこと、県外自治体からSNS情報発信についての視察依頼が出てきていること、さらには先ほど答弁させていただきましたとおり、本年3月1日時点のフォロワー数は1万611人と、多くの寒川町ファンの獲得につながったことが成果と捉えております。

以上です。

【横手委員長】　茂内委員。

【茂内委員】　ありがとうございます。今は広報だけでなく、インスタを使われて寒川町のことを発信されて、ただフォロワー数を増やすというだけではなくて、皆様のためになるようなのを載せていらっしゃるということが分かりました。SNSを載せるというのはすごく大変なことだと思うんですね。私も毎日見せていただいて、こんなところがあったんだとか、こういうことがあるんだとかというのが、すごく情報として役立っておりますので、今後とも皆様のお知恵を十分発揮されてやっていていただきたいなと思いました。要望です。

【横手委員長】　何かありますか。

青木課長。

【青木広報戦略課長】　それでは、先ほど成果はというお尋ねに対しまして木内からご答弁を、フォロワーは1万人を超えるものを獲得しましたということで、成果をご報告させていただいたところですが、インスタグラムを活用した取組につきましては、最終的な目的はフォロワーの獲得までではなくて、やはり人口確保でありまして、移住定住の促進であると捉えています。そうしたことから、多くのファンを獲得していくことはもちろん重要なことと考えておりますが、今後これまでの取組を継続しつつ、獲得したフォロワーの皆さんを、いわゆる関係人口につないでいくことですか、実際の移住につなげていくなどの仕組みづくりについても今後考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

【横手委員長】　ほかに質疑のある方。

天利委員。

【天利委員】　それでは、お聞かせいただきたいのがございます。まず7分の2、マーケティング推進事業費でございます。これは町民の方々の様々な意見を取り入れたいいい制度だと私は思っておりますので、これは継続していくべきだと思っていまして、ただ、これは形骸的になってしまうというのが非常に残念ではないかというところがございますので、今形骸化しているということではなくて、その中で新しい会員登録、その中で会員が何年もずっといらっしゃるという中では、新しいご提案ができないんじゃないかなと、吸い上がってこないのではないかなという懸念があるので、今登録の抹消という1年間、要は回答がない部分については抹消になってしまうというところがあるんですけども、新しく登録される率、どのくらいの入れ替わりがあるのかお聞かせいただきたいのと、あともう一つは、7分の3の広報プロモーション活動、全体的には報酬もあるんですけども、約800万円の減になっているんですが、ここが心配で、広報紙の作成で任用職員から正職員のみで行うというのと、あともう一つは委託料で24ページ、これは現行に戻したという解釈でよかったでしょうか。たまたま令和2年度は80周年

とか、オリンピックがあったので、ページを増やしたという解釈だと思ったんですけども、そういったところで、せっかく皆さんがこういう形でブランディングを立ち上げた中で、ブランディングの効果的な情報発信が薄れるのではないかと私個人的には危惧しているところでございますので、そのご見解をいただきたい。あともう一つは、7分の4のICT活用の事業費についてですが、町独自ではできるところはできるんでしょうけども、国との連携、DXの関係があると思うんですが、そういった国との連携をどういう形で取っていくのかということと、働き方改革が関わってくるかと思うんですね。ICTということで。今この中でRPAとかAI、人工知能でOCRを採用しているので、安価なサービスをとるので、ここで削減されているんですが、安価なサービスで本当にこういう形で、例えばAIのOCRというのは文字認識でいろんな写真を撮った文字で、それがテキストファイルになって出てくる、そういったところまで今来ていると思うんですが、今年度どういうところまで安価なサービスの提供でできるのかどうか、本当にデジタル化が進むのかどうか、そこに疑問が私の頭の中にあるので、令和3年度安価なサービスの導入によって、どこまでデジタル化、ICTの活用ができるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

以上3点でございます。

【横手委員長】 あと今言ったRPA、それからOCRの用語説明がなかったので、それもできれば追加でやるようにしてご回答いただければと思います。

木下副主幹。

【木下副主幹】 それでは、私からは1点目のeマーケティングリサーチ制度の会員の状況についてお答えいたします。今現在令和3年3月4日時点なんですけれども、モニターの登録数としては290名となっております。この制度が開始された平成29年度の段階では、176名ということで会員数を増やしているところです。その内訳なんですけれども、先ほどeモニターさんの入れ替わりはというお話があったんですけれども、こちらについては、実はやめられた方というのが、この4年間で2名の方のみとなっております。ですので、入れ替わり自体はないんですけれども、新規の会員様を増やしていきまして、皆様に町政にお声を寄せていただいて、ご参加いただくということで、今後もモニター数を増やしていければと考えております。

以上です。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、私から2点目の予算が前年度に比べて約800万円減少しているけれども、情報発信の機会が失われないかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、大きな要因が会計年度任用職員の減になっております。純粋な事業費としましては、天利委員ご指摘のとおり、広報紙を24ページに固定化したことによる減でございますので、その要素を差し引きますと前年と同額程度と捉えております。これも例えば減額という理解をしたとしても、我々としてしましては、町の財政上で落とされたというような認識ではございません。令和3年度の実行の柱としましては、これまで3年間、町内のブランド醸成に向けて町民向けに多く取組を進めてまいりましたが、最終的な目的は移住定住の促進というところから、直接的なターゲットとなります町外向けのプロモーション活動をしつかりしていかなくちゃいけないということの中で、今回柱としているものが動画の積極活用ですとか、ポ

ータルサイトや広告などのコンテンツの充実、それとあとのコロナ禍でもございますので、そういった新たな生活様式等を踏まえて、リモートの相談窓口の開設等々を考えているところでございます、その方向性に向けた予算はしっかりと確保していると思っておりますので、ご心配いただいたとおり、プロモーションの機会、情報発信の機会が失われないようにしっかりやっていきたいと思っております。以上でございます。

【横手委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、私からは3点目、大きく2つ頂戴したいと思います。まずはICTの関係で国との連携でございますが、ICTに関する取組というのは、国との連携というよりも町がどう考えていくかが重要なのではないかと考えている中で、昨今デジタルトランスフォーメーション、DXと言われていますけれども、DXの取組を行うことにデジタル技術を人々の生活の中により浸透させていく中で、国との連携では、国が昨年12月に自治体DX推進計画なるものを策定しまして、自治体を取り組むべき内容、こういったものを明文化しておりまして、促進施策なども明確化している中で、そういった計画にのっとり、連携というよりも、国がその指針として出しているものにのっとりデジタル化の推進に努めてまいりたいと思っております。

それから、また2点目に、働き方改革も含めてのRPAの質問をいただきました。まず用語の説明からさせていただきたいと思うわけですが、RPAは、ロボティック・プロセス・オートメーションという英語の略になるわけですが、人が手作業で今まで行っていた定例的な、あるいは反復的な処理、コンピュータ処理を、コンピュータ上のいわゆるソフトウェアロボットといいますか、そういったロボット、実際に機械が動くわけじゃなくて、コンピュータ上に仕込んだロボット、こういったものを使って自動化する仕組みでございます。人の手を使わず自動で行う、あるいはもう一つAI-OCRという話が出てきましたが、AIというのは、いわゆる人工知能、アーティフィシャル・インテリジェンスと言いますが、それとOCRという言葉がくっついた言葉になるんですが、OCRというのは光学文字認識ということで、スキャンして文字を認識する機能、それにAIを取り込むことによって、いわゆる手描きの文字であるとか、そういった文字の認識が格段に精度が上がっていく、こういった仕組みです。これをAI-OCRと言います。

予算の説明資料の中にも、安価なサービス導入というような書き方をさせていただいたんですが、実は令和2年度今年度におきましては、予算額を使用料及び賃借料で計上いたしておりまして、約730万円の経費を見積もってございました。実際には今年度に入りまして、コロナ禍で緊急な対応がいろいろ情報システムの担当としても増えてまいりましたので、RPAの導入に結びつけるといいますか、導入するのがかなり遅れてしまったのは事実でございます。

そんな中で、9月からトライアルということで、業者に確認したら、無料でトライアル、試行できるということで、取りかかりとして9月から年明けの1月ぐらいまで無料で使わせていただいて、トライアルをさせていただいた、実際の契約につきましては、2月から行っております。安価な方法というのが、昨年予算を計上する段階では、こういったサービスは出始めでございましたので、確かに高額なものが多かった。いろいろ自治体にも普及する中で、業者もいろんなサービス提供する形態のメニューを用意して、サービス利用型というんですか、自前でシステムを組み込むんじゃなくて、サービ

ス利用型で安価で使わせていただくものがここでちょうど出てきましたので、ちょうど2月のタイミングはそういう時期だったんですけれども、そこで契約させていただきまして、実は令和3年度におきましては、予算額といたしまして今度役務費、サービス利用の形になりますので、役務費の中で予算措置をさせていただいているんですが、約290万円です、年額で。収めることができた、ですので、要求するものに関しては、安価になるからといって別に質が落ちるものではなくて、我々が要求しているような仕様といいますか、性能は確保できていると認識しておりますので、安価になった、安くなったと言えば一言で終わってしまうんですが、安くなっても物が落ちる、質が落ちるものではないと認識しております。

以上です。

【横手委員長】 デジタル化の推進はできるということによろしいですか。

【村瀬専任主幹】 はい。想定したとおりの形でやっていこうと思っております。

【横手委員長】 だそうでございます。

天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。まず、マーケティングの推進事業は分かりました。4年間で2名ということなので、ここが176名から290名まで上がってきたということですから、もっともっと多くしていただければと、これは要望で出します。

それとあと、広報プロモーションも青木課長からすばらしいご意見をいただきました。こういう方向に持っていくということあったものですから、安心しましたので、せっかく皆さんが立ち上げたブランディングですから、消さないようにぜひよろしくお願いいたします。

もう一つはICTなんですが、安価というので、町が要望した内容、仕様に合った形で安価なものできたという認識をいたしました。先ほどお話があったとおり、このデメリットというのは高額だということなんです。高いんですね。全部いろんなことをやろうとすると、デメリット自体が高額になってしまうというところがあるので、どこまでRPAとか人工知能のOCRを駆動させるかだと思うんですが、これは条件付だと思うんですけども、そういったところでは、これを導入することによって働き方改革の実現と、もう1つは、こういったコロナ時代において職員の時間を割いて、どこかに傾注する、例えばワクチンの関係とか、そういったところに職員を傾注するとか、そういった時々のそういったものを常日頃からやっていく必要があるかと思っておりますので、東京都は、こういったものを導入することによって、通勤簿の作成の支援とか、あと人件費の支出とか、オープンデータのファイルの作成とか、いろんな形で使っているところがございますので、それによって職員の方々の労働時間が短縮されたと伺っておりますので、かなりな効果が得られると思っておりますので、ぜひこういったところをいち早く導入していただきたいなと思っておりますので、今年度2月から取り組んでいるとお聞きしましたので、これも継続してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。これは要望で結構です。

【横手委員長】 では、ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 私もICT活用事業費について聞きたいんですけども、委託料の中で今回町民サービスデジタル化のためLINEアカウントの運用を開始するという事になったと説明にあるんですけど

も、委託料を払うということは直接LINE社に委託するのか、それが分からないので、こういった委託をするのかということと、委託料だけでは、LINEにかかる委託料というのがどのぐらいか分からないので、それが分かれば教えていただきたい。

【横手委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、LINEの関係の質問でございます。直接委託するのかというお話がありました、LINEの仕組みを使っているいろんな企業が提供しているサービスなんかもありますので、LINE社と直接ということではなく、LINEのシステムを使っている個別の会社との契約になることも十分考えられますが、LINE社と直接という形だけではないということでございます。

あと今回の予算の内訳といたしましては、合計で約200万円予定しておるんですが、内訳としまして、アカウントシステム利用料として168万9,600円、アカウント内アプリ利用料として39万6,000円ということで一応予定はしております。

以上でございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。LINEに直接というのものもあるんだけど、別に直接、間接的なというのでも分かりました。今回LINEを運用するのに当たってニュース等でも見ましたが、ワクチン接種の予約に使うというんですけど、ほかにアカウントの使い方というのは、こういった考えがあるかということをお尋ねします。

【横手委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 ワクチン接種のアプリのほかに、こういったものが考えられるかというところでございます。あくまで来年度の取りかかりとして考えていることで、今のところ予定しているということで捉えていただきたいと思います。例えばLINEを使うということですので、町民の方の生活に密着したような取組です。例えば環境部門であるとか、防災関連、そういったものに関しての何かのコンテンツを立ち上げていきたいと現状では考えているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 先ほどの村瀬専任主幹の経費に関して補足と訂正をさせていただきます。LINE公式アカウントに関する経費に関しましては、LINE公式アカウントそのものの運用、LINE社からは自治体に関しては1アカウントにつき無償という形で提供されておまして、無償のアカウントの上で様々なサービスを提供するためのシステムの作り込みで連携する事業者に対する経費として、先ほど村瀬専任主幹からお答えした経費がかかるという内容になっております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 生活とか防災関連、これはデジタル化で非常に便利になるのは結構なことなんですけど、LINEでも個人情報結構あって、漏れているというのがニュースになっていると聞いたんですけど、そういった点で町として、なかなか答えられないと思うんですけど、個人情報に対しての対策についての考えがあれば、お聞かせください。

【横手委員長】 LINEの情報が漏れているというのは、別にエビデンスがないので、あくまでも個人情報が出ないようにするためにどう考えているかという点でお答えください。それを間違えるLINEさんに対していろいろありますので、よろしくお願いします。

村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 昨今報道でいろいろ私も目にしていますが、どこまで正確な情報かというのは、まだ出始めの状態でございますので、私からはコメントは差し控えさせていただくという前提でございます。当然こういったことが、これから来年度契約をする前に、今回の経過については、まずはLINE社に一連の説明を求める、そして経過について説明を受けた上で、今後についてどう対応していくのか、そういった部分も確認しながら、個人情報は間違いないねというのは確認した上で進めていく、ですから、その辺の安心安全の担保が取れない状況にあっては、事業も進められないと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 何点かお聞かせいただきたいと思います。まず、7分の3ページで、広報紙作製業務を正職員のみで進める方針としたということで、大体200万円削減できると、来年度については。これはかなり努力されたんだと思うんですけど、正職員のみでやると決断した背景といいますか、それをまずお聞かせいただけますでしょうか。

それから広報に当たっては、来年度については動画を積極的に活用していくために機材の購入が予定されておりますけど、寒川町の何を動画で、どういった人たちに伝えて、どういった効果を想定されているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、歳入としての広告掲載料は、歳入については、まだまだ伸びる部分だと思います。ただ、広報戦略課で持っているのは、広報、それからホームページになろうかと思っておりますけれども、広告媒体として使えるものを増やすところもあると思いますし、それから、これは以前にも言ったんです。いろんな課が持っているのを、それを一本化していけないかなというところなんです。セット売りができないかなというところについて、考えが変わっていたらお願いしたいのと、それから特に歳入による広告掲載料の中の78万円がありますけれども、これは今想定している部分のマックスで78万円なのか、それとも何割でこの金額を予算として立てましたと、マックスになった場合については、限りがないのか、どこまでも伸ばしていけるのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

それから、ICTの活用で、今質問が出ましたけども、来年度の目玉としては、LINEの公式アカウントだと思います。町民の利便性を向上させるために、様々なコンテンツの開発をしていきますというお話でしたが、コンテンツを作っていくまでの手段というか、道筋というんですか。こういう段階を踏んで新たなコンテンツを開発していきますというお考えを、どう持っていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。あと職員のテレワークを拡大していかなきゃいけない、ただ、今の段階では、まだまだ職員がテレワークするに当たっては、いろんな壁があるんだと思うんですね。来年度どのぐらいまで壁を取ることができるのか、データの持ち出しですとか、それから貸与パソコンの持ち出しだとか、そ

の辺についての町としての来年度に向けての考え方をお知らせいただけますでしょうか。

【横手委員長】 では、回答をお願いいたします。

青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、私から、まず1点目の広報製作業務において、会計年度任用職員を減としたという決断に至る背景ということでございます。まず、会計年度任用職員につきましては、平成30年7月からお願いしておりました。業務といたしましては、主に広報紙の編集や校正業務の補助に従事していただいたところでございます。減にする背景、決断といたしますか、我々としても本当は当然いてほしかったというところではありますが、業務量も広報戦略課だけではなくて、町全体の忙しさ、人の足りなさということも考えなきゃいけないということも正直ありましたし、そんな中で、先ほどご説明させていただきましたが、組織改正によってマーケティング部門を企画政策課に移管するということがございます。これまで広報戦略課でマーケティングマネージャー2名、マーケティング主導とデザイン主導の2名がおりましたが、機構改革に伴いましてマーケティング主導しているマーケティングマネージャーを企画政策課に移管するということで、そこに若干の空きといたしますか、バッファーができるという判断の下、広報紙に関しましては正職員だけでやっていこうと決断したところでございます。

それと、2点目の動画に関する機材購入はあるけれども、ターゲットや効果などをどう見ているかというところでございます。まず、来年度の柱としまして、動画のプロモーション、動画の積極的活用を柱にしていると申し上げましたが、この背景といたしましては、コロナ禍によりましてコミュニケーションの方法が変化してきたことによりまして、動画に接触する機会が皆さん増えたことがございます。また2点目としましては、町外へ積極的に寒川町をPRしていくに当たっては、紙媒体に比べて動画のほうが分かりやすく情報を伝えられること、この2点が背景でございまして、動画に力を入れていこうということになっております。

具体的にどういったことをというところでございますが、今現在広報戦略課の中で議論しているところですけど、方向性として、移住ポータルサイトの中身、コンテンツを充実させていきたいと。寒川町の雰囲気は何となく分かるんだけど、実際に生活をイメージしたときの情報が不足しているというご意見、我々も感想として持っていますので、それを少し膨らませていきたいなということから、生活のあらゆる選択をしているのが今女性だと捉えております。そういった意味では、ターゲットを女性に置きまして女性目線で、ここで暮らすと安心できるよねというようなことをコンセプトに、生活する上で気になる情報を動画として発信していきたいと思っております。一例といたしましては、地域ごとの生活圏におけます例えば学校や薬局、スーパー、地域の惣菜店など生活に密着した情報をはじめ、都会では見られない商店とか小売店ならではの人の温かさだとか、優しさだとかは、寒川町の強みだと認識しておりますので、さらには地域に、寒川町に移住されてきた人の生の声なんかもいただきながら動画として発信し、またポータルサイトの充実につなげていきたいと考えております。

それと、3点目の広告掲載料でございます。一本化、セット売りはどうかというご提案をいただきました。またマックスかどうかというお尋ねもございました。まず78万円がマックスかどうかということにつきましては、マックスではありません。これまでの実績から、ある意味最小限これだけは押さえら

れるだろうという予算計上になっております。マックスは、黒沢委員おっしゃるとおり、物理的にはどこまでも可能だとは思っておりますが、広報紙の目的、それとホームページの目的を考えますと、どこまでも広告だけで広報紙ができていいのかという問題にも、極端な話、なりますので、それは現実的な路線である程度マックスは内部的には持っておりますけれども、この78万円については、最小限で取れるだろうと予算計上しているところです。

あと一本化のセット売りに関しましては、現段階ではやるという方針はございませんが、これまで9月の決算委員会のときに黒沢委員から、広告料は実施計画上の目標値として乖離があるをご指摘いただきました。その後、我々で申請の簡素化ですとか、広告の価値の見える化なんかに取り組みながら、今営業活動も進めております。そんな中で、1つ新たに今年度取り組んだことといたしまして、申込フォームを作りました。そのフォームでネットを通じて申請といいますか、情報をいただいた後、その情報を基に我々で申請書をお作りして、町内の事業所にあつては、出張サービスじゃありませんけれども、我々から出向いて直接添付資料等のお話もさせていただいてというような取組を今始めたところでございます。そういったところから、今年度につきましては、目標値と比較して97%ぐらいの達成率まで現状来ているところでございますので、こういった取組をしていきたいと思っていますし、また営業する中で営業する先の業態、特徴、その辺も見極めながら、セット売りしたほうがいいだろうというものについては、広報の例えば掲載料以外にこういったものもあるけれども、どうだろうかというような形で進めていければなと思っております。

以上でございます。

【横手委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 それでは、LINEの公式アカウントの活用について、まずお答えさせていただきまします。LINE公式アカウントで町民の方の利便性向上という点でまず考えているところに関しましては、持ち運べる役場というようなキーワードを考えております。具体的には役場に来ないで電子の手続きの中で様々な手続きを完了できること、あるいはやむを得ず役場にどうしても相談等で来るような場合においても、予約等を通じて利便性を向上させるということを考えております。

具体的なコンテンツの開発に関しましては、まず、庁内の関係各課とヒアリングを行いながら、搭載できる内容の洗い出しをしたり、掘り下げをしたりということを企画の部門と一緒にしながら進めております。また、実際に機能として実装するに当たって、いち早くまた便利な機能ということで利用できるように、先進自治体の実際に活用されている事例を基にその横展開という形で、すぐにでも使えるような大本となっているようなソースプログラムの提供を受けることができますので、そちらを活用しながら素早くお手元にお届けできるような形で現在進めております。

続きまして、テレワークの課題なんですけれども、まず、現状進めて取り組んでいる様子についてご説明させていただきます。冬場の緊急事態宣言を受けまして、令和3年1月13日から地方公共団体情報システム機構、通称J-LISという団体があるんですけれども、そちらが自治体向けに無償でテレワークのシステムを実証実験事業として提供しているものがありまして、そちらに参加いたしまして、庁内に展開しております。現在の利用状況としましては13課、それから45アカウントの払い出しをしております。具体的な使用の状況としましては、平均しまして1日に約10人程度が今その仕組みを利用しま

して、自宅から庁内のパソコンを遠隔操作する形で業務を行っております。

今回予算で計上させていただいたものに関しましては、こちらの実証事業が令和3年度末までと期間を区切られているものですので、令和4年度以降にテレワークの仕組みを利用できるようにということで、令和3年度は4年度のための構築の費用として予算を計上させていただいております。実証事業に関しては、今後の期間に関して、どうなるかはまだ先が見えておりませんので、そちらを注視していきたいと考えております。

それから、現状でテレワークを行うに当たっての課題なんですけれども、課題に関しては具体的には、まず今公文書が紙でありまして、押印する必要がありますので、常にテレワークということで業務を行うことができないという状況があります。また、例えば電話に関しまして、テレワークの中では内線電話で受けることができないので、そちらに関してはビジネス用のチャットツールを活用いたしまして、連絡調整等を行っておるところであります。

それから、これは町だけの問題ではないんですけども、個人情報を含むような業務に関しては、テレワークでの実施が今の状況ではなかなか難しいところがありまして、こちらは課題として捉えております。

以上です。

【横手委員長】 深澤部長。

【深澤企画部長】 先ほど広告の関係でセット売りのようなお話がありましたが、一括の受け付けと、事務所管については財政課が所管しております。基本的に予算を組み立てるときに様々な広告がありますが、ここを一緒にしたらどうかとか、予算の組立ての中でいろいろ議論させていただいております。しかしながら、一度取ってしまう広告については、公募する時期がずれているということで、それを合わせるのが難しく、その辺の調整が難しいところですが、一元管理は財政課で所管しておりますので、よろしくお願いします。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、広報を職員だけでやるという部分については、業務量が減るだろうという見込みもあるということなんだろうと思うんですけど、大丈夫ですね。正職員の皆さんの残業が増えたりとかはないですね。業務量の棚卸をした上での決断であったという捉え方をさせていただいても大丈夫でしょうか。

それから、動画を積極的に展開していきますよと、ターゲットとしては寒川町の紹介というよりも、実際寒川に住んだときにどういう環境なのか動画でしっかりと分かりやすく伝えていく、そのターゲットについては、女性ですよというお話でございました。女性といっても、多分学校とかという話も出ていたので、割と若い人、結婚してすぐのような女性なのかなとは思いました。

ただ、1つ、寒川町の人口の構成の中で、特に18歳から結婚前の女性の流出が非常に目立っている中で、1つ、人口を流入させるターゲットはここがいいと思うんですけど、流出させないというところについては、若い結婚前の女性たちにどうやってアクションしていくかというのは、1つの課題でありますというお話が以前あったかと思うんですけど、それについて動画の活用はどう考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、広報戦略課の中で持っている広告の歳入については、申請を簡素化したりとか、それから申込フォームを作成して、こちら側からしっかりと営業をかける体制をつくったことによって、目標値の97%まで引き上げることができた、これはすばらしいんだと思うんですね。今年度の状況を考えると、すばらしいことだと思うんですけど、広報戦略課だから、物すごく意識が高いので、そういうことは実際にできたのかなと思うんですけど、そういったやり方が、ほかの広告媒体を持っている担当課にも広まっていかないといけないんだと思うんですね。それから、さらに広告媒体をどうやって増やしていくかだと思うんですね。その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

L I N Eのコンテンツについては、いいです。これからの話だと思いますので、取りあえず納得させていただきました。

職員のテレワークについては、今出された課題というのは、基本的には今の段階では、そこを無理に乗り越えなくてもいいという考え方でやっていくのか、それから実際に今のお話でテレワークをした場合については、自宅から町に貸与されているパソコンを操作するということなので、基本的にテレワークをやるときは、自分の個人持ちの機械を使ってやるということになってくるかと思います。その場合の情報の扱いだとか、それからそれを良しとして、しっかりとそういう形でテレワークを進めていくということであれば、新しい何らかルール、また職員皆さんが研修を行っていけないやいけないと考えているんですけれども、研修になると総務になっちゃうのかな。担当課としてその辺についてテレワークを進めていくに当たっての職員のスキルアップとか、教育についてどのような考えを持っていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。まず1点目、会計年度任用職員の関係は、言葉足らずで申し訳ございませんでした。議員ご指摘のとおり、業務量の棚卸の結果、正職員だけで回せるという判断の下、減としたということでございます。職員に過度な負担がかからないように、しっかりと見ていきたいと思っております。

それと2点目の動画でございます。委員ご指摘のとおり、外から人を持ってくることも大切けれども、流出させないことも大事だ、本当におっしゃるとおりだと思っています。そういった意味におきましては、今年度第1波のコロナ禍のときに、ストレス軽減を目的として、おうちで給食ですとか、ごみの分別動画なんかをユーチューブにアップしております。これについては、厚労省からも大変高い評価をいただき、あと町民の皆様からも、特に食事に関しては助かったという声をいただいております。こういったことに関しましては、引き続きどんなところにストレスがあるのか、しっかりと潜在的なニーズを想像しながら動画につなげていきたいと思ひますし、そういうことで流出防止に資するものとしていきたいと考えております。

それと3点目の広告掲載料でございますが、すみません、私、先ほど達成率97%と申し上げましたが、正しくは現段階で93.6%でございますので、訂正させていただきます。

あと、やり方を担当課に広めていかないといけないのかと、まさにそのとおりだと思っております、我々の取組も、決算委員会以降にアドバイスをいただいた上で進めているものでございますので、この効果がどの程度かもしっかりと見極めた上で、効果があると分析した上で、これは広報戦略課だけの問題

じゃございませんので、町全体であらゆる場で共有していきながら、町全体で歳入確保につなげていければなと思っております。

以上でございます。

【横手委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 それでは、テレワークについてお答えさせていただきます。まず、課題としてあるものをどのように乗り越えていくのか、あるいはそのままにするかなんですけれども、まず文書が紙である、それから押印が必要というところに関しましては、総務課と連携いたしまして、ペーパーレスという取組で公文書の管理、それから出勤簿等の勤怠、庶務事務の管理というシステムを合わせて整備を行っていきます。そちらは令和3年度で整備いたしまして、令和4年度から本格運用、電子化できるようにということで準備を進めてまいります。

それから、同じく課題の中では個人情報の取扱いが課題としてあるんですけれども、こちらに関しましては、国から出ているようないろんな指針等も参考にさせていただきながら、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

それから、職員の自宅での端末で、委員がおっしゃったように、BYODと言いまして、個人所有の端末を活用するような状況になっております。セキュリティ上の対策の説明をさせていただきたいんですけれども、自宅の端末と庁内の端末というのは直接つながるわけではありまして、法務省で推奨しておりますLGWAN-ASPというものがあまして、行政だけが接続できるクラウドサービスの仕組みになっておりまして、職員の自宅端末はインターネットとつながっております。それから、役場の職員の庁内の端末に関しましては、LGWANという行政だけのネットワークとつながっておりまして、その2つのネットワークの間で中継するサーバーを挟みながら、直接には連携しないで、画面の情報、それから操作の情報だけをやり取りするような仕組みになっております。ですので、職員の自宅の端末の中には情報を保存することができない、あるいは画面の保存に関しても牽制させていただいたり、それから接続する端末に関しては事前の登録、それから多重に認証をかけて、必ず正規の利用者ではないと利用できないような状況にしております。ですので、職員が自宅の端末に情報を持ち出して保存することはできないような仕組みで運用させていただいております。

それから、ルール、それから研修に関しましては、今回このシステムを展開するに当たりましては、緊急事態宣言下ということもありましたので、研修ではなく、通知という形で展開させていただいております。一方で、情報セキュリティ上の研修に関しましては、毎年夏場、それから冬場にそれぞれ研修をeラーニング形式で行っておりますので、繰り返し繰り返し当たり前のことが当たり前にできるようにということで、研修は行わせていただいておりますので、職員の意識に関しては、そういった取組を通じてこれからも行っていきたいと考えております。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 テレワークだけ気になったといいますか、事前にテレワークする場合には、個人持ちの機械を登録していただく、正規の利用者でないと使えないというお話だったんですけど、正規の利用者であるという確認は、どのように取るのか、それだけ確認させてください。

【横手委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 正規の利用で、まず端末の制限に関しましては、端末の機器に固有の情報がありますので、利用したい職員から固有の情報に関して情報システム担当まで申請いただいて、登録をしております。固有情報がある端末にしか入れないような制限を設けさせていただいております。

それから、利用している人が正規の利用者であるというところに関しましては、認証を多重にかけているんですけども、まず具体的な職員の操作の流れで説明させていただきますと、自宅の端末でこのシステムを利用したいということで起動しますと、お手持ちのメールの環境の中にワンタイムパスワードといいまして、銀行のオンラインバンキングを使うときによく出てくるような何桁の数字とか、文字が飛んできて、そのときだけ使えるパスワードが飛んできます。まずそのパスワードを入力していただくと1段階目の関門を突破することができます。続けて今度テレワークシステムを起動するために、ある程度の文字の長さ、それから複雑性を制限しているパスワードを入力していただきます。2段階目がオーケーになると、今度は庁内端末のログイン画面に入っていきますので、そこで普段庁内の端末でご利用になっているパスワードの情報を入れることで初めて利用ができるという形で、その途中途中でどれも本人以外が知り得ない情報で制限をかけておりますので、正規の利用者が使える仕組みになっております。

以上です。

【横手委員長】 では、佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 いっぱいあったんですが、いろいろ出ましたので、何点かに絞らせていただきます。まずSNSです。今話題になったLINEアカウントはこれからという話です。インスタについてもある程度明確になったかと思います。基本的には町の魅力発信で人口施策として使っているということが明確になったと思います。動画配信もある程度イメージができたんですが、既存のSNSでツイッターとフェイスブックについて、ほかのSNSとどういった形ですみ分けをして使っているのかお答えいただきたいなと思います。

2つ目が、マーケティングマネージャーが2人いて、今回課が分かれるんですか。具体的にマーケティングマネージャーが令和3年度何をやるのかということをお聞かせください。

3点目が、広報プロモーションですね。住宅サイトにネット広告を出していたみたいな話があったんですが、なので、移住に関するネット広告というのは、それに対して幾ら予算を組んでいて、住宅情報であったり、ほかにも出しているのか、具体的にどういった形で出しているのかお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 木内主査。

【木内主査】 1点目のSNSについてお答えさせていただきます。ツイッターについては、インスタと違って各課が利用できて、各課の情報を町の皆さんに発信できる形で使っております。フェイスブックについては、今現在はインスタのほうが人気が出てきているので、インスタグラムの投稿の連動というか、インスタの情報もフェイスブックに連動できるような形で今使っておるところでございます。

以上です。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、私は、2点目、マーケティングマネージャーは令和3年度は何をやるのかというお尋ねでございます。お二人のうち1人は分かりやすいですが、デザインということで、各課がこれから取り組んでいく中で、可視化する媒体として効果的なものがあれば、その都度その機会を捉えてその媒体にブランドイメージを入れていって、例えば看板だったり、コミュニティバスのラッピングもそうですけども、そういった形でデザインの業務に従事していただくというのが1つ、それともう一人、マーケティングを指導するマネージャーに関しましては、我々は外部人材を登用する意義に関しては、ブランディングの考え方が町に根づく、職員に根づくこと、それが多分本質的な意義なんだろうと思っております。そういった意味では、徐々にではありますけれども、職員のブランディングの意識の醸成というのも一定程度図られてきてはいると思いますが、やはりまだまだ道半ばだと捉えております。

そういった中で、令和3年度は意識の醸成をメインとした取組を進めていく予定です。具体的に申し上げますと、今若手のプロジェクトチームのメンバーに対しての講義等もやっているところなんですけど、それを管理職の意識改革として進めていくですとか、あとは実行委員会のメンバーに直接話しに行くですとか、それと引き続き町民の幸せと誇りにつながる施策の構築というところで検討は進めておりますので、その取組を主導していただくというようなことを予定しております。

それと最後ですが、広告の中身になります。広告料の予算としましては、446万3,000円になりまして、この内訳は2種類ございます。まず1つは、住宅情報サイトの広告掲載料、これはSUUMOさんをお願いするものでございます。こちらが169万1,000円、それと、2本目としてSNSの広告掲載ということで、これはInstagramとユーチューブになりますが、金額が277万2,000円という内訳になっております。

以上でございます。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 再質疑になりますけれども、まずSNSです。フェイスブックについてはある程度分かりました。確かに見ていたらインスタとの連動という形で、それはそれでいいのかなと思いましたが、大丈夫です。ツイッターです。各課の情報を発信しているという話なんですけど、今町のツイッターを見ても、つまらないですよ。もうちょっと工夫したほうがいいかなと私は思っていて、例えば各課との連携であれば、各課で所管しているイベントなどの発信とか、それをもっと広げてほかの民間でやっているようなイベント、町内でやっているようなイベントの発信だとか、もうちょっと使い道があるなと思っているんですね。フォロワーも4,000人弱ですかね。それなりの数があるので、現時点だともったいないなという気がしていて、もうちょっと活用していただきたいと思うんですが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

2点目、マーケティングマネージャーが具体的に何をやるかも分かりました。令和3年度これをどう進めていくか、まず職員にブランドを根づかせるようにという町の基本的な姿勢も分かったんですけども、確かに感じるのは、『「高座」のころ。』というブランドが全庁的に共有されているかというのと、どうなのかなと感じざるを得ない状況かなと思います。特に『「高座」のころ。』というのは最終的には移住政策だと思うんですね。移住定住政策、人口政策だと思うので、それに向けてどこに発信

するかといったら、子育て世代ですよ。それを考えたときに子育て関係の担当課とのつながり、『「高座」のころ。』のつながりが薄いと思うんですが、それを強くしていくべきかなと私は思うんですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目、最後、ネット広告の内訳については分かりました。結構な額を出しているなという印象はあるんですが、これは移住定住を目的とした広告で、ある程度ターゲットを絞った上で広告を出しているのか、絞っているとしたら、どういったターゲットに向けて広告を出しているのか、例えば居住地であったり、年代であったり、ある程度ネット広告だったらできると思うので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 木内主査。

【木内主査】 1点目のSNSについてなんですが、今現在ツイッターで先ほど漏れていたんですが、関係人口を増やすために茅ヶ崎市と連携して、茅ヶ崎市の取組をこちらでリツイート、寒川取組を茅ヶ崎でリツイートということで、寒川以外にも広めるような取組をしているところです。今後につきましては、まだ課内で検討中ではあるんですが、広報紙で特集した内容とかをツイッターに流して情報発信していきたいなと、そういうことを考えております。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、私から2点目、『「高座」のころ。』スローガン、移住定住促進のためにやっているの、子育て部門としっかり連携していったらどうかというお話でございます。本当におっしゃるとおりでございます。先ほどもご答弁させていただきましたが、町外に向けた直接的なターゲットへのアプローチというのがこれまで3年間なかなかできてこなかった現状があって、ある意味では3年度から直接的遡求の元年みたいな形で捉えております。そういった意味では、先ほど女性をターゲットとしたということがありましたけども、やはり子育て世帯を町に呼び込むというところが設定されているものでございますので、そういったところについては、どういった部分が子育て世代に刺さるのか、心が動くのか、町の中の子育て部門と連携しながら、ご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

それと3点目の広告料の関係でございます。広告料につきましてターゲットでございますが、令和元年度まではSUUMOに関しまして、SNSに関しまして、神奈川県の皆様を対象としておりました。ただ、今年度についてはコロナ禍で、居住地に関する価値観の変化があったということで、途中から実は東京都も加えております。これは来年度も引き続き神奈川県と東京都の物件閲覧者、それとSNSは神奈川県と東京都に住んでいらっしゃる方、それを対象に広告を展開していく予定でございます。

以上でございます。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 2点については、ある程度明確になったかと思えます。特にツイッターについては、もうちょっとやってほしいと思います。広報に載っていることをやるということは、今私が言ったようなこともやっていただけるのかなと思いますので、それは進めていただきたいと思います。

最後、ネット広告なんですけれども、東京まで広げたというのは、まさに時代に即したことだなと、よろしいかと思うんですが、ネット広告を出して、これも質問になるのか、分からないんですけど、行

き着く広告のクリック先というのは、恐らく『「高座」のころ。』のサイトですか。移住定住ポータルサイトだと思うんですけども、見てみると、それを閲覧した方がいて、その先の出口がないと感じちゃっているんですね。ネット広告というのは、クリックしてもらう、クリックしてもらった先に出口がないとあまり効果は出ないなという感じがして、例えばこれを見た方が相談に来られるようなフォームであったり、気軽にお問合せできるようなフォームだとか、出口がないと多分見るだけで、一過性のものになっちゃうなと感じているんですね。なので、今後はサイト自体も含めて、見た人にとってアクションを起こしやすい、そういった工夫というのはしていただきたいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

【横手委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。出口がないというご指摘はもっともだとまず認識しております。

そんな中で、この広告の目的は、移住定住の玄関となるポータルサイトへの誘導を大きく掲げてやってまいりましたが、実はポータルサイトの動画再生回数が、これまで3年間で116万回ということで、県内の自治体が出している動画の中でも、横浜、相模原に次ぐ再生回数、照会数と実はなっております。そんな中で、先ほどもポータルサイトでは答弁させていただきましたが、ポータルサイトのコンテンツの充実はやはり避けて通れない、なかなか具体的なイメージが湧かないからということで、充実させていこうと思っておりますが、その中の1つとして、ポータルサイトの中にオンライン移住相談窓口も来年度取り組もうと思っておりますので、そういったバナーをクリックすると移住相談につながるというような形も来年度は検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【横手委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部広報戦略課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は1時40分といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、総務部総務課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。これより総務部の予算審査をお願いいたします。初めに、総務課が所管する令和3年度予算でございます。なお、総務課の業務につきましては、新年度から大枠では総務課と人事課に分かれて業務遂行いたします。それでは、説明は三橋総務課長から、質疑については出席職員により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、総務部総務課所管の令和3年度予算について、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、令和3年度の人件費の概要をご説明いたします。タブレット資料2ページをご覧ください。令和3年度人件費概要、(1)は会計年度任用職員以外の職員の人件費を会計別に集計したものでございま

す。上段が令和3年度、中段が令和2年度、下段がその比較となっております。

一般会計及び特別会計における人件費の総額といたしまして、一番下の総計の合計欄右端の赤字の金額になります。35億3,090万円で、前年度と比較しますと3,520万4,000円、1.01%の増でございます。同じ行、左端の職員数につきましては、1,328人から1,153人へと175人の減少となっておりますが、これは総計欄の上から2つ目の非常勤特別職が、国勢調査に伴う調査員等の減少により949人から762人へと187人減少したためで、下から2つ目の一般職につきましては、358人から370人へと12人の増となっております。人事院勧告による期末勤勉手当の支給率の引下げの影響があるものの、職員数の増などにより前年と比較して人件費総額は増額となっております。

一番上の一般会計をご覧ください。一般会計の合計額は32億5,587万5,000円で、前年度から3,138万7,000円、0.97%の増でございます。この後ご説明いたします会計年度任用職員の報酬を加えますと、一般会計の総額148億6,500万円に占める割合は23.4%で、前年より0.8%の増となっております。一般会計の総額が減少したことで人件費の増額により、一般会計に占める人件費の割合が増加しております。

タブレット資料は3ページをご覧ください。人件費概要(2)でございます。会計年度任用職員の報酬について会計別に集計したものでございます。会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び共済費を合計した総額は2億6,119万9,000円で、これに前のページの正規職員の総額合計を加え、表の一番下、総合計の金額37億9,209万6,000円が人件費の総合計となります。前年度より6,531万3,000円、1.75%の増額となります。

次の4ページをご覧ください。令和3年度の会計年度任用職員について当初予算ベースで過去の年度と比較したものでございます。前年度と比べますと、人数は17人の減でございますが、金額は3,106万8,000円の増加となっております。雇用にかかる金額内訳欄に記載のとおり、今年度令和2年度から継続して任用する会計年度任用職員の昇給、及び6月の期末手当が満額支給となることなどにより増額しているものです。

人件費の概要につきましては以上でございます。

引き続き、事業費別歳入歳出予算についてご説明いたします。なお、総額につきましては、先ほど部長からもございましたが、組織の見直しに伴い予算の一部に変更がございます。変更があるものについては、資料の備考欄に記載があります。また、事業の組替え等により令和2年度の事業名を資料の事業名の右側に記載しておりますので、合わせてよろしくお願いいたします。

では、タブレット資料は5ページをご覧ください。予算書は46ページから49ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。特別職2人分、一般職89人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は26、27ページの犬の登録手数料196万6,000円のうち49万9,000円を給料に充てています。

タブレット資料6ページをご覧ください。一般管理経費です。報酬は固定資産評価審査委員会委員の報酬、報償費は、新たに雇用契約を結びます弁護士への顧問料、旅費は、職員の普通旅費、需用費は、官報や新聞購読料、書籍代などの消耗品費、役務費は、iJAMPにかかる通信サービス料及びタブレット端末クラウド使用料にかかる通信運搬費でございます。使用料及び賃借料は、タブレット端末23台

の借上げにかかるコンピュータ借上料でございます。増減理由の主なものは備考欄に記載のとおりでございます。

タブレット資料7ページをご覧ください。2目人事管理費人事管理経費でございます。予算書は48、49ページになります。報酬は、公務災害補償等認定委員会委員及び特別職報酬等審議会委員の報酬並びに会計年度任用職員の報酬でございます。職員手当等は、会計年度任用職員にかかる期末手当、共済費は、地方公務員災害補償基金にかかる負担金及び会計年度任用職員にかかる社会保険料負担金でございます。総務課で予算を所管いたします会計年度任用職員は、育児休業や病気による休職などによる欠員補充を想定しているもので、前年より1名分減少した内容となっております。災害補償費は、寒川町公務災害等見舞金条例に基づきまして、職員が公務災害に遭った場合の見舞金、旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の費用弁償、通勤手当のことです。需用費は、定期刊行物等の書籍購入等の消耗品費、職員用作業服にかかる被服費及び職員用の救急用医療品にかかる医薬材料費でございます。負担金補助及び交付金は、公平委員会事務負担金及び非常勤職員公務災害補償負担金でございます。増減理由の主なものは備考欄に記載のとおりです。

続いて、タブレット資料は8ページをご覧ください。職員力向上事業費でございます。この事業は、ペーパーレスなどICT技術を活用して業務の効率化を図るとともに、組織マネジメントを強化し、職位に応じた役割や資質に応じた職員育成を行うものでございます。まず報償費は、町職員表彰規則に基づく表彰者への記念品代でございます。委託料は、職員研修として実施するキャリアデザイン委託にかかる委託料、職員採用試験委託にかかる委託料、人事評価システム運用委託料及び庶務事務システム導入業務委託料でございます。キャリアデザイン委託ですが、NPO法人等を介しまして、若手女性職員と地域課題に関心のある女子大学生が連携して地域課題の解決に取り組もうというものでございます。その取組の中で職員は世代の近い学生のマネジメントと行いまして、女性職員のマネジメント能力の向上を狙うというものでございます。庶務事務システム導入業務委託料ですが、勤怠管理等に関する事務について、ペーパーレスで行うためのシステム導入にかかる委託料でございます。令和3年度中にシステムの調達、導入及び構築を行いまして、令和4年4月からの本格稼働を目指します。

続いて、タブレット資料9ページをご覧ください。職員健康管理経費です。報酬は、産業医にかかる報酬、委託料は、労働安全衛生法第66条に定められている職員の健康管理のための職員健康診断委託料でございます。

タブレット資料10ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。委託料は、地方公務員法第42条の規定により、職員の元気回復その他福利厚生事業を行う団体であります寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。

続いて、タブレット資料11ページをご覧ください。職員研修経費でございます。旅費は、職員の普通旅費及び各種研修参加に伴う特別旅費、委託料は、階層別研修を実施するための委託法人に対する委託料、負担金補助及び交付金は、日本経営協会会費、財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター負担金及び各種専門研修会等への職員派遣にかかる負担金でございます。

下の表をご覧くださいまして、職員研修経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書38、39ページの市町村振興協会研修事業助成金を負担金補助及び交付金に全額充てております。この市町村振興

協会研修事業助成金は、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当たって、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講経費の一部の助成を受けているものでございます。

タブレット資料12ページをご覧ください。文書管理費文書事務経費でございます。予算書は引き続き48、49ページになります。文書事務経費は、保存文書の適正な管理を行う経費や例規システムの適正な管理等文書事務の効率化を図る経費で、需用費は、加除式図書追録等及び文書保存に必要な物品にかかる消耗品代、役務費は、役場から発送する文書にかかる郵送料金等でございます。委託料は、例規システムにかかるサポート業務委託料、廃棄文書にかかる裁断回収処理委託料及び公文書管理システム導入業務委託料でございます。公文書管理システムは、現在紙で管理しております公文書を電子化し、ペーパーレスにより管理するものでございます。先ほどご説明いたしました庶務事務システムと合わせまして令和3年度中にシステムの調達、導入及び構築を行い、こちらも令和4年4月からの本格稼働を目指しております。これらのシステムを活用いたしまして、日々の業務を効率化し、より町民のために仕事しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。

下の表をご覧くださいまして、文書事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書38、39ページの下水道事業事務費負担金を委託料に充てておりまして、こちらは財政課でまとめてご説明したものでございます。

タブレット資料13ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。印刷事務経費は、印刷機器等の活用により事務の合理化や迅速化を図るための経費でございます。需用費は、オフセット印刷機及び輪転機にかかるインク等の印刷機器関係消耗品並びに用紙類にかかる消耗品、それから裁断機の裁断刃研磨にかかる修繕料でございます。使用料及び賃借料は、庁舎に配置している複合機24台、輪転機、オフセット印刷機、紙折り機、製版機及び製本機にかかる機械器具借上料でございます。増減理由の主なものは備考欄に記載のとおりでございます。

下の表をご覧ください、印刷事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は38、39ページの下水道事業事務費負担金を使用料及び賃借料に充てております。また、歳入番号2、予算書38、39ページの雑入その他複写費にかかる部分ですが、これを使用料及び賃借料に充てています。

タブレット資料は14ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。情報公開事務経費は、情報公開条例や個人情報保護条例に基づきまして情報公開制度、個人情報保護制度を適正に運用するための経費でございます。報酬は、情報公開制度や個人情報保護制度による運営審議会や審査会の委員報酬、旅費は、各委員にかかる費用弁償及び職員の普通旅費でございます。

タブレット資料は15ページをご覧ください。16目文書館費文書館管理経費でございます。予算書は56、57ページでございます。文書館管理経費は、館の運営にかかる経費でございます。報酬は、文書館運営審議会委員にかかる報酬及び会計年度任用職員にかかる報酬、職員手当等及び共済費は、会計年度任用職員にかかる期末手当及び社会保険料負担金、旅費は、文書館運営審議会委員に対する費用弁償及び職員の普通旅費並びに会計年度任用職員にかかる費用弁償、通勤手当でございます。需用費は、ＩＣタグなどの図書関係用消耗品等、役務費は、文書館の電話及びファクシミリにかかる通信料、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会費及び神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会の会費でございます。報酬、職員手当等、共済費及び旅費の増については、備考欄にも記載いたしました。

が、会計年度任用職員の任用は館の運営に必要な不可欠なものであることから、会計年度任用職員にかかるものを文書館資料保存活用事業費から移管して計上したことによるものでございます。

タブレット資料16ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。この事業は、公文書館法に基づき、歴史的公文書、行政刊行物、古文書等寒川地域に関する記録資料を調査、収集、整理及び保存いたしまして利用に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行う事業でございます。報酬は、町史編集委員への報酬、報償費は、町史講座講師に対する謝礼、旅費は、町史編集委員にかかる費用弁償、需用費は、文書保存にかかる消耗品、年報用印刷用紙、文書館日より印刷用紙等の消耗品費及び町史研究発行にかかる印刷製本費でございます。役務費は、刊行物発送にかかる郵送料、町史研究の原稿料にかかる筆耕反訳料でございます。委託料は、資料燻蒸委託及び記録筆耕委託にかかる委託料でございます。報酬、職員手当等、共済費及び旅費の減につきましては、会計年度任用職員にかかるものを文書館管理経費で計上したこと、報償費及び需用費の減については、町制施行80周年にかかる経費の減によるものでございます。

続いて、下の表をご覧ください。文書事務経費の特定財源ですが、歳入番号1、予算書34、35ページの町史刊行物売払収入を印刷製本費へ、歳入番号2、予算書36、37ページの講座等資料代を報償費及び消耗品費に、歳入番号3、予算書36、37ページのアーカイブズ実習負担金を消耗品にそれぞれ充てております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

茂内委員。

【茂内委員】 2つございます。お願いします。庶務事務システムや公文書管理システムというのを導入されるということですが、これによって職員の業務は具体的にどのようなことになるのかということと、また文書館に関連しまして、国立の公文書館からアーキビスト認証という制度が始まりましたが、寒川町ではそのようなことを採り入れることがありますか。

【横手委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 私からは庶務事務システムと文書管理システムについてどのように変わるかという部分についてお答えさせていただきます。現在全ての事務等においては紙により出勤簿、または公文書についても起案用紙等を使って職員は事務を行っております。これらのものが全て電子化されまして、PC上で全て管理されて庶務が行われていく、ですので、今まで判こを使って我々は決裁を行っていましたが、そういったものが全て不要になるというイメージだと考えてください。

以上です。

【横手委員長】 高本文書館長。

【高木専任主幹（兼）寒川文書館長】 2つ目のアーキビスト認証制度についてのご質問でございます。ご指摘のとおり、国立公文書館が今年度、今年1月に全国から専門的に仕事をしている人を募りまして、アーキビストとして国立公文書館が認証するという制度、これは国家資格ではありませんけれども、独立行政法人の機関が専門的な見識があると認定していくという制度でございます。認証のいろいろな専門的な業務、あるいは専門的な研究を行った成果をいろいろと出さなければいけないんですけど

も、その成果の基準というものが、どういう論文を書けばその辺が認定されるのかということが、いまひとつ分からなかったということがありまして、今年度は様子見といいますか、見送りということで、情報収集しながら、また来年度それぞれ専門的なスタッフがおりますので、認証してもらうように申し込む方向でこれから検討してまいりたいと思っております。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 よく分かりました。文書館も、きちんと認証されている方がいらっしゃれば、町の方も安心すると思いますので、要望でお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方、挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料の16分の14なんですけど、情報公開事務経費について聞きたいんですけど、これは実績に基づいてまた今回も変わっていないと思うんですけど、その実績についてお尋ねしたい、何回情報公開があつて、何回会議を開いたかということについてお願いします。

【横手委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 こちらの報酬につきましては、個人情報保護制度運営審議会等に関わる報酬になります。こちらの審議会につきましては、諮問等によって開催される形になっております。今年度につきましては、特に諮問案件はございませんでしたので、開催等はしておりません。また、個人情報保護制度運営審査会、情報公開請求、または個人情報の取扱い等に関しての審査請求があった場合に、審査会に諮問して答申をいただくような形になるんですけども、こちらについても今年度は実施はございません。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方は挙手でお願いします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 前段の委員の質問で、庶務事務システム、それから公文書管理システムの内容については理解しましたが、それぞれ数100万円の投資になるかと思います。来年度は初年度なので、初期導入に関わる費用がプラスされていて、こういう金額になっているのか、それとも毎年毎年この金額になっていくのかをお聞かせいただきたいのと、あとこの費用をかける部分の費用対効果について、町としてはどのように整理されているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから11ページで、職員の研修は毎年どうしているかと聞かれるわけですけども、特に昨今ハラスメントですとか、それから倫理になるのか、そういった関係の研修というのは、職員をしっかりと見ていく上でどのような形で行われているのかをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず、システムにつきましては、今年度計上させていただいている予算額については、おっしゃるとおり初期導入費がありまして、来年度以降運用にかかる経費はもう少し下がるものと考えております。それから費用対効果というお話でございました。これを導入することによりまして業務の効率化をもちろん狙うわけですし、あとは紙の削減という意味もあるかと思われます。業務の効率化によりまして、空いた時間を本来町職員が行うべき業務に充てられるということもございます。コストについては、その分幾ら減るんだというのは難しいところではございますが、現在時間外勤務手当は年間約1億円プラスアルファぐらいはかかっておりますし、紙につきましては、年間約200万円の紙

の使用料がございます。何%減らせるか算定するのはなかなか難しいんですが、5%から10%削減したとすれば、5年から10年ぐらいでその間の元は取れるというようなイメージは持っております。

それから研修につきましては、昨今ハラスメントにつきましては、いろいろところでマスコミ等でも話題になっておりますので、ハラスメントの研修については管理職を対象にした研修などもやっておりますが、詳しくは担当からご説明します。

【横手委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 ハラスメントなど継続して取り組むべき研修としまして、庁内研修を隔年でやっております、継続的にやっていくことが必要と考えております。今年度につきましては、福祉関係を対象としてハラスメント研修を行っております。

以上です。

【横手委員長】 来年度はどうですか。

三澤副主幹。

【三澤副主幹】 来年度につきましては、内容を精査した上で、引き続きハラスメントにするのか、継続して研修していく必要があるものがありますので、その中で今年度は何にしようという形で詰めていきたいと考えております。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 システムの導入については、初期導入費用も含まれているということで、来年度からもうちょっと安価になりますというお話でしたが、どのぐらいになるのかということもお答えいただくとありがたかったかなと思いますが、出なければ、いいです。出なければまた、あれですけど、今、課長からの説明で、どれぐらい削減できるか分からないというお話で、情報デジタル化ですから、職員の様々な今まで判こを使っていた部分については、デジタル化して、業務を簡素化していくというのが当然のことなんですけど、実は議会でもタブレットを導入したとき、よくご存じだと思うんですけど、じゃ、どのぐらい紙が減るのかなとか、それから職員が資料をどうやってコピーして、ホチキスどめをどのぐらいの頻度でやった場合、どのぐらい削減できるかということは、一応議会独自だったんですけど出したんですね。その上でタブレットを活用してペーパーレスにしても、費用対効果としては十分出るというデータは一応そろえたんですね。それはなぜかという、町民の皆さんに、お金をかけて新しくやるわけですから、議会の責任としては費用対効果としてもしっかりと出せますというようなデータは、議員独自としては出したつもりだったんです。新しいシステム、新しい時代に対応していくに当たって、新しいシステムを入れていくというのは当然のことなんですけど、税金を使って町民の皆さんにご理解を、ただその理由だけではなくて、ちゃんと職員のそれに関わる時間も減って、本来業務に充てることもできるし、残業もこれぐらいの見込みで減らすことはできますよと、紙についても何万枚以上は減らすことができるので、これだけの経費削減というのが現実として見えますよというような説明責任をしっかりと果たさないといけないんじゃないかなという気はします。時代の流れとして当然のことではあるけれども、やっぱり皆さんからお預かりした税金を使うわけですから、費用対効果については、しっかりと出すべきではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

研修については了解いたしました。ただ、時代とともに職員が幹部になれば、人を使う、人にしっか

りと仕事をしてもらうという仕事をしなきゃいけませんし、特に職員の皆様は町民の皆さんと接する機会も多いので、時代に合ったハラスメントとかモラルとか倫理とか、そういった部分をしっかりと学び続ける体制はつくっていただきたいなと思います。この件については、提案というか、要望で結構でございます。

【横手委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 最初のシステム関係でございます。システムにつきましては、まずはペーパーレスも主眼にはあったんですが、ペーパーレスをより進めることにつきまして、部長からも指示があつて、多くの関係部署の職員と一緒に練りまして、こういった予算計上しております。次年度以降の予算について私は申し上げなかったんですが、今年度は初期導入で、その後5年間ぐらいの経費は大まかには出ております。それを考えますと、先ほど申し上げましたが、時間外手当、それから紙の量等を5%から10%程度削減できれば、5年から10年で回収できるというような構想は踏んでおります。さらに先ほど広報情報課情報システム担当からもお話をしておりましたが、ペーパーレスを進めるに当たってはリモートワークなども関係してきますので、そういったことも合わせまして、働き方改革の観点からも効果は大きいと思っておりますので、金額の削減と職員の働き方改革を進める上で、そういった効果もありますので、大きな効果が期待できると確信しておるところでございます。また、運用するに当たっても、システムを入れればただ減るということではないと思いますので、運用に当たっては確実に効果が出るような運用を総務課からも職員に周知する必要はあると考えております。

以上です。

【横手委員長】 削減目標を示して、金額は出せないですか。ずっとコストの話をされているでしょ。三橋課長。

【三橋総務課長】 今総務課でお話ししているのは、庶務事務システムと文書管理システム、そのほかにリモートアクセスのシステムですとか、それはテレワークの関係とか、あとそれらのシステムを一括して運用させるグループワークのシステムとか、それを総合的に見積もりをしております。それを6年間になりますか。初期導入の後5年間を踏まえますと、5,000万円強の見積もりを今得ているところですけども、それらを勘案しまして、先ほど時間外手当と紙の削減量などを5%から10%削減できれば5年から10年でできるのではないかと考えておるところでございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 来年度は導入初年度となりますから、想定はしているけれども、目標値をしっかりとクリアできるかどうかというのは、運用しながらということになると思いますので、費用対効果については、今後1年やってみました、2年やってみました、3年やってみましたという段階で、データとして見ていきながら、これであれば10年で費用対効果として証明ができるというような取組をしていただきたいと思うんですね。その点についてはいかがでしょうか。

【横手委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 今申された目標といいますか、部分につきましては、時間外につきましても5%から10%という話がありましたけど、もうちょっと高い目標を立てて取り組みますし、10年と言わず5年程度で、もうちょっと分析をきちっとした中で目標を立てて対応していきたいと思います。

それから、こういったことにこれから取り組んでいくという背景といいますか、そういうものの中では、住民サービスが多様化して高度化も進んでいる中で、我々行政としては仕事の内容としては増え続けているんじゃないかなとは考えています。そういった中で、いかにそれらのニーズにちゃんと的確に対応していけるのかということ、多くの自治体でみんな取り組まなくちゃいけないけど、すごく劇的なものというのではないような状況があると思います。そういった中に加えて、今回新型コロナウイルスの感染拡大で行政の役割は今増えている部分もありますし、いろいろと変わっていくんだろうという状況があると思います。それと合わせてデジタル化の遅れというのが、行政は結構顕著だというのが浮き彫りにもされているというようなことを踏まえて、環境が大きく変わっていく中で、社会全体でデジタルトランスフォーメーションといいますか、デジタルを利用した変革をしていくんだという流れになっていますので、当然それに我々としてもきちっと乗って、すぐに対応しなければいけないと考えましたので、ここで予算化したということになっています。

今後住民ですとか、社会のニーズに応じていくということになると、業務そのものですとか、それから組織、プロセス、そういった行政が今までやってきた文化とか風土も変えていくようなことにまでつなげていかなければいけないと考えていますので、その足がかりとしてまずやっていくんだという形で予算化したとご理解いただければと思います。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

では、佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点、私も職員力向上事業なんですが、今決意というか、意気込みみたいなものは部長から答えていただいた上でなんですけれども、触れられていない論点につきまして質問させていただきます。まず1点、この委託料の中にキャリアデザイン委託というのがあって、若手の女性職員と学生の方が何かを一緒にやっていくみたいなことがありますけど、それによってこういった資質、能力を向上させるためにやっていこうと考えているのか、もう一点、システムの中に人事評価システムがあったと思うんですね。このシステムを導入することによって人事評価が今までとどう変わっていくのかお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 初めに、キャリアデザイン研修委託についてでございます。こちらは、こういった能力を獲得していただくかというところですけども、リーダーシップや創造力を育み、自ら課題解決を図れるよう、また自分の可能性に気づいて力を発揮したいと思えるような、そういった力をつけていただくような研修にしたいと思っております。具体的には、グループで取り組むとか、自ら体験する、また他人に伝えるという研修を行いまして、そちらの能力の向上を図りたいと考えております。

以上です。

【横手委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 2つ目の人事評価システムでございます。この人事評価システムは、新しいものではございませんで、これまでと同じものでございます。ただ、人事評価システムのことでなくて、人事評価そのものについては、改善すべき点が多々あると思っておりますので、職員力向上のシステムに入っておりますのは、そういったこともただしながら、よりよいシステムを構築していきたいと考え

ているところでございます。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 分かりました。まず、キャリアデザインなんですけど、内容は分かったんですけども、これは若手女性職員に限定したということなんですよ。それが分からなくて、何でそういう形にしたのかお答えいただきたいと思います。人事評価システム自体は今までと一緒ということなんですけど、人事評価自体についてお答えいただいたんですけど、多々ある、改善するところがというお答えをいただいています、そのとおりかなと思うんですけど、人事評価について、今後何か取り組むというか、本来人事評価というものは、仕事をして成果を出して、その成果に対して何らかの形で応えるものだと思うんですけども、今のところ寒川の中では取り組まれていない問題だと思うんですけど、人事評価をしたことに対してしっかりと町として応えていくような形というのは、今後つくっていくお考えはあるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 対象をまず女性に絞ったということでもありますけども、今連携を考えておりますNPO法人なんですけども、こちらは女子大生の課題解決能力を向上させる活動をされている団体です。そこに女性職員も増えてきましたので、若手職員と年齢の近い女子大学生が連携することによって能力をさらに高める、教える能力だったりとか、引き出す能力というのを高めてもらいたい、また自分を見返す能力を高めてもらいたいということで、まずは女性からというふうに設定いたしました。

以上です。

【横手委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 人事評価システムでございます。よりよいものに改革していくつもりはございます。人事評価システムという名前になっていますけども、目的は人材育成が主な目的だと思っております。正しく評価できるシステム、指標から始めてどういった人材を育成したいのか、指標から始めて最終的には処遇とか、昇給、昇格、その辺まで影響するのが究極的には正しい評価システムだと思いますし、それによって個人個人が自分に足りないところを見つけ、研修にもつなげて行って、能力の向上を図る、そういったサイクルができるようなものが良いシステムだと思っていますので、そういったことになれるように改善していきたいと考えています。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 分かりました。1点目は大丈夫です。最終的には処遇に反映していくというお答えもいただいた中で、一方で令和3年度職員力向上についてはかなり力を入れていると思うんですね。その中で令和3年度に人事評価として何か今までと変える、工夫していくものが1つでもあるのかお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 人事課をつくりました。全ての面で人材育成に力を入れていくところではないかと思っていますので、まずは町に人材育成基本方針というのがございます。今あるんですけども、正直言って、職員がそれを知っているかという、なかなか理解されていないと思っています。なので、それも改正しまして、職員が皆それをよく理解できて、さらで言えるような、そういう育成プランも作成

したいと考えております。それをどのような形で作るか、まだ具体的にはできていませんので、どのぐらいの期間がかかるか分かりませんが、着手していきたいと考えています。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部総務課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、総務部施設再編課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 続きまして、施設再編課が所管いたします令和3年度予算の審査をお願いいたします。なお、施設再編課につきましては、財産管理課に名称変更して業務遂行してまいります。それでは、説明は関根施設再編課長から、質疑については出席職員により対応させていただきます。

【横手委員長】 関根施設再編課長。

【関根施設再編課長】 それでは、総務部施設再編課所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、施設再編課につきましては、組織の見直しに伴い、全予算が予算特別委員会説明（参考）資料の備考欄に記載の財産管理課に変更になりますので、よろしくお願いいたします。また、事業の組替え等により令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明（参考）資料の事業名の右側に前年度事業名を記載しておりますので、合わせてよろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。予算書50ページ、51ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。資産経営事務経費であります。町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用するために管理するものでございます。役務費については、町有財産のうち財産管理課所管分の総合賠償補償保険料及び建物災害共済保険料でございます。

続いて下表をご覧ください。資産経営事務経費の特定財源は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。管財事務経費であります。管財一般事務の円滑な運営を図るものでございます。旅費については職員の普通旅費、負担金補助及び交付金の国土調査推進協議会への負担金につきましては、組織の見直しに伴い都市計画課の所管となったため皆減となっております。管財事務経費は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物等及び設備の保守、保全、管理を行うことにより町民の利用の便に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費については、消耗品費は、庁舎の維持管理にかかるトイレのハンドソープやトイレトーパー、清掃用ゴミ袋などの消耗品代、燃料費は、庁舎等の維持管理にかかる燃料代、光熱水費は、ガス、水道、電気代及び下水道使用料、修繕料は、後段の公共施設再編計画実施事業費に組み替えたため皆減となっております。役務費は、電話代や簡易専用水道の検査にかかる手数料、委託料は、庁舎の維持管理や電源設備等の保守点検の委託料でございます。

使用料及び賃借料は、庁舎の空調機リース料で、原材料費は、補修用材料、備品購入費は、計画的に購入する備品の予定がないため皆減、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費でございます。なお、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書30、31ページの県大気汚染常時監視測定網交付金については、光熱水費に充てており、こちらの内容につきましては環境課でご説明いたします。

歳入番号②、予算書38、39ページの下水道事業事務費負担金334万円のうち、光熱水費へ48万5,000円、電話料の役務費に6万2,000円、庁舎維持管理等の委託料に87万4,000円、計142万1,000円を充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

歳入番号③、予算書は38、39ページの自動販売機等電気使用料41万3,000円のうち、財産管理課所管分の31万5,000円は、役場庁舎に設置している自動販売機等の電気使用料の実費負担分で、光熱水費に充てております。

歳入番号④、予算書38、39ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して支出することから実費相当分をいただくもので、270万6,000円を光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、予算書38、39ページの町民センター分上下水道使用料についても同様の理由から実費相当分をいただくもので、48万6,000円を光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、予算書38、39ページの町民センター分空調及び清掃ほか管理委託負担金については、従来、庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理者制度を導入したことで分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託し、その支出については、町民センター分も含むことから指定管理者から実費相当分をいただくもので、2,466万7,000円を委託料に充当してございます。

歳入番号⑦、予算書38、39ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても同様の理由から実費相当分をいただくもので、19万円を委託料に充当してございます。

歳入番号⑧、予算書38、39ページの広告付き案内地図板電気使用料は、本庁舎1階ロビーに設置しております広告付き案内地図板の電気使用料実費相当分をいただくもので、1万5,000円を光熱水費に充当してございます。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備、管理し、安全運転確保を図るとともに公務の円滑化を図るために管理するものでございます。需用費については、消耗品費は公用車にかかる消耗品代、燃料費は、公用車にかかるガソリン代、修繕料は、車検時の整備代や定期点検に伴う公用車の修繕料でございます。役務費は、車検時の印紙代や自賠責保険料で、使用料及び賃借料は、有料道路通行料やマイクロバスの借上料、ワゴン車、町長車及び議長車のリース料でございます。備品購入費は、令和3年度は公用車の購入の予定がないため皆減、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金等でございます。公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。なお、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書38、39ページの下水道事業事務費負担金334万円のうち、負担金補助及び交付金へ1万9,000円充当してございます。こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理という建築営繕事務を円滑に推進するための事務経費でございます。旅費は職員の普通旅費で、需用費の消耗品費は、建築工事設計に関わる参考図書代等でございます。使用料及び賃借料は、建築工事設計のための営繕積算システム使用料で、使用料の減額に伴い前年度と比べて減額となっております。建築営繕事務経費は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は7ページをご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、その実行プランとなる公共施設再編計画の進行管理を行うための経費で、令和2年度の公共施設更新等事業費から名称変更したものでございます。報償費は、進行管理委員会委員の謝礼、旅費は、国、県、他市町村との調整、情報共有のための会議である神奈川県公共施設等マッチング連絡会議に出席するための職員の普通旅費でございます。公共施設再編計画進行管理経費は、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は8ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費であります。公共施設再編計画に基づき対策の実施に当たるものでございます。工事請負費は、本庁舎の自家発電設備が老朽化しているため改修する必要があることから行うものでございます。

続いて、下表をご覧ください、公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書38、39ページの公共施設再編計画実施事業債3,590万円を工事請負費に充ててございます。

次に、タブレット資料は9ページをご覧ください。都市計画事務経費であります。そのうち組織の見直しにより管財事務経費から予算の組替えがあったものをご説明します。負担金補助及び交付金、は、国土調査推進協議会への負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください、これにかかる財源は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は10ページをご覧ください。歳入予算（一般財源ほか）の概要でございます。予算書24、25ページの行政財産使用料11万8,000円のうち財産管理課所管分の10万3,000円は、庁舎敷地内におけるATMや自動販売機など行政財産の目的外使用にかかる使用料収入、次に予算書34、35ページの土地賃貸料31万円は、寒川小学校南側に隣接する駐車場をさむかわ保育園を運営している社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会に貸し付けることで得る賃貸料収入、及び同じく予算書34、35ページの公有財産売却収入につきましては、令和3年度中に財産を売り払う予定がないため皆減となっております。

次に、予算書38、39ページの広告掲載料200万8,000円のうち、財産管理課所管分の122万8,000円につきましては、公用車にマグネットで貼り付けている広告掲載料と本庁舎ロビーに設置しております広告付き案内地図板及びフリーWi-Fi付き行政情報モニターの広告料でございます。

以上で、施設再編課所管の令和3年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

す。

茂内委員。

【茂内委員】 質問させてください。まず1つ目なのですが、神奈川県公共施設などのマッチング連絡会議とはどのような事柄を話し合っているのでしょうか。そして、公共施設と民間施設とそれぞれ連携の取組み方はどの程度のお話合いでということをお聞きしたいと思います。

2つ目です。自家発電設備についての質問なのですが、自家発電設備は災害時の対応を考えてもとても大切だと思いますが、そのものの寿命があるとは思いますが、どの周期で更新が行われるものなのか、またどの施設において自家発電設備を置くことを考えておられるか教えていただきたいと思います。

【横手委員長】 杉崎副主幹。

【杉崎副主幹】 1点目のマッチング連絡協議会の件です。どのようなことを会議で話しているのかといいますと、それぞれ県内の神奈川県、それから33市町村、それから国の機関である横浜財務事務所がメンバーの構成員になっていて、持ち寄れる資産情報をデータベース化していて、例えば施設を建て替えますというどこかの市町村があったとしたら、うちはこういうものを建て替えるんだけど、どこか広域で乗らないかだとか、そういったもののアイデアを持ち寄るような会議にはなっていますが、今のところ成約に結びつくというか、そういった案件はたしか出ていなかったのかなと思っています。この場合は民間との公民連携を議論する場ではない形にはなっています。じゃ、公民連携はどうなのかということになるんですが、一端でいくと、例えば指定管理者制度だとか、そういったものが今実施されていますので、引き続きやっていくことになるんだろうなと思いますが、それ以外にも再編計画の実施段階の手法で決まってくるのではないかなと思っています。

1点目に関しては以上になります。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 引き続き2点目の自家発電設備の件についてご回答いたします。役場の庁舎につきましては、建設された1985年昭和60年の自家発電設備ということで、製造から35年経過しております。毎年点検等を業者にやっていただいております。そこで経年劣化に伴う部品の交換ですとかをご指摘いただいているので、今回設置後35年も経過しているというところから、部品についても大規模に交換する必要があるというようなところであります。今回の交換によって最低でも10年は継続して性能が維持されるだろうと業者からも言われております。設置の基準になりますが、財産管理課で管理するのがこの庁舎の維持管理になりますので、この施設に限ってのお話になりますが、庁舎につきましては、不特定多数の方が利用する施設ということで、特定建築物というものに当たりますので、建築基準法ですとか、消防法においては設置が義務づけられているので、こちらについては設置し、また継続的に維持管理していくというような状況になっております。

申し訳ないんですが、他の施設につきましては、我々が所管しておりませんもので、こういったところが設置が義務づけられているかについては、把握しかねているところですので、ご容赦いただければと思います。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 私も、この施設再編課の公共施設再編計画実施事業費についてお尋ねします。今35年と聞いて、大分長持ちさせたなというのはあるんですけど、今3,500万円かかるので全部改修かなと思ったんですけど、今、大きな部品を替えるという話なので、もともとあったものをまたさらに替えて10年もたすというような感じなんですか。それとも部品を全部交換して全く新しい形にするのかお尋ねしたいのと、あとはこの設置場所についてお尋ねしたいと思います。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 自家発電設備については、全てそっくりそのまま更新するか、または部品を一部交換して改修するか、当初全て交換で見積もったところ、6,000万円を超える7,000万円に近くなる金額が出されております。一方で、改修、部品交換等であれば今回の3,590万円ほどでありますので、また、これまで設置当初から35年経過しているということですので、ここで全て更新、全く新しいものに交換すると、また何10年も使うのかというようなことになろうかと思います。将来の庁舎建設を勘案すると、そこまで費用をかけるのかということもありまして、今回は一部の改修を考えております。また設置場所につきましては、庁舎の北西側になります。駐車場の角に当たりますが、そちらにブロックで囲っているところがあると思いますが、そちらが設置場所となっております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうしたら、また30年となると、庁舎自体のことを見越してということで、この辺は理解しました。設置場所なんですけど、1階なので、例えば災害対策ということなので、浸水して、これが稼働しなくなる可能性があるのかなと思ってしまうんですね、1階に設置してあるので、そこが浸水する可能性もあるということで、その点に対してはどういう対策を取るのか、設置場所を変えたら、またお金がかかってしまうというのもあるので、その点についての浸水対策というのはどういう取り方を、答えられないかな、答えられる限りでいいです。お願いします。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 自家発電を設置している場所につきましては、一部かさ上げしているところもありますし、周りを囲っておところもありますので、また浸水のおそれがある場合には、浸水を止めるような対策というのも当然考えてやってまいりたいと思っておりますので、自家発電設備はそのような場合でも運用できるように、こちらも気をつけてまいりたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

天利委員。

【天利委員】 教えていただきたいのは、10分の4ページ、使用料及び賃借料で、エレベーターのリースが終了になったために減という形になっているんですが、今回の予算の中でリース料はなくなったんですけども、保守メンテ契約というのが入っているのかどうか、ランニングコストみたいな形になるんですけども、今回は無償譲渡で、先ほど前段の委員がこの庁舎をいつ建て替えるか分からないので、そ

のまま継続して使うのかなとは思っているんですが、その点についてお聞かせいただきたいのと、ドライブレコーダーは前回つけていると思うんですね。多分横手委員長の発案でつけたような気がしたんですけども、この効果というのはどういう形になっているのか、それを教えていただきたいです。この2点です、まずは。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 まずエレベーターのリース料ですが、こちらはリース満了ということで減ですが、保守点検については引き続き別に計上してございます。

次に、2点目、ドライブレコーダーの設置の効果ということで、予算特別委員会で今回ドライブレコーダーの設置は計上しておりませんが、これまでの状況を分かる範囲でご説明いたしますと、十分気をつけて公用車を運転するように幾度となく注意喚起しておりますが、運転している中では軽微な接触があります。そういったときには事故の原因ですとか、責任の問題等をドライブレコーダーの記録映像を保険会社にも求めに応じれば提出しているということで、事故の原因や責任の所在等が、より正確に分かるようになってきたというところがあります。また抑止効果ではありませんが、ドライブレコーダーを設置しているということで、運転している間は必ず記録されているので、大きな事故というのがかなり減ってきたな実感として持っております。どうしても軽い接触は生じていますが、大きな事故案件というのはかなり減ったなと実感しております。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。保守メンテの件は分かりました。これを使うことによって、当然安全安心には保守契約が必要だということなので、ずっと使い続けていれば費用がかかってくるということですから、了解いたしました。

今回ドライブレコーダーについては、購入予定がないということなので、計上されていないというのは分かったんですが、前回そういう形でドライブレコーダーを全車に取付けをされている、その効果が上がったということでは、この予算委員ではないんですけども、効果が得られたということは、そういった形ではいい方向に行っているんじゃないかということでございますので、以上、この2つの確認をしたかったんです。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 説明資料の7ページになりますけれども、公共施設再編計画進行管理経費の中で、進行管理委員会の役割と、それから来年度の検討項目、そういったものが、今の段階ではっきりしているようであればお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 まず、進行管理委員会ですが、行政の職員で行う内部委員会と、あと学識経験者等によりまして構成される外部委員会という2段階構成になってございます。進行管理委員会の役割につきましましては、再編計画の中で工程表ですとか、年度ごとに対策実施が網羅されているものとなって

おります。具体的には年度ごとの進行管理、進捗状況を事務局から今後の予定として説明したりですか、一定の期間が経過したら、その進捗状況ですとか、また今後の改善点があるかどうか議論していただくようなことを想定しております。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 改善点等の指摘があって、様々計画の変更等も含めて見直しがされていくんだと思いますけれども、これが肝になってくるんだろうなと思っています。なので、年にどのぐらいの頻度でやる予定なのかということもお答えいただければと思います。ただ単に進行管理、計画どおり進んでいるかどうかだけではなくて、どういったことを検討していった、その後の再編計画をしっかりとしたもの結びつけていくのか、16年後にどういう形に寒川町がなくなきやいけないのかということも、この委員会の中で見据えながら、必要な検討項目を必要なタイミングで検討していくのが大事になってくるんだろうと思いますけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 まず、内部委員会につきましては、職員で構成されているということもありますので、こちらにつきましては、適宜開催したいと考えております。

次に、外部委員会ですが、我々が当初想定しているのが年2回ほどと想定しております。まず、年度が始まって早々に1年間の予定を把握していただくのと、先ほども申し上げたかもしれませんが、適当な間隔を置きまして進捗状況をご報告して、それに対してご意見をいただくところを考えております。また、それで足りなければ随時回数を増やすということも、今後は検討する必要があるかなとは思っておりますが、当初の想定としては年2回程度ということで、こちらもちょうど計上させていただいております。

以上です。

【横手委員長】 それでは、ほかに質疑はありませんので、最後に佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 私からも、今の公共施設の再編計画の管理委員会が、内部委員会と外部委員会に分かれているということなんですが、内部委員会は職員というお答えがあったんですが、外部委員会というのは、どういった方たちで構成されるのかということと、あとはこの会議というのは何らかの形で公開されていく会議なのかということをお答えください。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 再編計画の進行管理委員会ですが、内部委員会につきましては、副町長と部長級を構成メンバーと考えております。次に、外部委員会ですが、これまでも再編計画の策定委員会等で学識経験者の方ですとか、施設を利用される方、また地域を代表される方等で構成されております。その構成の内容につきましては、引き続きということで考えております。選出される委員は、それぞれ若干の変更はあるかもしれませんが、こちらで外部委員として依頼をしたいと考えている構成としては変わりはありません。

以上です。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 委員構成については分かりました。ということは、今までの策定に携わっ

た委員の方にそのまま管理についても引き続き委員をやっていただくと、基本的には、という方向ということが分かりました。年2回の会議の中で、ここ数年、特に令和3年度については、恐らく再編計画の中で話し合われることというのは、集約施設のことが話し合われると思うんですよ。それは今回の進行管理委員会の中でもしっかりと外部の方の意見を聞いていく機会が、その委員会の中でもそういった集約施設に対する意見というのはちゃんと聞いていくのかどうかということをお答えください。

【横手委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 今のご質問に対する前に、先ほどの質問で、委員会が公開かどうか回答が漏れていましたので、すみません。原則公開と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この委員会の中で集約施設について検討されるかどうかであります。必要があれば検討していく形になろうかと思えます。ある程度形が決まっています、それに基づいて進むのであれば、進め方がどうなのか、内容についてどうなのか議論するところがあるかと思えますが、集約施設を建設するのか、しないのかというようなお話ではないかと思っておりますので、機能面ですとか、どういう連携が図られていくのか、どうしたほうがよりよい施設になっていくのかという部分についての議論の余地はあるのかなとは考えております。

以上です。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部施設再編課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開させていただきます。

ここからは副委員長の私のほうで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、総務部収納課及び税務課の審査に入りますので、執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 引き続きまして、税務課及び収納課が所管いたします令和3年度の予算の審査をお願いいたします。なお、新年度からは、税務課及び収納課の2課は1つになりまして税務収納課となりますので、よろしくお願いいたします。それでは、説明は大八木税務課長並びに原田収納課長から行い、質疑については出席職員より対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 皆さん、こんにちは。それでは、総務部税務課所管の令和3年度歳出予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、税務課及び収納課につきましては、組織の見直しに伴い全予算が予算特別委員会説明（参考）資料の備考欄に記載の変更後の課名である税務収納課となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。予算書58、59ページの2款総務費2項徴税費でございます。なお、内容につきましては、ご提出いたしました事業費別歳出歳入予算の概要（予算特別委員会用）に基づきまして、順次ご説明させていただきます。タブレットの3ページをお開きください。

科目の順序が前後いたしまして大変申し訳ございませんが、2目賦課徴収費のうち税務課分を先にご

説明し、後に収納課分をご説明いたします。予算書のページは58ページ、59ページとなりますが、組織の見直しにより税務収納課に予算が1つに集約されることから、税務課分と収納課分の歳出予算が合計された節の区分となっておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、賦課徴収費の税務課分につきましては、町税などの賦課にかかる事務に関します旅費、需用費、役務費などの経費で、前年度当初予算額に比べ、総額では388万8,000円の減となっております。まず旅費は、職員が県庁等へ出張する際の交通費でございます。次に、需用費の消耗品は、町民税申告用封筒やナンバープレートなど税金の賦課事務用の消耗品代、印刷製本費は、納税通知書など賦課事務に関する各種印刷物の作成費用でございます。次に、役務費は、納税通知書や町民税申告書などの郵送料でございます。委託料は、町県民税や軽自動車税種別割及び固定資産税の納税通知書封入処理委託並びに町県民税や固定資産税の賦課業務にかかる資料整備のための委託業務等にかかる費用でございます。昨年度に比べ減額となっております主な理由といたしましては、備考欄に記載のとおり、固定資産税算定のための委託業務の1つ土地評価基礎資料整備業務委託において、3年1サイクルで行う路線価算定業務の内容が令和3年度は2年度より少ないことによるものでございます。委託料の内訳ですが、まず町県民税の普通徴収分、特別徴収分、軽自動車税分、固定資産税分の納付書封入処理委託、次に、固定資産税の賦課業務に関する委託業務であります。固定資産税の賦課業務は、固定資産税賦課資料整備事業委託、土地評価基礎資料整備業務委託、固定資産税標準宅地鑑定業務委託となります。

次に、町県民税の賦課業務に関する委託業務であります。1つ目として、個人住民税賦課資料整備業務委託、もう一つが、個人住民税申告書作成システム保守管理委託、最後に、軽自動車税種別割の賦課業務に関する委託業務であります。こちらは軽自動車検査情報提供委託となります。

以上が委託料の内訳となります。

続きまして、使用料及び賃借料は、固定資産税関係の賦課に必要となるシステムや所得税申告書等のデータを税務署と送受信する国税連携及び住民税賦課作業を行うためのコンピュータ借上料などでございます。昨年度に比べ増額となっております主な理由といたしましては、備考欄に記載のとおり国税連携システムの更新に伴う機能向上により確定申告相談受け付け時における利用者識別番号の取得、課税資料の自動反映や給与支払報告書、年金支払報告書等の管理機能の追加、国税連携電子送信機能の向上等によるものであります。

最後に、負担金補助及び交付金でございます。内訳を申し上げますと、まず地方税共同機構負担金、これはe-Taxと申しまして、国税の申告書データをはじめ、地方税の賦課に関する様々な申告届出のデータを電子でやり取りするための全ての地方団体をオンラインで結ぶネットワークシステムを管理運営します団体への会費でございます。そのほかに藤沢税務署管内2市1町税務協議会負担金や神奈川県町村税務協議会負担金、最後に、資産税評価システム研究センター負担金となります。なお、税務課の歳出予算の財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上で、税務課所管部分の歳出予算の説明を終わらせていただきます。

引き続き、収納課所管の歳出予算につきまして収納課長よりご説明いたします。

【佐藤（正）副委員長】 原田収納課長。

【原田収納課長】 それでは、引き続き収納課が所管しております令和3年度予算につきましてご説

明させていただきます。予算書は同じ58、59ページの2款総務費2項徴税費1目税務総務費、タブレット資料は2ページをお開きください。まず、職員給与費ですが、こちらは職員19人分の給料、職員手当等及び共済費であります。この職員給与費の特定財源につきましては、下表にあります歳入科目で、まず歳入番号①、予算書26、27ページの税務証明手数料等であります。これは課税証明や納税証明など税に関する証明の発行手数料で、例年の実績を勘案し計上しております。もう一つの歳入番号②、予算書34、35ページの県民税徴収事務委託金であります。これは個人住民税において、町が県民税も含めて一括徴収することに対する県からの徴収事務委託金です。これら2つの特定財源以外は、職員給与費につきましては一般財源から充当しております。

続きまして、タブレット資料4ページ、予算書は58、59ページ、同項2目賦課徴収費賦課徴収事務経費であります。これは徴収事務全般にかかる事務経費であります。まず、8節旅費につきましては、会議、研修等に参加するための交通費であります。10節需用費は、税関係の月刊誌や滞納整理に使用する封筒などの消耗品と督促状、納付書などの印刷製本費であります。11節役務費は、督促状、催告書等の郵送代、地方税共通納税システム利用料や口座振替事務取扱手数料等であります。12節委託料につきましては、コンビニ等収納代行委託料及びモバイルクレジット収納代行委託料であります。13節使用料及び賃借料につきましては、滞納整理管理システムのリース料であります。18節負担金補助及び交付金につきましては、地方税共通納税システムの利用に伴う収納手数料負担金及び軽自動車税環境性能割の徴収取扱費交付金であります。最後に、22節償還金利子及び割引料ですが、これは過年度に納付された税金について修正申告等により減額になった場合に、既に納付された税金を還付するための予算になります。また、加算金につきましては、還付する金額や日数によって定められた率により算出された金額を加えて支出する場合の予算であります。なお、全て増減理由は備考欄に記載のとおりで、またこちらの財源につきましては、全て一般財源であります。

続きまして、歳入の一般財源の収納課分につきましては先にご説明させていただきます。タブレット資料は6ページ下段の表で、予算書は36、37ページ、20款諸収入徴税滞納延滞金であります。こちらは納付が納期限を過ぎた場合に定められた率で翌日から計算されるもので、計上といたしましては、昨年度と同額としております。

以上で、収納課の説明を終わらせていただきます。

引き続き一般財源の歳入、町税につきまして税務課長より説明させていただきます。

【佐藤（正）副委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 それでは、歳入1款町税の説明をいたします。予算書につきましては、2ページ、第1表歳入歳出予算の1款町税の部分、そして12、13ページの歳入歳出予算事項別明細書1総括、歳入の1款町税の部分及び20ページ、21ページでございます。またタブレット資料につきましては、5ページ、6ページ、令和3年度歳入予算の概要（予算特別委員会用）をご覧ください。

それでは、予算書20、21ページをお開きください。1項1目町民税の個人でございます。令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発令されるなど、その影響から企業業績が悪化し、これに伴い雇用環境が悪化、厚生労働省の統計調査の結果から1人当たりの現金給与総額は前年度比で大きく減少、減少は2年連続であり、リーマンショックが影響した平成21年度以来の落ち込みとなって

いる報告結果などから、現時点での社会情勢と令和2年度の決算見込み及びリーマンショック後の伸び率などを勘案し積算いたしました。現年課税分の均等割は、予算額8,140万円、前年度に比べまして20万円の減といたしました。所得割は23億3,300万円で、前年度に比べまして2億1,900万円の減額としております。令和2年度決算見込額をベースに、リーマンショック後の伸び率などを勘案し見込んだ数字でございます。

次に、滞納繰越分ですが、2,200万円で、前年度と比べ100万円の減です。滞納繰越分全体の調定額は減少傾向にあり、今後も納期内納付の奨励と公平、公正な徴収に努めてまいります。個人住民税の合計は24億3,640万円で、前年度に比べまして2億2,020万円の減額、8.3%の減としております。

続きまして、2目町民税の法人でございます。全体としては大きく減額と見込み予算計上いたしました。予算書と合わせましてタブレットの参考資料8ページをご覧ください。右上に資料No.1表示しておりますページですが、こちらは法人町民税資本金等別均等割法人数です。現年課税分の均等割ですが、1億5,000万円で前年と同額といたしました。

資料1に記載しております法人数ですが、令和3年度は1,153社と1社増えております。こちらを区分ごとの金額で積み上げてまして予算計上しております。

次に、法人税割ですが、令和2年度の決算見込額を踏まえ、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の動向等を町内法人へのアンケートや会社四季報等に鑑み、リーマンショック後の伸び率を参考に算定いたしました。予算額は1億3,900万円で、前年度に比べ2億7,700万円の減額となっております。

内容につきましては、タブレットの次の9ページ、資料No.2、法人町民税産業別予算額調べをご覧ください。全ての産業区分において前年度より減額となっております。こうしたことから令和3年度は減額と見込んだものです。なお、参考といたしまして、次の10ページ資料No.3には、法人町民税資本金等別予算額調べを掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、タブレットの12分の5ページに戻りまして説明を続けます。滞納繰越分につきましては45万円で、前年度より5万円減額を見込んでおります。法人町民税の合計は2億8,945万円で、前年度と比べまして2億7,705万円の減額、48.9%の減としております。結果といたしまして、個人、法人を含めた町民税全体の予算額は27億2,585万円となり、前年度に比べまして4億9,725万円の減額、15.5%の減といたしました。

次に、2項1目固定資産税です。まず土地になりますが、令和3年度の土地に対して課する固定資産税につきましては、予算編成当初の算定においては、工業系の土地の地価上昇などに伴う課税標準額の上昇などによる増額分が約3,000万円、地価下落や住宅用地の特例適用などによる減額分が約1,000万円で、前年度比で約2,000万円の増加と見込みました。その後令和3年度税制改正が閣議決定され、土地に対して課する固定資産税については、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置による増額を行わず、前年の税額に据え置く措置が講じられることとなりました。これにより増額分の約3,000万円がなくなることから、当初予算としては約1,000万円の減額で計上すべきところでしたが、ここ数年の決算額を踏まえ予算編成の当初に見込んだ2,000万円の増額のままとし、19

億9,400万円で計上いたしました。

家屋につきましては、例年取壊しによる減失分があるものの、新築物件が増え続けてきたことによるプラス面を考慮した予算計上をしておりますが、令和3年度は3年に一度の評価替えの年に当たり、既存物件の減価分の減額が生じること、また令和2年度中における一般住宅及び法人の事業用の大規模な家屋の建築数の減少から予算額13億3,700万円で、前年度に比べ5,600万円の減額といたしました。償却資産は、減価償却に加え新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化に伴い、先行きの不透明感から既存設備の更新や新規の設備投資意欲の低下が予測され、予算額は8億5,480万円で、前年度に比べ3,820万円の減額、4.3%の減でございます。滞納繰越分につきましては920万円で、前年度と比べて20万円の減額でございます。この結果、土地、家屋、償却を含めた固定資産税全体では予算額は41億9,500万円となり、前年度に比べて7,440万円の減額、1.7%の減といたしました。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金でございます。予算額は1億5,160万円で、前年度に比べ1,470万円の増額でございます。内容につきましては、タブレットの12ページ、資料No.5国有資産等所在市町村交付金をご覧ください。こちらに記載しております神奈川県から関東財務局までが、町内に所有している土地、建物償却資産に対し固定資産税に代わるものとして交付されるものでございます。当交付金の増額した区分の主な理由でございますが、神奈川県公営企業庁横浜市、横須賀市につきましては、寒川取水施設にかかる土地の通知価格の上昇や対象となる土地の増加などにより交付額が増額となりました。川崎市につきましては、年数の経過により適用される特例率が変わったことによるもので、令和2年度までは交付金の額が2分の1となっておりましたが、令和3年度からは交付金の額が4分の3となるため増額となりました。

次に、3項軽自動車税です。タブレットの資料は、戻りまして12分の11ページ、資料4軽自動車税車種別予算額調べでございます。予算書と合わせてご覧ください。資料No.4は2目種別割の内容をお示していることから、先に種別割について説明させていただきます。現年課税分では、原動機付自転車、農耕作業用小型特殊自動車で見込まれるものの、四輪乗用自家用車を中心に増額が見込まれるため、2目種別割の予算額は9,060万円で、前年度に比べ10万円の増額でございます。滞納繰越分につきましては95万円で、前年度に比べ5万円減を見込んでおります。

続きまして、1目環境性能割に戻らせていただきます。県税であった自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日より町税として導入された税目で、令和2年度実績に基づき算定いたしました。予算額は820万円で、前年度に比べ430万円の増額でございます。軽自動車全体では、9,975万円で、前年度比435万円の増額、4.7%の増といたしました。

続きまして、4項1目町たばこ税でございます。平成27年度の税制改正により令和元年4月1日から旧3級品の特例税率が廃止され一般分と同じ税額となったことから、令和2年度より国のたばこ税の申告区分に旧3級品の区分がなくなり、これまで細節の区分に一般分と旧3級品の二区分がございましたが、令和3年度予算からは1つの細目といたしました。たばこは、増税による値上げや健康指向によるたばこ離れなどのマイナス要因と逆に増税による増収分をそれぞれ勘案し、令和2年度の決算見込みを参考に推計しております。予算額は3億9,300万円で、前年度に比べ3,390万円の増額、9.4%の増といたしました。

最後に、5項1目都市計画税でございます。現年課税分の土地については3億2,800万円で、前年度に比べ200万円の増額といたしました。家屋につきましては、1億8,100万円で、前年度に比べ800万円の減額といたしました。内容につきましては、それぞれ土地及び家屋の固定資産税と連動いたしております。滞納繰越分につきましては100万円で、前年度に比べ10万円の減額でございます。結果、都市計画税全体では予算額は5億1,000万円となり、前年度と比べ610万円の減額、1.2%の減といたしました。

それでは、予算書のページを戻らせていただきまして、20ページをお開きください。1款町税でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税までの町税全体の予算額は80億7,520万円となります。

続きまして、予算書の12ページをお開きください。前年度予算額と比べ5億2,480万円の減額、6.1%の減でございます。なお、町税の一般会計の歳入総額に占める割合は54.32%で、前年度に比べ2.36ポイントの減となっております。

以上で、歳入町税の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方はお願いします。
青木委員。

【青木委員】 ここに関連して質問できるかどうか分からないんですけど、資料に基づいて関連づけて質問させていただきますけども、企業立地促進条例の減税というのはやっているんですけども、どのぐらい減税するか、分からなかったらいいんですけど、分かれば教えていただけますか。

【佐藤（正）副委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 把握してございますので、ちょっとお待ちください。

【佐藤（正）副委員長】 遠藤主査。

【遠藤主査】 それでは、企業立地条例に伴う減税額にお答えさせていただきます。令和3年度課税への影響額でございますが、こちらはまだ確定しておりませんので、参考値という形になります。今回適用される法人といたしましては、6社となっております。合わせて減税額についてですが、固定資産税と都市計画税合わせておよそ1億447万円でございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 税金を見るとコロナの影響が非常に厳しい状況だなというのが一目で分かるわけですが、これまで町税の確保については、現年度課税分については、現年度にしっかり頂くということをとことん突き詰めてやってきたと思うんですけども、コロナの影響があつて、それもあり厳しい状況になるんじゃないかなと感覚的には思っているんですが、現段階で来年度の現年度収納率というのをどう担当課としては捉えていて、それに向けての対策等は考えられていますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 来年度の現年度の徴収の対策ということなんですが、令和2年度の現年の徴収が思ったよりもコロナの影響があまりない状況が個人町民税には見受けられています。逆に影響を受けているのは法人のほうが大きくて、皆さんコロナの影響があるにもかかわらず現年納めていただいていると

いう状況が見受けられますので、来年度もご負担にならない程度にこちらでも徴収に努めていきたいと思っています。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 原田収納課長。

【原田収納課長】 今年度コロナの関係で納税猶予の制度を採り入れましたので、大口のものが前年がどうしても今納められておりません。それが滞納繰越になってしまえば、その分は致し方ないことで、それは私たちもどうしようもないことですので、向こうにお任せするしかないんですが、かつ今年度ではないんですが、令和元年の終わり、ですから、どちらかといえば滞納繰越になるんですが、その催告というか、お願い、督促というんですかね、その作業が、緊急事態宣言で皆さん出にくいという状態なので、こちらとしてはいつものようなお声かけというか、やり取りができなかった部分があります。ですから、そういうものがあると、どうしてもこちらはセーブせざるを得ないんですけれども、それ以外に関しては、なるべく皆さんが出なくても納められるモバイルとか、そういうものの宣伝を今広報ではやっておりますけれども、やって、納めていただく方法が工夫としては今のところあるのかなとは思っています。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 町民の皆さんも、それから町で起業されている皆さんも、割と影響がなかったわけではないんでしょうけども、しっかり納めていただいたというのは、すばらしいなと思いますけれども、動向を見ながら都度都度できる対策はやっていただいて、これまでどおり現年分については現年に頂いていくというところは執着していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

天利委員。

【天利委員】 それでは、お伺いしたいんですが、徴収の関係では非常にご苦労されて、コロナ禍で徴収率を上げようということで、職員の方には感謝申し上げているところでございます。その中で12分の4で、賦課徴収事務の中で滞納整理管理システムの長期契約というのがございますが、徴収率を上げるためにこういう形で滞納の管理、そしてあと収納課で一元管理をされているということなんですが、そういったところで230万円ぐらい減をされているんですが、長期契約というのはどういう形にされているのか、あともう一つは、徴収率を上げるためにキャッシュレスの決済の代行があるんですが、そういった活用、町民の方々がいろいろ使ってという形になるかと思うんですが、その活用率というのはどのくらいなのか教えてください。

【佐藤（正）副委員長】 答弁をお願いします。

瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 まず、滞納管理システムの長期継続契約の仕方なんですが、もともと基本的にシステム内容の変更はなく、一部サーバーの交換で再リースという形を取りました。その際にリース業者の入札を行いまして、そちらで入札価格が下がったという形になります。

もう一つ、キャッシュレス決済なんですけど、現状2種類のキャッシュレス、モバイルレジでインターネットバンキングを利用してお口座から納付していただく形と、クレジットカードを利用して納付していただく形を取っております。現状令和3年2月末までに利用された件数で、モバイルレジが409件、モバイルクレジットが555件になります。コンビニエンスストアに比べますと、まだ利用者は少ないんですが、今後ご利用が増えればと思います。

【佐藤（正）副委員長】 キャッシュレスの率までは出ないですか。率という今質問があったんですけど、利用率ですか。そこまで出ないですか。難しいですか。

【瀬戸副主幹】 全体的な率はまだしていません、すみません。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 分かりました。件数はいただきましたので。

天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。滞納管理システムは入札によるということなので、リース業者を替えているということだったので、安く上がればいいなと思います。あともう一つは、それはいいんですが、キャッシュレスは非常に幅広い徴収方法を考えていらっしゃると思うので、それが功を奏して、さっきお話しされていた町民税については、非常に高い収納率になっているということなので、これも町民の努力だと思いますので、ぜひ周知徹底をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部税務課及び収納課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここからは町民部の審査に入らせていただきます。まず、町民部協働文化推進課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 改めまして、こんにちは。これより町民部が所管いたします令和3年度の予算案のご説明をさせていただきます。最初は協働文化推進課となります。

説明につきましては池田課長より、また質疑につきましては出席職員で対応してまいりますので、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【佐藤（正）副委員長】 池田協働文化推進課長。

【池田協働文化推進課長】 それでは、当課の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりまして説明させていただきます。なお、当課でございますが、組織の見直しに伴いまして4月より町民部町民協働課へと再編成されることとなっております。これに伴いまして予算特別委員会説明資料の備考欄に記載のとおり、町民部町民窓口課並びに新たに設置されます学び育成部学び推進課へ

予算の一部が移管されます。なお、事業の組替え等によりまして令和2年度の名称から変更となっている事業もございますので、説明資料の事業名の右側に前年度事業名を記載してございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、予算書52ページから55ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料2ページをご覧ください。自治会活動支援事業費につきましては、町内の各自治会の活動を支援することによる住民参加、地域住民自治を推進するための経費でございます。令和2年度までの地域集会所管理運営経費と合わせ事業費として再編成しております。役務費は、地域集会所の建物に対する保険料建物災害共済分担金でございます。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料です。使用料及び賃借料は、倉見、大曲、中瀬のそれぞれの地域集会所用地の借上料と地域集会所に設置するAEDの機械器具借上料でございます。負担金補助及び交付金は、町内22ございます自治会の活動を支援するための自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金、集会所運営費交付金等でございます。なお、本事業費は全て一般財源となっております。

続きまして、3ページ、協働推進事業費でございますが、こちらは自治基本条例を推進するための付属機関でありますまちづくり推進会議の運営開催に関する経費や、みんなの協働事業提案制度にかかる経費等でございます。令和2年度までの自治基本条例推進事業費、協働事業提案制度推進事業費、協働事務経費を再編成した事業費でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬です。報償費は、みんなの協働事業提案制度にかかる協働事業選考委員会の委員謝礼でございます。旅費は、推進会議委員の会議出席のための費用弁償と職員の普通旅費です。役務費は、全町民を対象といたしました住民活動補償保険の保険料でございます。前年度の給付件数が少なかったことにより見積金額が下がったため減額となっております。委託料は、庁内の各課等で開催しております審議会等の会議録作成を一括して委託するための費用で、コロナにより書面開催が増えるなど会議時間数が減少したこと等の実績を踏まえまして減額計上しております。負担金補助及び交付金でございますが、地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進めますみんなの協働事業提案制度におきまして提案者によるプレゼンテーションの結果、1件の提案を採択いたしましたので、令和3年の補助事業として計上してございます。これらの事業費の特定財源でございますが、資料では下段の①、予算書では36、37ページのまちづくり基金繰入金より50万円を充てております。

次の4ページ、男女共同参画推進事業費につきましては、法定計画でございます。さむかわ男女共同参画プランに基づきまして、意識醸成等男女共同参画社会の形成に向けた取組並びにプランの進行管理を行うための経費でございます。報償費は、男女共同参画プラン推進協議会の委員謝礼及び講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の出張のための普通旅費です。役務費は、子育て世代の参加の機会を確保するために講座等の開催時に一時保育を行うための保育従事者派遣手数料でございます。なお、備考欄に記載がございますが、こちらの事業費は町民部町民窓口課へ移管されることとなっております。また、財源につきましては全て一般財源でございます。

続きまして、5ページ、平和推進事業費です。核兵器廃絶平和都市宣言、昭和60年でございます。こちらの町といたしまして、戦争や核兵器の悲惨さを風化させず平和の尊さを訴え続けるために行う平和思想の普及啓発事業に要する経費でございます。需用費の消耗品費は、町の主催によります原爆パネル

展用の消耗品購入費です。役務費は、同じく原爆パネル展用の資料にかかる郵送料でございます。使用料及び賃借料は、中里交差点付近にございます核兵器廃絶平和都市宣言の広告塔設置用地の借上料と原爆パネル展用の資料の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、町が加盟しております平和首長会議のメンバーシップ納付金でございます。なお、こちらの事業費は町民部町民窓口課へ移管されることになってございます。また、財源につきましては全て一般財源でございます。

次に、6 ページ、国際交流基金積立金は、国際交流事業に役立てるための基金の利子積立金でございます。

続いて、下段の表、国際交流基金積立金の特定財源でございますが、予算書28、29ページの国際交流基金利子3,000円を全額充ててございます。備考欄に記載がございますが、こちらが学び育成部学び推進課へ移管することになってございます。

次に、7 ページ、生涯学習振興事業費でございます。こちらは情報提供をはじめ講座やイベントなど様々な学習機会を提供するなどして生涯学習を推進するための経費です。報償費は、各種講座研修のための講師等謝礼及び生涯学習推進会議の委員への謝礼、ゆうゆう学園の修了者への記念品代でございます。講座の内容及び回数等による減額となっております。旅費につきましては、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、事業紹介用のパンフレット、情報紙などの用紙代やインク代となっております。役務費は、人材登録制度などの事務連絡用の切手やはがきの購入費です。なお、こちらの事業費は学び育成部学び推進課へ移管することになってございます。財源につきましては全て一般財源です。

8 ページ、地域間交流促進事業費でございますが、町民の国際理解、国際交流、親善活動の推進と姉妹都市でございます山形県寒河江市との交流促進のための事業費です。旅費は、職員の普通旅費でございます。なお、2年度に予定していながらコロナ禍により見送りました寒河江市との姉妹都市締結30周年記念式典でございますが、3年度につきましても、先行きが不透明であることから、旅費や消耗品など関係経費の当初予算への計上は見送らせていただきました。今後の状況等を見極めつつ、また何と申しましても、寒河江市側のご意向も大切でございますので、連絡調整を相互に図りながら状況に応じて適切に対応してまいります。負担金補助及び交付金は、国際理解、交流活動を推進するさむかわ国際交流協会に対する国際交流事業等交付金でございます。なお、毎年計上しておりました姉妹都市との交流事業を行っていただいております寒川町姉妹都市文化交流会に対する地域間交流促進事業交付金でございますが、コロナ禍により2年度の交流事業を見送らざるを得なかった経過と現段階での交流事業の見通しが不透明なことから、当初予算への計上は見送らせていただいております。補助金の交付につきましては、交流事業が具体化した時点で適切に対応してまいりたいと考えてございます。

本事業費の特定財源でございますが、資料では下段の①、予算書36、37ページの国際交流基金繰入金30万円を国際交流事業等交付金に充てております。こちらの事業費は、学び育成部学び推進課へ移管することになってございます。

次に、9 ページ、外国籍町民支援事業費でございますが、日本語による意思疎通が難しい外国籍町民に対して生活する上で必要な通訳派遣に要する費用を支援するための経費でございます。旅費は、会議等出席のための職員の普通旅費です。役務費は、神奈川一般通訳支援事業を利用して多言語通訳を小中学校等に派遣していただいた場合に支払う手数料でございます。負担金補助及び交付金は、外国籍の患

者が安心して医療機関を受診できるよう、医療通訳ボランティアを派遣するためのシステムを県と市町村、NPOとで構築してございまして、その負担金となっております。こちらの事業費は学び育成部学び育成部学び推進課へ移管することとなっております。財源につきましては全て一般財源です。

最後に、教育費でございます。予算書は94、95ページ、タブレットの資料は10ページをご覧ください。10款教育費4項社会教育費5目文化渉外費でございます。地域文化振興事業費でございますが、寒川町文化祭の開催及び町内文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援を行うとともに、地域の文化振興を図り文化を通して交流を深めるための費用でございます。旅費は、会議等出席のための職員の普通旅費でございます。委託料は、寒川町文化連盟と寒川町婦人会とで構成いたします文化祭実行委員会に対する文化祭の開催委託料です。負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟への補助金でございます。こちらの事業費は学び育成部学び推進課へ移管することとなっております。財源につきましては全て一般財源です。

続きまして、歳入予算を説明させていただきます。予算書の24、25ページ、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料でございます。歳出02の行政財産使用料でございますが、宮山地域集会所の電柱、倉見大村集会所の公衆電話ボックス、一之宮地域集会所の自動販売機、これら3か所の土地の目的外使用による使用料となっております。

最後になりますが、令和3年度休止及び廃止等事業につきましてご説明させていただきます。こちらに記載のとおり、令和3年度はさむかわ若者会議促進事業を休止としてございます。予算の積算に当たりまして、当初は2年度予算要求時と同様花火の実施を含めた活動を想定し計上を予定してございましたが、新型コロナウイルス感染症による集会の制限等の影響や3年度予算編成における町の歳入状況等から判断いたしまして、町内の事業所をはじめ町民の皆様募金や協賛金等をお願いするのは大変厳しいものと考えてございます。特にみんなの花火につきましては、花火玉は全て募金で賄う方針でありますことから、コロナ禍により経済状況が悪化している中、資金の確保には大きな不安がございました。実施するのであれば今月中には募金玉を各所に置いて回らなければなりません、諸般の事情に鑑み、ご協力をお願いするのは難しいとの判断に至ったものでございます。また、花火以外の活動につきましても、感染症を考慮した場合にいまだ人寄せを伴う大がかりな事業は難しいと判断してございます。そのためさむかわ若者会議、まちスタへの活動の在り方といたしまして、3年度は政策提言に向けての研究活動を極力コストのかからない方法で継続し、資金の必要な大型事業は見送る方法で協議をいたしました。内容といたしましては、経済産業省の協力を得て進めてございますリーサス、地域経済分析システムを利用した寒川町の構造分析を継続して行いまして、政策提言への道筋としながら意見交換のためのオンラインミーティングなどを続けてまいります。さらに具体的な活動につきましては、今後もまちスタ内部で継続的に協議を続けてまいります、3年度予算要求につきましては、以上の理由から見送りとしたので、ご理解をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方はお願いします。
青木委員。

【青木委員】 12分の5の平和事業についてお尋ねするんですけど、今説明を聞いていたら、予算計

上は原爆パネルだけという感じにしか聞こえないんですけど、その点についてお聞きしますのと、去年も一般質問させていただいたんですけども、地域で連携して平和意識の高揚を図るという答弁をいただいたんですけど、現在そういった地域と連携するという計画とかというのはあるのでしょうか。お尋ねします。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまの青木委員からのご質問でございます。予算計上してございますこの金額につきましては、原爆パネル展の金額となっておりまして、従前のものよりも資料を増やし、拡大して行う予定となっております。なお、地域を巻き込んでの平和意識の高揚というご質問でございますが、現在のところはまだ検討の段階でございまして、今後の課題となっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 コロナ禍で厳しいというのも理解はできるんですけど、質問していたときに高揚を図るということを言っているの、何か計画を立てるべきじゃないかなと思うんですね。それと、去年も予算委員会で質問したと思うんですけど、新しい平和事業について、前回一般質問したときにいろんな提案をしたと思うんですね。そのときの答えが、試行錯誤しながらいろいろと取り組んでいくということなんですけど、そういったことについて試行錯誤されているのかということと、予算をそういうことについて、平和事業はなかなか見返りがないということなので、予算を計上するのも難しいとは思いますが、新しい平和事業について、どういった考えがあるのかということをお尋ねします。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご質問でございます。なかなか切り替えがすんなりいっていない、これまでの答弁どおりに動いていないんじゃないかというようなご質問でございました。地域を巻き込んでという形では、当然平和の宣言をしている町でございますので、私どもでも平和の活動は必要だとは考えてございます。ですが、じゃ、次はこれという策が打ち出せていないところは反省する点でございますので、今後の検討を続けてまいりたいところでございます。

実は、先ほど平和首長会議の説明をさせていただきましたが、現在私どもの担当の職員が1名、そこで行われてございます平和事業の研修に参加してございます。広島市で泊まり込みで行う研修でございまして、こちらで日本全国から職員が集まってくる研修でございますので、各所でどのような平和の試みが行われているのか学んできて、それをフィードバックしていただけるものと、私としては考えてございますので、今後の取組の参考としていきたいと思っております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 今の職員さんがというのは、それは非常にいいことだと思うんですけど、なかなか厳しいんですかね。やはり考えていただいて、答弁は試行錯誤もしていくということなので、今検討中とは言っているんですけども、ぜひ検討からさらにその上の段階に行っていただいて、試行錯誤しながら新しい平和事業についても取り組んでいただいて、予算を増やしていただきたいと思います。これは要望という形にしておきますので、今回は、よろしくお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

横手委員長。

【横手委員長】 幾つかありますので、教えてください。まず、自治会への補助を出しているのはよく分かっていますし、また、それから戸村部長が非常に真摯に自治会の方たちにお答えされている姿も見せていただいています。本当にお疲れさまでございます。

その上で伺いたいんですけども、自治会の加入率は、今年の落ち着きを見て、ある程度の加入率と、それから来年度一体どのくらいの目標を加入率においているのか、それをまずお聞かせください。それから、自治会に関する町民の方たちからの相談のようなものは、そちらの部署で受けていらっしゃるのか、それから受けている場合はどのような内容のものがあつたのか、もしあるのならば、教えてください。それから件数まで分かれば教えていただければと思います。

それと、今平和推進事業についてお話がありましたけれども、以前決算特別委員会でいろいろと関連している団体を調べたところ、政治的メッセージに偏りのある団体が7団体中6団体ありますよねと、このような団体と共催することに対して町民の方たちの理解が得られるんですかというのを、たしか、うちの杉崎議員が言わせていただいたはずです。それで平和事業というのは、やらなければいけないことは分かっているけども、そういう町民の理解が得られないようなことはやめたらいかがでしょうかということで見直しが入ったと思っておりますので、これはそのまま、その考えは継続されるのかどうか、それをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 越原副主幹。

【越原副主幹】 ただいまご質問いただきました自治会の加入率につきまして、直近の3年について述べさせていただきます。毎年7月1日現在で各自治会様より加入世帯数のご報告をいただきまして、平成30年度につきましては71.0%、令和元年度につきましては69.6%、令和2年度につきましては68.3%となっております。また、目標はあるのかというご質問でございましたけれども、新しい総合計画の中で数値の目標がございまして、70%を維持することを目標とさせていただいております。また自治会からどのような相談事があるかというご質問でございますが、とても多いのが、やはりごみの関係で、自治会に加入されていない方でもごみを捨てることができるのかとか、加入していない方がごみ置場の清掃とかに参加しないんだけれども、それでいいのかというようなご質問、またそれに関連して自治会を抜けてしまわれる方がいらっしゃる、加入率の低下などがございまして、それが特に一番多いご質問かと思えます。また、件数につきましては、申し訳ございません。年度の集計というものは取ってございません。お願いします。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 引き続きまして、答弁させていただきます。まず、ただいまの越原の答弁の補足でございますが、ごみの件につきましては、私も協働文化だけではなく、環境課と一緒にご説明につきましては対応させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。また、平和事業のご質問でございますけれども、従前にご答弁させていただきましたその姿勢については変わりございません。行政につきましては、そのときもお答えさせていただきましたが、中立性、公平性、この観点が担保されることが前提でございますので、これまでどおりこの姿勢は引き続き保っていくという

ことをご理解をお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員長。

【横手委員長】 自治会の加入率は下がっている中で、70%に戻そうとしている努力は必要だと思っています。それで、実は僕も町民の方から、結構ここに来てすごいお電話をいただいている件が、やめたというのがすごく多いんですよ。僕は、できればという言い方にさせてもらっているんですが、入っていたほうがいろいろと、メリットもありますよという言い方は変なんですけど、直接話を聞いてみると、いろいろな話があります。もし、できればなんですけど、相談窓口みたいなものを一度設けてもらえないかなというのが本音でございますので、このままでいくと、本当に自治会の在り方はどうしたらいいのかという、もう一回抜本的なところから、本音を言うておきます、考えたほうがいいんじゃないかなと思っています。そのぐらい僕のところに来ている相談というのは、いろいろと大変な話もありますので、それも含めて一度、まさに町民の方たちがより健康で、幸せに暮らすために自治会という活動もあるという形にして、自治会の在り方というものも含めて、ぜひ抜本的なところからもう一回考えたほうがいいのかなと、恐らくこのまま70%に上げようというのは無理、はっきり申し上げておきます、なかなか難しいと思います。だったら、何がいけなかったか、もう一回それを抜本的なところから考え直したほうがいいんじゃないかなということを要望として申し上げておきます。

それから、平和推進事業につきましては、引き続き中立、公平な立場を守っていただけるという言葉が今聞けましたので、それでいいと思っておりますので、その言葉は、僕はしっかりと忘れずにおきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、以上をもちまして、町民部協働文化推進課の審査を終わります。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 続きまして、町民安全課より令和3年度の予算説明をさせていただきます。

説明に当たりましては高木課長より、また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【横手委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 それでは、令和3年度町民安全課予算説明をさせていただきます。町民安全課所管の令和3年度の予算につきましては、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、事業の組替え等により令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明（参考）資料の事業名の右側の上に前年度の事業名を記載しておりますので、合わせてご参照ください。

それでは、ご説明させていただきます。予算書54ページ、55ページの2款総務費1項総務管理費11目

安全対策費でございます。タブレット資料は、090町民安全課予算特別委員会説明（参考）資料2ページをご覧ください。防災対策の充実事業費の防災対策事務経費であります。これは防災事務に要する経費でございます。8節旅費につきましては、防災関係会議参加への普通旅費、需用費では、ファックス用トナーの消耗品費や内水ハザードマップの印刷製本費、倉見防災倉庫の電気料の光熱水費で、役務費では、災害対策用携帯電話通話料の通信運搬費や倉見防災倉庫の保険料です。委託料では、昨今の台風やゲリラ豪雨に備え、より迅速で的確な防災体制を図るための水防体制支援サービス委託料でございます。負担金補助及び交付金では、災害時など県と市町村との円滑な連絡体制の構築から運用しております神奈川県防災行政通信網の整備や定期的な検査保守と有線回線使用料、衛星通信分担金を管理します県防災無線運営協議会への負担金などでございます。備考については、事業組替えの補足書き及び印刷製本費の皆増の理由については記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。防災対策事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書30ページ、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、需用費の印刷製本費に充てているほか防災対策事業費ほか6事業へ充当し、その他都市計画課の耐震改修促進事業費、消防予防課の火災予防推進事業費などに充ててございます。補助率は、事業の項目により2分の1または3分の1となっております。

次に、資料の3ページをご覧ください。防災対策事業費でございますが、報酬については、寒川町防災会議及び寒川町国民保護協議会、寒川町地震災害警戒本部の委員報酬でございます。報償費では、防災講演会の講師謝礼でございます。需用費では、各避難所に備えるための防災用備蓄品などの消耗品費、災害時の医療救護所用医薬品の医療材料費です。役務費では、ドローンへの損害保険料です。委託料では、昨年度発生しました令和元年度台風19号や新型コロナウイルス感染症など多様化する災害への対応や高齢化等社会環境の変化などから、寒川町地域防災計画を再検証し、町の状況に合った実効性のある計画に見直しを行う地域防災計画修正委託料や、町内に4基設置しております耐震性貯水槽点検清掃委託料など、備品購入費では、各避難所に備えるための防災資機材の購入費、負担金補助及び交付金では、昨今の集中豪雨等の発生による浸水被害から自宅の玄関などに止水板等設置に対し補助を行うもの及びドローンの操縦資格に関する講習受講料でございます。備考については、事業組替えの補足書き及び修繕料及び委託料の増減理由については記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。防災対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号01、予算書30ページ、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、報償費、需用費の消耗品費及び医薬材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金に充ててございます。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費でございますが、報償費については、町内に防災行政用無線の子局を51局設置しているうちの民地をお借りしている21局分の地権者に対する謝礼となります。需用費では、子局51局の電気料の光熱水費です。役務費では、MC A無線機の通話料と防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の使用料、通信運搬費となります。委託料では、町内51局並びに地域集会所などに設置しております固定系及び移動系の防災行政用無線の保守点検及び子局を設置している支柱についての劣化調査を行う委託料です。工事請負費では、広域避難所や地域集会所、町役場等に設置されております防災行政用無線移動系が令和

4年からデジタルに移行され使用できなくなるため、更新工事を実施し、災害時の情報伝達機能の安定化を図るデジタル移動通信システム更新工事です。負担金補助及び交付金では、防災行政用無線及びMCA無線にかかる電波利用料負担金と75歳のひとり暮らしの高齢者を対象として、ケーブルテレビ事業者の防災情報端末を利用した防災情報の提供を行うための利用料補助負担金です。備考については、委託料及び工事請負費の増理由については、記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、防災対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号01、予算書30ページ、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金及び歳入番号2、予算書38ページ、39ページの防災行政用無線維持管理事業債で、工事請負費に充ててございます。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。自主防災活動事業費でございますが、これは自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための経費でございます。需用費の修繕料は、自主防災組織で管理する防災備蓄倉庫の修繕完了による減となっております。負担金補助及び交付金は、自主防災組織の備蓄資機材等の充実を図るための補助でございます。29年度から備蓄食料や訓練費用を補助対象に追加するとともに、自主防災組織の訓練の義務づけも行っております。

続いて、下表をご覧ください、自主防災活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書30ページ、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、負担金補助及び交付金に充ててございます。

次に、タブレットの資料6ページをご覧ください。交通安全・防災対策の充実事業費に入らせていただきます。自転車駐車場維持管理等経費であります。相模線宮山駅、倉見駅の自転車駐車場の用地確保及び維持管理並びに寒川駅自転車等駐車場の運営経費でございます。需用費は、自転車駐車場用地借上げの賃貸借契約に添付する印紙代の消耗品費、委託料は、宮山駅、倉見駅の自転車駐車場の整理及び毎月1回の自転車駐車場内に放置された自転車の確認、回収、立会など撤去に関わる作業の委託料です。使用料及び賃借料につきましては、宮山駅、倉見駅に関わる自転車等駐車場用地の土地借上料、負担金補助及び交付金は、平成29年度より供用開始いたしました寒川駅自転車等駐車場施設等の設置及び運営負担金で、公益財団法人自転車駐車場整備センターとの間で締結しました協定に基づいて支払いを行っております。なお、本経費は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。交通安全活動事業費であります。交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための経費でございます。報償費につきましては、交通指導員15名分の報酬、需用費では、新入学児童の黄色い帽子や交通指導員の停止棒などの消耗品費、指導員の制服などの被服費、役務費では、交通指導員活動保険料です。負担金補助及び交付金では、交通事故防止や交通安全に関する様々な活動、啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。備考につきましては、報償費の増理由については記載のとおりでございます。なお、本事業も全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。放置自転車対策事業費であります。寒川町自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費では、放置自転車保管用地借上げの賃貸借契約書に添付する印紙代の消耗品費、役務費では、放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険の保険料、委託料では、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内

のパトロールや放置車両への警告札の添付という放置防止のための指導、啓発業務、放置された自転車等の撤去、運搬業務、放置自転車等の保管場所における整理などの管理業務に関する委託料でございます。使用料及び賃借料では、広域リサイクルセンター北側に設置する自転車等保管場所の土地借上料でございます。

続いて、放置自転車対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1及び2、予算書は36ページから39ページ、自転車等保管料及び撤去自転車売却収入につきましては、それぞれ委託料に充当しております。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。防犯対策事業費であります、町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業費でございます。報酬及び共済費、旅費では、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の計3名分の報酬及び社会保険料と通勤手当でございます。需用費では、新入学児童用の防犯ブザー購入の消耗品や町内全域の防犯灯電気料及び一之宮分庁舎等の電気料や上下水道料の光熱水費、また防犯灯の支柱の交換や移設に関わる修繕料でございます。役務費では、一之宮分庁舎の電話料の通信運搬費及び建物共済分担金としての保険料でございます。委託料では、一之宮分庁舎の管理清掃等業務委託料です。使用料及び賃借料は、防犯灯のリース料で、リース料の中にはLED灯本体のリース料及び付帯サービスとして灯具の維持管理、修繕、システム更新等の費用が含まれております。工事請負費では、防犯灯の新設工事でございます。本年度も地域の防犯灯新設予防に应运えて安心安全なまちづくりを一層推進できるよう設置数を30灯予定しております。備品購入費は防犯カメラ購入費用で、令和3年度は倉見駅自転車等駐車場に設置を予定しております。負担金補助及び交付金は、一切の暴力団の追放に向けた活動をする茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会の負担金及び犯罪のない社会づくりに向け防犯思想の普及、高揚に関する様々な活動を行っている茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金及び特殊詐欺の未然防止から新たに開始いたします迷惑電話防止機能付き電話器等購入補助金でございます。備考については、事業組替えの補足書き及び修繕料及び工事請負費、負担金補助及び交付金の増減理由については記載のとおりでございます。

続いて、防犯対策推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号01、予算書36ページ、37ページのまちづくり基金繰入金は、修繕料及び工事請負費、備品購入費に充ててございます歳入番号2、予算書30ページから33ページの神奈川県特殊詐欺被害防止対策事業補助金は、負担金補助及び交付金の迷惑電話防止機能付き電話器等購入補助金に交付され、県、町それぞれ3,000円を上限で県3分の1、町3分の1の負担となっております。

次に、タブレット資料10ページをご覧ください。安全対策事務経費であります、旅費は、交通防犯事業に伴う普通旅費でございます。備考については、事業組替えの補足書き及び旅費の増理由については記載のとおりでございます。なお、本事業も全て一般財源となっております。

最後に、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。予算書24ページ、25ページの行政財産使用料については、寒川駅南口自転車等駐車場内に設置されている東電柱等に関わる財産使用料です。こちらは財政課でまとめてご説明したのになります。

以上で、町民安全課の令和3年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 3点ぐらいあるかな。まず2ページ、来年度内水ハザードマップが全戸配布される予定になっておりますけれども、これは広報と一緒にまた配られるのかなと思うんですけど、大事なものですよということをもうちょっとアピールしていただいたほうがいいのかなという気がしておりまして、というのは、昨年洪水ハザードマップが全戸配布されたんですけど、どれだけ重要なものかというのが町民の皆さんになかなか伝わってなくて、我々は今回選挙がありましたので、いろいろ話を聞いていく中で、どこにあるか分からないとか、それから捨てちゃったという方もいらっしゃるして、相当重要なものだということがなかなか伝わっていないので、広報に挟むだけではなくて、あなたの命を守る大切なものですよというようなメッセージとかをつけられないものかなと思うんですが、その辺についてお考えをいただければと思います。

【横手委員長】 暫時時間延長いたします。続けてください。

【黒沢委員】 3ページの備蓄品の管理について伺いたいんですけども、様々な防災に関する備蓄をしていただいていると思いますけれども、特に賞味期限ですとか、消費期限がないものの備蓄もあろうかと思いますが、そういった賞味期限や消費期限がない備蓄品にはどういったものがあって、消費期限、賞味期限がない備蓄品についての取扱いはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、6ページの自転車駐車場維持管理等経費で、寒川駅の自転車駐車場なんですが、南側については、多層階になっていますよね。多層階になっていることから、特に高齢者の方が1階に止められないときに、2階、3階に自転車を持っていかなきゃいけない、また降りるときが高齢者の方にとっては非常に怖いというお話を何人もの方から伺っていて、これは以前にもご提案したんですけども、高齢者優先枠というのを1階等に造れないものかなと、もしくは北側の駐車場と連動して、高齢になった方に2階、3階に持って行っていただくというのは、かなり負担が大きいので、高齢者優先枠というのは造れないものかなと思っているわけですけども、その辺の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 ありがとうございます。まず、内水ハザードマップにつきましては、配布を7月の広報と合わせて全戸配布したいと考えております。洪水ハザードマップを去年5月に配った際に、分からないでそのまま一緒に廃棄された部分も多少あるというのは、うちも把握してまして、それで再度取りに来ていただいたので、送ったり、配ったりという経過はございます。内水ハザードマップにつきましても、確かに洪水ハザードマップより内水の頻度が高いということもありますので、その辺は周知を何か紙を貼るなり、ただ一応シルバー人材センターに持ち込むときに、はがれやすかったり、相談してみないと何とも言いかねるところはありますけれども、相談してみても何か対策が取れるかどうかは検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の備蓄品につきましては、賞味期限等備品上で期限がついているものの把握はある程度しております。まず食料品のサバイバルフーズとかは宇宙食なので25年、アルファ米は5年、災害用クラッカーは5年、液体ミルク等は14か月、生活用品の中のカセットボンベ等は8年、毛布などは10年、敷きマッ

ト等も10年、あと蓄便袋は15年、紙おむつ等は5年、生理用品等も5年、マスク等も5年、衛生用品等の消毒液等は3年、アルミックスシート等も3年、瞬間保冷剤等3年、あと乾電池等は10年という形で管理をさせていただいて、予算の関係もございますが、その期限に基づいて入替えをさせていただいているという経緯になっております。あとの期限等がない資材につきましては、そのまま保管させていただいているという形となっております。あと再利用につきましては、食品等のクラッカー等は現在社会福祉協議会や職員の労働組合等でフードバンクに欲しいというところがありますので、そちらに渡したり、防災訓練のときに使用したり、配布を行いたいと考えております。液体ミルクは保育園に提供しておりまして、直接飲むのは思うところがあるみたいで、シチューとか、そういう料理に変えていただいて、食べていただいているという形になっております。なお、生理用品につきましては、学校等で保健室に置いていただけないかなという相談はさせていただいたんですけども、うちのほうで今持っているのは今年新しいのを買ったんですけども、前のが古いので、なかなか進んでいない部分はございます。あとおむつとかマスクは、保育園や介護施設で活用できないかなと考えてございます。

南口の寒川駅の駐輪場に関しまして、高齢者の方の専用枠ということなんですけれども、一応ベルトコンベアーがついていまして、上に上げる際にそちらに引っかけてというか、前輪を設置していただければ、ある程度上に持ち上げる機能というのはついているんですけども、高齢者の方には、そういうのが使いにくいとか、降りるのに危ないということはあるのかとは思いますが、一時使用の場所については、多少早い者が空いているところに入れてしまうので、そちらは難しいとは思いますが、定期の枠でそういったことで、専用枠ができないかというのはご相談を自転車整備センターとしてみたいと思います。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、内水ハザードマップは大事なものですよという部分については、検討しますということだったので、しっかりと対応していただきたいなと思います。これはお金を使って作っていただいていますので、なくしたから、もらいに行けばいいやではないんだと思うんですよ。やはり大事なものだということを伝えることが大事なことなんだと思うんですよ。ですから、町民の皆さんに配られたときに、これは大事なもので、しっかりと取っておかなきゃいけない、また内容も読まなきゃいけないという思いにさせるのが、町の仕事だと思います。難しいことではありますけども、そのメッセージをしっかりとつけていただきたいなと思います。

それから、今おむつ、生理用品、マスク、この辺の再利用については、なかなか進んでいないということでございました。昨今、男性の私が言うのもあれですけども、ニュースやワイドショーで取り上げられております生理の貧困の問題、こういうところから特に生理用品等については、学校の現場で再利用が全国に広がりつつありますので、その辺はどうなんだろう。古くなっちゃうと、やっぱり使いづらいというのがあるから、再利用等が進んでいるところは、もうちょっと早い段階でのローリングストックというのがされているのかどうか、その辺も含めてしっかりと調査研究していただいて、再利用できるものは再利用すべきだろうと考えますので、その辺についてのお考えをもう一度お願いしたいと思います。

それから、自転車駐車場は、高齢者の方は、やはり下ってくるほうが危険だというお話がございますので、そういう方たちは定期じゃないんですよ。当然リタイヤされていますから、仕事に行っているわけでもないし、不定期に使うときに困ってしまうので、定期にそれが増えたとしても、なかなか優しさにつながらないんだと思うんですね。不定期に使える優先枠というのが求められていると思うんですね。南口だけで難しいのであれば、北との連携の中でということも考えられないかなと思うわけですが、求められているのは、この日出かけるときにという部分なんだと思うんですね。その辺について定期でそういう枠を作っても、なかなか実用性に乏しい、だから不定期で使うところ、そこに早い者勝ちではなくて、ある程度高齢者優先枠というのができないものかなと思うんですけども、この辺についてはもう一度お答えをいただければと思います。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 ありがとうございます。防災備蓄品の生理用品につきましては、先日私も学校の教育委員会に出向いて、お話しさせていただいたときに、どのぐらい前のなんですかという話だったので、今うちで廃棄するのは10年ぐらいのものになりますので、それであるとテープがついている部分とか、あと湿気の考え方もあるので、なかなか難しいんですけども、各学校には置いてありますので、保健の先生に見ていただいて、相談してみましようかというお話はいただいております。

あと、うちの保管期限は5年ぐらいと見ていますけれども、本来は製品的には3年ぐらいが目安で、ただ、その使用期限というのは、特にその後は、製品的にはそう作られているみたいなんだけど、定めというのはあまりないみたいなんですね。うちも5年ぐらいの使用期限を見ていますけれども、またそのちょっと手前で確認していただいて、使用できるようなものであれば再利用は必要とは思っていませんので、また相談しながら進めていきたいと考えております。

最後に、自転車駐輪場なんですけれども、一時利用場所の使用の現状は、昨年ぐらいからコロナ禍で大分使用率が落ちていまして、その前までは南口の稼働率については140%、一時使用場所が。北側については元年は138%、令和2年になりまして南口は69%、少し戻ってきました、3年は89%になっております。だから、コロナの部分で今現在だけで相談すれば、そういった枠を少し用意できることはあるのかなとは思いますが、これが通常の生活に戻りつつあると、一時使用場所というのがかなり飽和してしまっていて、なかなか難しい現状があるとは認識しております。その辺は自転車整備センターとも協議いたしまして、可能な範囲で協力はしていただけるかどうかは、自転車整備センター、運営費は向こうで、運営費でしていただいているので、その辺は相談して進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

茂内委員。

【茂内委員】 黒沢委員に似た質問になってしまうかもしれないんですが、あとほかに何点かお願いいたします。災害のときに備蓄されているものなんですけども、女性のものとか、赤ちゃんのものがありますが、お年寄りのおむつとか、そういうものはあるのかなと思ひまして、お聞きしたいです。あと、美化運動のときに、賞味期限が近いものをマンションだと、頂いたりすることがあるんですけども、今各家庭に例えば何かあったときにどれぐらいのものが配布されるとか、そういうものは決まっているん

ですかというのをお聞きしたいです。各家庭に例えば食糧を1人はこれとこれだけとか、そういう決まったものがあるのかなと思ひまして、お聞きしたいんです。

あと、放置自転車についてなんですけども、放置自転車は期間がある程度たつと処分されるような形になっていると思うんですが、その自転車はそのままスクラップみたいにして処分されるとか、そうになっているんでしょうかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

【横手委員長】 以上、3点お願いします。

高木課長。

【高木町民安全課長】 まず、1点目のおむつの種類に関しましては、子ども用と大人用の2種類でございます。そちらが保管されてございます。次の備蓄品の配布ということなんですけれども、町としては、避難所に避難された方の、関東大震災みたいな大正型地震でいうので来られると、県の調査の結果で3万600人ぐらいが避難してくるというような想定のおおむね3食分のものを備蓄しておりますので、避難訓練とかで賞味期限が来そうなものに関しては配ったりするときもあるんですけれども、基本的には備蓄品の使い方については、避難された人の3食分の食糧という形になります。あとの例えばマンションの場所で避難されている在宅避難の方がいらっしゃる場合については、この間の避難所運営マニュアルを見直したときにも、そういったものを避難所に取りに来て、ある程度の人数等を把握して、同じ3食分程度のそういうものの配布はしようというお話はしていますけれども、各家庭にこういう量でという定めというのは特にございません。

最後に、自転車駐輪場の放置自転車等の保管につきましては、告示後4か月後に廃棄できるというような決まりとなっております。そちらにつきましては、年末に公売にかけまして、海外に売却するという契約で処理させていただいております。よろしくお願いします。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 備蓄なんですけども、例えば避難所に行かないともらえないとなってしまうと、避難所に避難するのではなく、ご自宅で一応避難という形を取る方もいらっしゃると思うので、そういう方に食事がいくといいなとは思ったんですけども、それはきちんと皆さんにということではないということですね、今のお答えだと。

それと、放置自転車なんですけども、今海外にとおっしゃっていましたが、例えば日本で修繕して、それを売るとか、それをちょっとした売上げにするとか、そういう方法を取ることはできるんでしょうか。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 在宅避難の方で、どうしても取りに来られないとか、そういう場合につきましては、地域の自主防災組織の協力を得るなり、また、どうしても支援が必要な方につきましては、福祉課の協力を得るなどして対応は取りたいと考えております。

2点目の海外に持っていく分に関しましては、環境課で毎月資源のごみの日に自転車を回収するのは、活用社という町内にある会社で鉄くずとしての処理をしていますけれども、うちの売却金額はある程度まとめて出すので、若干高い形にはなりますので、定期的に適正な処理をしているのかなと理解しております。よろしくお願いします。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 分かりました。ありがとうございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

天利委員。

【天利委員】 それでは、2点ほどお伺いしたいんですが、5ページの自主防災活動事業費の中で負担金補助金というのが約40万円ぐらい減額されている、これは多分22の自治会の訓練に当たっての備品購入費という名目でされていると思うんですが、40万円の減額されている意味と、あともう一つは、防犯対策推進事業費の工事費の減の部分で工事請負費です。道路照明から防犯灯に切り替えた工事という、工事費を含めてだと思うんですが、957万円減額、なくなったから多分なくなっているんだろうけども、減額されているんだろうけども、既に町道にある道路照明が全部防犯灯に切り替わっちゃったのか、それをお伺いしたいんですが。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 自主防災組織の資機材の補助金については、例年例えば食糧とかにも使ってくださいとか、防災訓練の経費にも使ってくださいというふうに新たな部分で支出したりして、各自治会さんにはお話しさせていただいております。ただ、今年度のコロナ禍もありまして、大分申請件数が減っている部分と、あとこの事業を消防署からうちが24年に引き継ぐ前からずっと継続している事業でもありますので、私も地域担当で地域に行っていますけれども、かなり充実、自治会で買える範囲で充実した資機材が防災倉庫にあるものは、確認もした部分もありますので、ただ、それで申請が多くなれば、この予算については拡充していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

あと防犯灯の工事費につきましては、町道の街路灯を防犯灯に切り替えるという計画が道路課でございまして、今年度をその計画年度に合わせて道路課の、今年は南口に立っている街路灯を防犯灯に切り替える、あと大曲の富士スーパーの裏に水道みちというのがあるんですけども、そちらの街路灯を防犯灯に切り替えるという工事を行わせていただいております。次回の町道の街路灯を防犯灯に切り替える工事につきましては、計画上令和7年に切替工事を行うという計画になっておりますので、今年から令和7年度の間ににつきましては、道路課で更新工事とか、入替工事を行う年度となっておりますので、次にうちで防犯灯に切り替える工事については令和7年になってございます。よろしくお願いします。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。まず、自主防災活動は分かりましたけども、災害が起きたときには自主防災組織がこれから重要でございまして、最近大きな地震が多発しているところでございますので、そのところです。あともう一つは、22自治会を見て、この活動費を使いながら、かなりの自治会の機材を用意されているところが結構あるんですね。食料品になったり、いろんな部分で、さっき黒沢委員がお話ししたおむつとか、そういったものもあると思うんですが、自治会の中でも備蓄材の考え方が変わってきているので、それをもうちょっと平均的に、何が今後災害が起きたときに必要なのか、ぜひ町民安全課でお示しいただいて、こういう機材があれば例えば避難所に町内の方が行ったときにスムーズに避難所の生活ができるよとか、そういう内容を助言できるようなことがあればいいなどは私は思っているんですが、本当に自治会の考え方によって大分違ってきているので、そういったところ

は平等感があまりないのかなという思いがあって、自治会の方々の考え方だと思うんですけども、そういった認識が最近あるので、それはどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

それとあともう一つは、防犯灯の件は分かりました。令和3年は30灯は安全課で設置するということによろしいでしょうか。その確認です。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 ありがとうございます。防災備蓄品の自治会の考え方については、うちがもしそういう量というのであれば、先ほどお話しした3食とか、例えば集会所に来られる人数の換算にはなるんでしょうけれども、自治会の大きさだったり、加入率だったり、かなり備蓄量が違うのかなというところはあるかと思うんですけども、こういうものを備えてくださいというものに関しては、量はなかなか示しづらいんですけども、こういうものをそろえてくださいというようなものに関してはお話できるかと思うので、その辺は交付申請のときにそういった周知をしていきたいと思います。

あと防犯灯の設置については、自治会に毎年要望箇所を上げてくださいというようなお話をさせていただいて、そちらの箇所に設置させていただいております。また、例えば今年度は倉見駅のバリアフリー工事が終わって、その駐車場に防犯灯をつけるという、うちの考えでつける部分もございますので、一応基本的には地域のものを優先してつけて、あとうちの必要なところにつけさせていただくということで、それがおおむね今年30灯の予算を持っているということになっております。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 10分の4の防災行政用無線維持管理経費についてお尋ねします。工事請負費ということで、これはデジタル化を進めるということで、先ほど説明を受けたんですけど、デジタル化によって住民の方々に対してどういったメリットがあるということをお聞きしたいのと、あと防犯スピーカーが設置されていますけども、自分もいろいろと住民の方から聞くのは、聞こえづらい場所があるということで、聞こえづらくて何を言っているのか分からないという意見の方々が結構いるんですね。そういうことは町は把握されているのか、または調査されているのかということをお尋ねします。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 防災行政用無線のデジタル移動通信システム更新工事なんですけれども、寒川町役場や広域避難場所、地域集会所等現在48か所に導入整備されております移動系の無線機なんですけれども、それを災害時の緊急連絡用に活用してまいりましたが、先ほどお話ししましたとおり、デジタルに移行されるということで更新工事を実施します。これまでの移動系の通信につきましては、アナログ式であるため、災害時に通信がふくそう、電波が跳ね返って飛ばなくなることが起きたり、緊急通報が聞きづらいなどの課題もありました。このため通信回線数の大幅な増強を図られまして、携帯電話みたいな形の通信ができたり、文字放送、今まではメール等を送れませんでしたけど、メール等の機能を備えたデジタル通信システムから災害時の防災通信体制の強化を図りたいと考えております。また、移動系といって職員が持つ無線機があるんですけども、そちらについても14機から52機に増設して、災害現場に向かう各部のものにグループ分けして渡して、グループ分けの通信や一斉通信、救護車両の

通信などの増強を図りたいと考えております。

次の固定系の聞きづらい箇所があるというお話につきましては、町としましては、一応防災行政用無線の放送を確認する方法としては、電話による確認方法、74-0999を押していただくと、それが聞けたり、携帯やスマホ、パソコン等からホームページで確認、またメール配信やツイッター配信による確認やジェイコム端末機のサービス等を提供しまして、聞きづらい面を補うというようなことをしている状況でございます。よろしくお願いします。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 デジタル化についてはよく分かりました。迅速に情報を共有して伝えるということで認識しましたので、この点は分かりました。電話で聞くとか、携帯、スマホでツイッターなどいろいろな媒体で補うということなんですけど、恐らく言っている方々というのは、こういった情報を知らないと思うんですね。なので、本当を言ったら、直接町に電話をかけて聞くということもできないんだと思うんですけど、スピーカーを増やしたから聞こえるというわけでもないんですけども、いろんな媒体を周知させることが大事なのかなと思うんですね。それと、スピーカーを増やしたからというわけではないんですけど、把握されているから、そういった対応をされていると思うんですけども、先ほども聞いたんですが、そういった話は住民の方々から直接町に問合せが来たりするんですか、終わった後という感じで。先ほどその辺に答えていただけなかったもので、もう一度お尋ねします。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 先ほどの答弁の中で少し足りない部分があったので、補足させていただきます。町でも防災無線の子局の場所を落としまして、そこに円を描いて放送する範囲の取決めというのは作ってまして、それを保守点検の際に音を確認しながら、聞こえにくい地域がないような取組はさせていただいております。また、例えば放送が聞きにくいという方の連絡があれば、スピーカーの位置を変えたりとか、そういうことの調整はできますので、ご要望があればそういう調整はさせていただきますと考えております。

災害時の本当の緊急の台風のとときには、音声を大中小と調整できまして、本当の災害の台風のとときには大で鳴らすんですけど、通常の場合は中にしております。役場に来る電話の多い部分に関しては、鳴り過ぎて眠れないとか、こういうことじゃ困るという電話が多くて、発する情報に関してはある程度整理して管理運用させていただいている面もございますけれども、災害時の通信の大事な役目を果たしておりますので、もしそういうご希望がありましたら、町民安全課に報告していただければ現地を確認して、保守でスピーカーの位置を変えたり、そういう調整はさせていただきますので、よろしくお願いします。

【横手委員長】 それでは、佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 3点お願いします。まず、内水ハザードマップなんですけど、これは重要なものだという周知に努めていただくという答えをいただいた上で、大事なのが、去年配った洪水ハザードマップと内水ハザードマップの違いをいかに伝えていくかというところが、非常に私は重要だと思っているんですね。これがごっちゃになっちゃったり、間違えて認識しちゃったりということもあり得ると思うので、内水と洪水の違いというのをどういう形で町民の方に伝えていくか、お答えいただきたい

と思います。

2点目が、自主防災の備蓄の話もありましたけれども、町の備蓄と自主防災の備蓄というのがあると思うんですね。町として、ある程度自主防災ではこういうものを備蓄しているだとか、そういったものは把握しているのかどうか、また先ほどもありましたけれども、自主防災組織があつて防災については、差があつちゃ私はいけないと思うんですね。それも含めて、町としてもある程度、管理まではいかないんですけれども、指導というのか分からないんですけれども、もうちょっと踏み込んで自主防災組織に対する備蓄については、やっていったほうがいいんじゃないのかなと思っているんですが、町の見解をお聞かせください。

最後、3点目、防災行政用無線です。お答えがありましたけど、皆さんはいろんなところから聞くと思うんですけど、聞こえないというのとうるさいというのは、どちらもあるんですね。非常に難しいなと思っていて、何が解決方法なのか分からないんですけれども、聞こえない人とうるさいと言う人のバランスについて、町はどう対処しているのかというのを聞きたくて、多分1つのスピーカーについてもあると思うんです。こっちの人は聞こえない、こっちの人はうるさいというところが。そういう場合どう対応しているんですか。お答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 内水ハザードマップのメカニズムについては、大雨が降って下水道管の許容能力を超えた場合の浸水状況が内水ハザードマップで、洪水ハザードマップについては、川が大雨が降ってあふれた場合に、こういう形で浸水しますというものにつきましては、基本的には内水ハザードマップのほうが頻度が高いと考えておりますので、そのメカニズムについてはマップの中にも書いてございますけれども、そういった違いについては、各地域の防災訓練等や総合防災訓練等で来ている方に説明しながら促していきたいと考えております。また、ホームページ等に掲載するときにも工夫して、そういった違いの周知についても行っていきたいと思ひます。

自主防災組織の備蓄品につきましては、購入している状況については記録が残っておりますので、こういうものを持っているかというのは町でも把握はしていますですけど、保管年限とかもありますので、全てを把握しているわけじゃありませんけれども、先ほども話があつたとおり、基本的に備えていただきたいものに関しては周知を図っていききたいとは思ひうんですけど、量に関しましては自治会の購入できる範囲もございますので、ある程度のものは示していききたいとは思ひますけど、最終的には自治会の判断もあるのかなと考えてございます。

防災行政用無線の音声につきましては、聞こえないという方のお電話をいただければ、聞こえるような調整をさせていただきますし、音が大きいきよという方方がいらつしゃれば、また同じように、その家に向かない位置に変えたりしながら調整させていただいて、音量については、必要なものと考えておりますので、なくすわけにはいかないの、そういった微調整に理解していただきながら、また音をうちのほうでも測ったり、このぐらゐの角度に変えろとこれぐらゐ下がりますというのを見せながら行っている状況でございます。よろしくお願ひします。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 防災行政用無線については分かりました。それは都度対応していただくし

かないかなと思いますので、丁寧にやっていただいて、うまくバランスを取っていただきたいと思いますので、お願いします。

内水ハザードマップについてなんですけれども、ハザードマップ自体はすごくいいものかなと思って
いるんですね。ただ、洪水ハザードマップも一緒なんですけど、使い方を考えたときに、1つの使い
方が、見やすいところに貼るという使い方があると思うんですよ。私はそうしているんですけど、それを
考えたときに、これは両面印刷なので今回は貼れない形になっていて、表裏どちらにも大事なことが書い
てあるんですね。なので、何らかの形で内水ハザードマップを見やすいところに掲示するというのは、
私は必要だと思っていて、ただ両面は貼れないので、そうするとどこかに置いておく形になると思うの
で、今後貼れるような形、そういったものも、今回はこれは第1歩でいいとして、考えるべきなかな
と思うんですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

自主防災と町の備蓄の関係は、町の姿勢としては分かりました。あくまでも自主防災の備蓄につい
ては、共助の観点からということだと思うんですけれども、それについては分かったんですが、ある程度
調整しないと無駄に重複しちゃったり、例えば町の備蓄と自主防災の備蓄が当然重複してくる部分
はあるんですけれども、それが過度に重複しちゃったり、そういうことはあり得るんじゃないのかなと思
っていて、そういったことも含めて調整していくのが必要なかなと思うので、その点についてもう一回
お答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 防災備蓄品については、町は、広域避難場所で収容する人数に合わせて備え
させていただいている状況でございます。また、自治会で備蓄するのは、地域集会所等に避難された
ときに、そちらで補える量を備蓄されているのかなとは思っておりますけれども、地域のものを各広域
避難場所で使ってくださいということはありませんので、町としても広域避難場所で使うものに関しては
備蓄させていただいて、各自治会で用意していただくものについては、町でも検討させていただいて、
自治会と相談して協議させていただきたいと思います。

内水ハザードマップに表面、裏面があるんですけれども、自治会の地域集会所等とか、ほかの施設等
の公民館とかに貼ってもらうときには両面を貼ってくださいということで、複数枚渡している現状はご
ざいます。ただ、家庭用の部分で貼られる方がいらっしゃって、2枚というのはなかなか全部配り切れ
ないところもありますので、そちらは必要なものを貼っていただくか、もしくはいつでも見えるような
場所に置いて活用していただきたいと考えております。よろしくお願いします。

【横手委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民安全課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、町民部町民窓口課の審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

戸村部長。

【戸村町民部長】 町民部最後となります町民窓口課より、令和3年度予算案のご説明をさせてい

たきます。説明につきましては徳江課長より、また質疑等につきましては同席職員全員で対応いたしますので、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【横手委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和3年度予算につきまして説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、タブレット100町民窓口課をお開きいただき、こちらの予算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書52、53ページの下段にございます2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料は2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度にかかる経費などでございます。報償費につきましては、平成28年より実施しております、わたしの提案制度の報償授与にかかる報償品の購入費でございます。旅費につきましては、職員の会議等出席のための普通旅費でございます。こちらの広聴活動事業費の財源につきましては、全て一般財源を充ててございます。10目地域活動推進費は以上でございます。

次に、予算書54から57ページにまたがっております13目町民相談費でございます。

ここで申し訳ございませんが、タブレット資料の訂正をお願いしたいと思います。今回の町民相談事業費及び次ページになります人権啓発事業費の予算書のページ数が「54」、「55」となっておりますが、正しくは「54」から「57」でございます。2か所につきまして訂正をお願い申し上げます。誠に申し訳ございません。

【横手委員長】 これは後で訂正して、訂正したものがまたアップされると考えていいですね。続けてください。

【徳江町民窓口課長】 資料は3ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費と、法定計画である寒川自殺対策計画に基づいた施策の推進及び計画の進行管理等にかかる経費でございます。さらに同事業には、昨年まで別事業としておりました犯罪被害者等見舞金支給事業費を統合してございますので、後ほどご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、報償費は、毎月第2金曜日に実施しております司法書士相談の相談員への謝礼及び自殺対策計画推進協議会の委員への謝礼でございます。前年との差額は司法書士相談日が祝日により開催日数の減となったためでございます。旅費につきましては、自殺対策計画推進事業費の委員の費用弁償と、職員の会議、研修等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、自殺対策の一環として啓発用チラシを作成するための用紙購入費でございます。委託料は、毎月第1、第2、第3水曜日に実施しております法律相談に弁護士の派遣を神奈川県弁護士会に依頼してございます。この弁護士派遣のための委託料でございます。こちらの前年との差額は、法律相談日が祝日により開催日数の減となったためでございます。負担金補助及び交付金は、夫やパートナー等から暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金、人権に関する相談、啓発事業を行っている寒川町人権擁護委員会への補助金、経済的な理由で弁護士による弁護や権利擁護が受けられないということがないよ

う、神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金、茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で、寒川町民が茅ヶ崎市での相談を利用した場合の負担金でございます。この次に、扶助費が出てまいります、こちらが統合いたしました犯罪被害者等見舞金支給事業費でございます。本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族、または重傷病や障害となった町民に対し支援するものでございます。扶助費はその支援金を計上してございます。

続いて、こちらの特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の32、33ページにございます15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助の自殺対策強化交付金事業費補助金1万5,000円は、報償費の委員への謝礼、旅費及び需用費の消耗品費にそれぞれ記載の額を充当してございます。

次の歳入番号2、予算書は38、39になります。20款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入司法書士相談事業にかかる負担金4,000円は、司法書士相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費負担をしていただくもので、報償費の司法書士に払う謝礼に全額充当いたします。

次に、資料の4ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動を行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の人権関係の研修、講演会や会議等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品や人権講座、講演会等の資料の購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて、人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書32、33ページにございます15款県支出金3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金人権啓発活動委託金18万3,000円は、人権意識の普及、高揚を図る啓発事業にかかる委託金で、啓発物品の購入費用として全額需用費の消耗品費に充ててございます。

次に、予算書の56、57ページに移りまして、14目消費生活対策費に移らせていただきます。資料は5ページをお開きいただき、消費生活相談事業費になります。架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また、正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、毎週月曜日と木曜日に開設しております消費生活相談等の相談員への謝礼でございます。この差額につきましては、祝日による相談日数の減でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の会議等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、相談用参考図書の購入費でございます。役務費につきましては、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料となっております。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談等で町民が茅ヶ崎市消費生活センターで行われる相談を利用した場合の負担金、及び消費生活相談員の研修参加のための負担金でございます。差額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、こちらの特定財源でございますが、歳入番号1、予算書30、31ページにございます15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の消費者行政事業費補助金1万4,000円は、

市町村が行う消費者行政推進事業に対する補助金で、消費生活相談員のスキルアップの経費といたしまして、旅費と負担金補助及び交付金に充ててございます。

歳入番号2、予算書は38、39ページになります。20款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入消費生活相談事業にかかる負担金2万7,000円は、協定に基づいた消費生活相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の消費生活相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費負担していただくもので、報償費の消費生活相談員に支払う謝礼に全額充当してございます。こちらにつきましては、相談単価の増により歳入金額の増となっております。

以上で、2項総務管理費の説明を終わります。

次に、予算書の58、59ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。資料は6ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員計12名分の人件費でございます。

続きまして、こちらの特定財源でございます。たくさんございますが、よろしく願いいたします。歳入番号1及び2は、予算書の26、27ページにございまして、13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料1節総務管理手数料の1自動車臨時運行許可手数料56万2,000円は、仮ナンバーの貸出し時の手数料で、2住宅用家屋証明手数料44万2,000円は、租税特別措置法に基づいて、不動産登記にかかる登録免許税の減免を受ける際に必要な証明書の発行手数料でございます。どちらも全額給料に充当してございます。

歳入番号3から10までは、予算書の同じページにございます3節戸籍住民基本台帳手数料の各種証明の手数料で、歳入番号3の戸籍証明手数料265万5,000円は戸籍の謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号4、除籍証明手数料160万5,000円は除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号5、戸籍関係証明手数料5万6,000円は、戸籍の記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料となっております。歳入番号6の住民票証明手数料720万円は住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、歳入番号7の印鑑証明手数料456万円は印鑑登録証明発行時等の手数料でございます。歳入番号8の諸証明手数料33万9,000円は身分証明、戸籍附票、不在住証明等の発行時の手数料でございます。また、歳入番号9のコンビニ交付住民票証明手数料22万5,000円及び歳入番号10のコンビニ交付印鑑証明手数料22万5,000円につきましては、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書を交付した時の手数料でございます。歳入番号3から10までの手数料は、いずれも記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号11、予算書30、31ページにございます14款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金1節戸籍住民基本台帳費委託金中長期在留者住居地届出等事務委託金30万8,000円は、中長期在留者、特別永住者の住居地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号12は予算書の34、35ページになります。15款県支出金3項委託金1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務委託金5万4,000円でございます。厚生労働省が行う出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出に基づき集計を行う調査の委託金で、こちらも給料へ記載の額を充当してございます。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございますが、戸籍法、住民

基本台帳法等の法令に基づいて、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行、マイナンバーカードの交付等を行うための経費でございます。なお、令和3年度より昨年まで別事業としてご説明しておりましたパスポートセンター事務経費、広域戸籍証明事務経費及び斎場運営維持事業費をこちらの戸籍住民基本台帳経費に統合してございます。それによりまして備考欄に前年事業費等の違いの内訳について記載させていただいてございます。資料が複雑となり、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。旅費につきましては、職員の会議、研修等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、マイナンバーカードの裏書印刷用のインクリボン、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出転入等の異動の届出用紙、窓付き封筒、埋火葬許可証の作成費でございます。減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。役務費は、戸籍届出書類送付確認に使用するはがき、戸籍照会時に使用する切手の購入、パスポートセンターとのファクス回線使用料にかかる通信運搬費とコンビニエンスストア等での住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービスにかかる手数料でございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費、個人番号カード交付事務にかかる人材派遣委託費、コンビニ交付に伴うシステム保守委託料及び斎場運営維持管理委託料となっております。減額の理由は備考欄に記載のとおりとなっております。使用料及び賃借料は、個人番号カード交付の増加等に対応するための統合端末機器の借上料でございます。備品購入費は新たに設定したもので、個人番号カードにかかる住所変更等の処理に伴うカード裏書用のプリンタを購入するものでございます。こちらは皆増となっております。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金、個人番号カードを作成する費用等を地方公共団体情報システム機構、こちらはJ-LISと申しますが、の作成件数に基づいて支払っておりまして、個人番号カード関連事務委任交付金、コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び広域連携事業として行う神奈川県町村情報システム共同事業組合へコンビニ交付にかかるシステム経費を支払う負担金となっております。ここにさらに前年まではパスポートセンター事務経費にごさいました旅券発給等事務委託負担金と、広域戸籍証明事務経費にごさいました戸籍交付事務委託負担金加わっております。予算額の増の理由は、個人番号カードの交付増に伴いまして負担金が増えたためでございます。こちらでマイナンバーカードの交付枚数を申し上げます。令和3年2月28日現在交付枚数が1万3,400枚、交付率は27.52%、神奈川県といたしましては267万1,832枚、29.01%となっております。ちなみに全国は交付率のみ申し上げますが、26.3%となっております。こちらは前年同時期対比といたしまして、町としては5,264枚の増、交付率といたしましては10.78%の増となっております。

続きまして、戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました歳入番号1、戸籍証明手数料及び歳入番号8の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、職員給与費への充当残を印刷製本費に充当してございます。同じく歳入番号2、印鑑証明手数料は、職員給与費への充当残を消耗品費に、歳入番号4のコンビニ交付住民票証明手数料及び歳入番号5のコンビニ交付印鑑証明手数料も、職員給与費への充当残を役務費のコンビニ交付手数料にそれぞれ充当してございます。

戻りまして、歳入番号3、個人番号カード再交付手数料2万2,000円は、負担金補助及び交付金の個

人番号カード関連事務委任交付金に全額充当してございます。また、歳入番号6、予算書28、29ページにございます14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2節戸籍住民基本台帳費補助金個人番号カード交付事業費補助金1,344万8,000円は、個人番号カード等にかかる事務を行っている地方公共団体情報システム機構に市町村が交付する交付金に対する国からの補助金で、こちらも負担金補助及び交付金の個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当してございます。歳入番号7は、歳入番号6と同じ科目にございます個人番号カード交付事務費補助金につきましては、個人番号カードの交付事務に必要なものとして定められた経費に対して交付されるもので、こちらの447万7,000円は、一部を使用料及び賃借料、備品購入費に充当いたしまして、その残額は委託料の個人番号カード交付事務人材派遣委託料に全額充当してございます。歳入番号9、予算書32、33ページの15款県支出金2項県補助金7目市町村自治基盤強化総合補助金1節市町村自治基盤強化総合補助金にございます市町村自治基盤強化総合補助金969万5,000円ですが、こちらは既に財政課からご説明させていただいているものですが、このうちの42万2,000円を委託料に充ててございます。歳入番号10の人口動態調査事務委託金でございますが、こちらも先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました職員給与費への充当残を旅費に充当してございます。

最後に、歳入番号11、予算書38、39ページにございます20款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入広域戸籍証明納入金4万5,000円は、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、役務費の通信運搬費に一部充当し、残額を負担金補助及び交付金の戸籍交付事務委託負担金に充当してございます。

以上で、町民窓口課の令和3年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 今説明していただいた7分の7の戸籍住民基本台帳経費について聞きます。先ほど説明の中でも町の枚数が全体で1万3,400枚ということで、今回5,200枚それから増えたということなんですけど、今回も増ということで見込んでいますけども、令和3年度はどのぐらいの増を見込んでいるのでしょうか。

【横手委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 こちらにつきましては、個人番号カードの交付計画がございまして、こちらで約1万5,000枚の交付増を見込んでいるところでございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 今回は1万5,000枚ということで、また倍増ということですね。半分ぐらい、すごいんですね。なんですけども、これから便利だというのは確かにあるんですけども、逆に例えばいろんなことを聞くんですけど、健康保険証を組み込むとか、そういう話も出ていますし、常に所持するということもあって、個人情報詰まっているものなので、取扱いは注意しなきゃいけないと思うんですよね。落としてしまったときなんてプライバシーの漏洩の心配というの也被るんですけども、町として紛失

した場合の対応というのはどういった対応を取られるんですか。

【横手委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 まず、町民の方からなくされたというようなご連絡をいただいたときには、カードの作成されている場合は警察へも合わせて紛失届を出していただくようお願いさせていただきます。また、個人番号カードのコールセンターがございますので、こちらへご連絡していただくと一時停止の処理が取られることになります。こちらにつきますと、個人番号カードにつきましては、使えなくなりますので、個人番号カードをもしほかの方が拾われたとしても、その個人番号カードを使うためには、カード交付時に設定した暗証番号が必要になりますので、この暗証番号がないと実際カードとしては使えないということになります。ただし、今、青木委員さんがおっしゃるように、大変重要なカードでございます。カードの保管については、きちんと保管していただけるようにこちらをお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 様々な対策が取られているのは分かったんですけども、基本的には自分のイメージだと、今のお話だと、銀行のキャッシュカードの取扱いみたいな感じなんですかね。暗証番号もあってというような、個人情報とかが詰まっているので、非常に大事な、キャッシュカード以上に大事なカードとはなるんですけど、そういった対策を周知しなきゃいけないと思うんですよ。大切なカードだということについて、個人情報が詰まっているわけですから。そういった周知方法なんていうのはあるんですか。何かそこにプライバシーを守るために、先ほどみたいに常時持って歩くという可能性もあるので、そういった部分では大事なカードですので、ちゃんとした扱いをしてくださいみたいな、そういった周知というのはしているんですか。

【横手委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 個人番号カードにつきましては、まず今大変いろいろ言われているのは身分証明書、特に高齢者の方は身分証明書を持っていない方が非常に多くなります。まずは身分証明書としても活用できるということ、それとあとカード交付時に、こちらで暗証番号を設定していただいてカードの交付をしてございます。その際にもカードについては個人番号が一瞥では分からないようなケースに入れて、薄いケースですけども、一瞥できないケースに入れてお渡しして、大切に保管してくださいねというようなお話はさせていただいているところでございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、ないようなので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民窓口課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

本日の審査につきましては、ここまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 続きにつきましては、22日月曜日午前9時からこの場所ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、すみません、進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。本日の予算特別委員会はこれまでにしたいと思います。

最後に、副委員長、お願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 長時間にわたってお疲れさまでした。また週明けからよろしくお願いいたします。

これもちまして、予算特別委員会を本日は終了いたします。お疲れさまでした。

午後6時17分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 3年 6月 2日

委員長 横 手 旭